

<2.(著作者の権利)関連>

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

CC:

件名:「著作権法改正要望事項について【2. 著作権者の権利】」

御氏名及び御所属

御住所及びお電話番号

御意見

中古ゲームソフト裁判の最高裁判決を尊重し、中古著作物の売買の法規制は行わない

こと。
著作権者への中古売買への利益の還元は税の軽減・免除によって行ふべき。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

CC:

件名:「著作権法改正要望事項について【2. 著作権者の権利】」

御氏名及び御所屬

御住所及びお電話番号

御意見（記載要領参照）

アニメーション制作者、下請けテレビ番組制作者の生活向上のため、制作者・制作会社には自動的に「映画の著作物の著作権」を与えること。制作会社の従業員の場合は給与に反映させること。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【2】-7 関連

氏名:

所属:

住所:

電話番号:

意見:【2・著作権者の権利 7】について

7番の部分において『著作物の複製品(以下「著作物」)』の中古売買に対し権利の還元を行う権利をという意見が出ているが、これは2002年4月25日に最高裁で出た、いわゆる『中古ゲーム裁判』の判決に反するものであり、『反対』または『大幅な見直し』を求める。

この裁判では、中古売買による利益を、著作権者(メーカー)に還元させる権利を否定しており『円滑な市場流通に不利』『社会公共との調和』『自由に再譲渡ができる権利を(著作権者から)取得することを前提に(使用者に)譲渡される』としている)、権利を著作権者側に与えた場合は、かえって市場と文化の停滞・衰退を招くと判断した結果出されたものである。

また、頒布権・貸与権を著作権者に与えた場合『友達に(無償で)貸した・譲った』または『(双方合意の上)著作物を交換した』、さらには『(修復不可のため)廃棄した』といったことにも権利者の許可が必要となり、このための金銭的・人的労力も甚大なものとなりかねない。
つまり『還元のための労力で、還元すべき利益を食い潰す』ということが明らかである。

あわせて一部の著作権者から『CDやDVDなどのメディアは劣化しないから、新品でも中古でも同じ価値』との理由から権利を求める動きがあるが、これについても間違いが多く、どうも認められない意見である。
CD・DVDなどは『熱』『湿気』などの自然現象や『傷』『汚れ』などの人的要因から『永久に新品と同様の性能』を保てず、またディスク自体も経年劣化でデータの消失が起こることが、近年の研究で明らかになっている。

また、収録されているデータ(=著作物)は、必ずしも『最新=新品と同価値』とは限らず、使用するときは、その価値が大幅に下がっている(=無価値)ということも多数ある。
従って、メディアの劣化だけでなく、情報・データそのものの『価値の劣化』が起こることも、このことから明確である。

これらのことを結論としてまとめると、
『【2-7】の項目を取り入れた場合、かえって文化と市場を衰退させる』と云える。
著作権法の柱にある『文化の発展』を目指すためにも、この項目は認められないものである。

◆この文章については、私()が個人で出すもので、
他の企業・団体とは一切関係が無いものである。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【2】著作権者の

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名:

所属:

住所:

電話番号:

意見: (9)、(10)、(13)について

中古品売買(いわゆる再譲渡)は02年最高裁判決にて合法である点が確認されている。従って、著作物はその代価と引き換えに譲渡されることにより著作権者の権利は履行完了するものといえる。また、一度発行された著作物が永久かつ無制限に頒布権・譲渡権を持ち消滅しないという主張は国際的にも受け入れられない。むしろ、こうした改正議論が持ち上がること自体が、「ファーストセールズドクトリン」の精神の希薄な後進国家であるといえる。これは貸与権や漫画喫茶等における閲覧についてもいえる。著作物(それ以外でも同様だが)は新品市場と中古市場の相互補完によって成り立っており、どちらかが相手方の利益を著しく侵害していると考えるのは恣意的な論理展開であって事実を捉えていない。「著作権者の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与する」(著作権法1条)

という観念から見れば、国民が積極的に出版物・ゲーム等に関わることで当該市場が活性化し拡大することが何より重要である。著作権者の比重を殊更に堅守し、消費者の権利が規制されれば、当該市場そのものが縮小均衡にはまり、むしろ長期的な著作権者の利益減退、文化の衰退を招く恐れが高く避けなければならない。既に音楽業界などでは、権利団体ジャスラックの必要以上の取締りにより、一般市民より大きな批判を招いているほか、不当なコピーが市場の衰退を招いているとの指摘から導入されたコピーガードの実施においても、これにより音楽CD等販売額が回復したとの報告も見られない。これは娯楽の多様化や不況などの外部要因を複製による影響と見誤った音楽業界団体の誤認の例であるが、著作権者の利益が中古売買等によって侵されているという一部の主張は現状誤認、錯誤によるものといえ、著作権者の権利は現行法制度によっても十分に保護されており、これを改正する特段の理由は存在しないということを改めて指摘して締めくくりたい。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名:

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]

意見: (7) (8) (9) について

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

自分は、

【最高裁判所 平成14年4月25日 第1小法廷 判決（平成13年（受）第952号）】

<http://patent.site.ne.jp/jd/lib/sp/020425.htm>

及び

【(株)ソニー・コンピュータエンタテインメントに対する件（公正取引委員会・2001年8月1日審決）】

<http://snk.jftc.go.jp/cgi-bin/showdoc.cgi?dockey=H130801H10J01000001>

を支持するものであり、従って

2. 著作権者の権利

(8) 頒布権が及ぶのは、劇場公開用映画等で公に上映されることを前提とする映画の著作物のみであり、それ以外の著作物に係る譲渡権は、譲渡により消滅することの明文化

(9) 譲渡権の消滅の維持

を支持し、且つどのような記録媒体も、何時かは物理的にその機能が消滅するという事実をもって

(7) 書籍・ゲームソフトなど著作物の複製物の譲渡に関して、権利者に利益を還元する方策を検討する。

について反対を表明します。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【2. 関連】

文化庁長官官房著作権課法規係 御中

氏名: [REDACTED]

所属: (会社、学校もしくは職業) [REDACTED]

(本意見書は個人の見解であり、組織とは無関係である。)

住所: (非公開)

電話番号: [REDACTED]

意見: (7) (8) (9) について

社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会（以下ACCS）は2002年4月25日に最高裁判所・第一小法廷において確定したゲームメーカー7社と販売店チェーンなど3社の間で争われていた2件の訴訟に対する判決「中古ゲームソフトの売買は著作権法に違反しない」の立法による破棄を要求しているが、ACCSの要求、及び要求に従った法改正について反対する。

中古市場の縮退はコンテンツ（ゲーム、CD、本、DVD等々）の市場全体に不利益を与え、市場の縮退を招く可能性がある。また、古物売買は「（物品所有の）権利の消滅」を前提とし、法で認められた所有者が持つべき当然の権利である。

以上の理由につき私は、市場への不利益と、消費者の選択肢の減少をもたらす。また消費者の権利を奪う可能性のあるACCSによる立法要求に反対する。また同様に、2002年4月25日に最高裁判所判決を支持する。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について[2. 関連]

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (8) (9) (14) について

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

自由主義経済を維持するのに必須な、「報酬を得る機会」と、「財産権」を職種・物品によって差別されるのを防ぐ為に、

2. 著作権者の権利

(8) 頒布権が及ぶのは、劇場公開用映画等で公に上映されることを前提とする映画の著作物のみであり、それ以外の著作物に係る譲渡権は、譲渡により消尽することの明文化

(9) 譲渡権の消尽の維持

を支持し、

(14) 「追及権」の創設

に反対します。

もし、(14) 「追及権」を創設するならば、一部のものに偏ることなく、全ての物品に対して適用されなければ、[不公平]且つ[不公正]であります。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について[2. 著作権の権利関連]

- ① [REDACTED]
- ② [REDACTED]
- ③ (7) 反対します
(8) 賛成します
(9) 賛成します

以上

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について[2. 関連]

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 「著作権法改正要望事項について[2. 著作権の権利関連]」

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項について、以下の通り意見を表明します。

(1) 氏名:

所属 (職業):

(2) 御住所:

電話:

(3) 意見:

(10) について

賛成する。現行の規定では雑誌にごく短い文章やカットを一点掲載しただけでも第38条4項の要件を満たさない貸与を行っている者に対して単独でゲリラ的に刑事告訴もしくは民事訴訟を起こすことが可能であり、そのような権利行使を行うべき実態との乖離が問題と成り得る。その観点より、報酬請求権の行使は相当数の著作権者により構成される団体もしくは連合体に抛らなければ出来ないものとすべきである。

(13) について

性急な権利の付与には反対する。本年5月、本要望の主体と業界団体である日本複合カフェ協会との間で自主合意が締結されており、その運用状況を見極めたうえで改めて議論すべきである。また、要望されているような支分権を新規に創設もしくは展示権を大量複製物に拡大するなどの形を取った場合、一般の飲食店や理容店・医院の待合室に配架されている書籍・雑誌も違法となりかねず不合理な状況を創出する。そのような状況を避ける観点からも、文化庁としても立法に抛らない自主合意による解決を促し、当事者においては合意を尊重すべきである。

(14) について

わが国には権利の前提たる公売制度が存在しない状況において、権利を創設しても取引状況の監視に多額の費用が必要とみられる点から実効性に疑問点が残ると考えられ、また、諸外国においてはこの制度により資源配分に歪みが生じている問題点が指摘されていることなどを踏まえ、慎重に検討すべきである。

また、実行に際しては諸外国の立法例に準拠し

1) 原著作物のみを対象にし、複製物には適用されないこと

2) 転売が行われた日から3年以内又は著作権者が転売の事実を知ってから1年以内でなければ権利を行使出来ないこと

3) 権利は著作権者の死後20年を超えて存続しないこと

の三点を絶対条件とすべきである。

①氏名

②住所

③意見

所属

電話

(7) 反対します

(8) 賛成します

(9) 賛成します

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について[2. 関連]

氏名: [REDACTED]
所属: (会社、学校もしくは職業) [REDACTED]

住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]

意見: このメールでは中古品売買についての意見を寄こうと思っています。今回の意見募集における分類では、関係団体からの要望として(7)から(9)で挙がっている譲渡権・頒布権(消尽しない譲渡権)に関連します。中古品販売についても、著作権者に利益が還元されるようなシステム作りへの要望がいくつか寄せられているようですが、これは、著作物以外の中古品販売と著作物の中古品売買との間に、非常にバランスを欠いた状態を作り出すものであると指摘させていただきます。

言うまでも無いことですが、中古品販売という業態は著作物にのみ限定されているものではなく、より広い範囲を含んだものです。中古車、中古のゴルフ用品、古着、中古OA機器、中古家電品、中古家具、多くの中古品が売買されています。その中で、なぜに著作物を売買する場合にのみその権利者、製作者に利益を還元する必要があるのか、換言すると、著作物以外の物を製作した製作者には利益還元せず、著作権者のみを特別視し利益を還元する、そのような差別的なシステムを導入すべきという根拠に疑問があります。関係団体からの要望を読んでみても、著作者・著作権者にとってのメリットを論ずるばかりで、坪の外に置かれる側、著作物以外のものを製作するクリエイターの側を配慮した意見は一切見られません。そのような著作物に差別的に運用される権利の創設が、著作物以外のクリエイターやその市場にどのような影響を及ぼすのか、そこまで考えて慎重な検討を希望します。著作物は、その他の商品に比べてそんなに特権的なのでしょうか? 中古売買からも利益を取れるほどに? 私にはその根拠は思いつきません。著作物に限定した、中古売買からクリエイターへ利益を還元するシステムの構築に反対します。もしやるのであれば、より包括的な、すべての中古売買(製作者・設計者が特定不可能な場合を除く)において、クリエイターへ利益を換言することの出来るシステムの構築を希望します。もちろん、市場や流通には混乱をきたすでしょうが、すべてのクリエイターを保護するというのであれば、国のあり方としてまだ納得できます。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について[2. 関連]

文化庁長官官房著作権課法規係 御中

-----BEGIN PGP SIGNED MESSAGE-----

Hash: SHA1

著作権法改正要望事項に対する意見

1. 氏名・所属(職業): [REDACTED]
2. 住所・電話番号: [REDACTED] (以下プライバシー保護のため暗号化して末尾に掲載)
3. 意見: 著作者の権利の分野について以下可能な限り簡潔に書いていく

(8) (9) ... ユーザとのバランスの点から賛成。 / (7) ... 同 強く反対。
『消尽なき頒布権・譲渡権』は認めるべきではない。司法判断を尊重すべき。

(10) ... 「客籍貸与権」は、図書館や図書館法に該当しない無料の貸本とのバランスで、禁止権を伴うほど強いものであってはならず、報酬請求権もしくは、さらに限定された権利とすべきである。

(11) ... 著作者と著作隣接権者の正当なバランスの点から賛成。

(13) ... 図書館法に該当しない無料の貸本とのバランスの点から反対。
また、「マンガ喫茶」の『宣伝的役割(13)要求の逆』も考慮すべき。

(16) ... 技術革新の保護の観点から賛成。

【暗号化した個人情報】

貴省CA発行の「シリアルNo: [REDACTED] の公開鍵」で暗号化しています。

*****暗号文ここから*****

*****暗号文ここまで*****

以上

-----BEGIN PGP SIGNATURE-----

Version: [REDACTED]

Comment: [REDACTED]

Comment: [REDACTED]

-----END PGP SIGNATURE-----

分類1送付済み。以降分類3, 4, 5, 6, 7, 9について書いていく。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について[2. 関連]

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (7) (8) (9)について

中古売買は自由に行われるべきである。

中古ゲームソフト裁判では、二十六条（映画の著作物の）頒布権がゲーム中古売買を禁止できるかが、争点となったが、ゲームソフト、映画のDVD等の大量複製品の再販売、中古売買は自由に行え、使用料も不要であるという結論が出ている。

1、どのような商品であれ、購入者が不要になったときは自由に再譲渡できる事が前提に購入されている。（財産権）著作物流通においても例外でなく、ファーストセールドクトリン（再流通には著作権が及ばない）が国際標準となっている。

2、リサイクル事業は環境問題にとっても重要である。年間中古販売数はゲーム市場の30%約2,800万本といわれているが、中古売買が禁止されれば、使用可能であるにも関わらず、これらがごみとして処理され、環境悪化につながる。

3、消費者は用途に応じて、新品購入、中古購入、レンタルと使い分ける権利がある。消費者の利益は「新品販売」、「中古販売」、「レンタル」の自由な競争の中で実現される。とりわけ著作物は代替性が乏しい上に、再販制など競争制限が行われやすいので、利用方法間の競争が保証される事は重要である。

4、これらの一般的な消費者の権利が著作物であるからと言って、制限を受ける合理的な理由はない。むしろ著作物が「情報商品」である事によって、自由な商品流通が制限を受けると、情報化社会の進展の中でますます重要となる「知る権利」、「幸福追求権」が阻害される事となる。とりわけ消費者の「知る権利」は民主主義の根幹を成すものであることは言うまでもない。

5、より多くの人に、より安く、より多種類の著作物が提供される豊かな文化的土壌の中からしか、次世代の優れた著作家は生まれないため、著作権法が目的とする「文化の発展」には利用者の利益と著作権の保護のバランスが精査されることが重要である。

中古ゲームソフト裁判における、中古売買合法の判決は上記の点から消費者の利益と著作家の利益にもかかなうものであり、ひいては文化の発展にも貢献するものであり歓迎する。

然るに、今だ権利者団体から中古規制を求める法改正要望が出ているが、消費者の財産権を侵害し、競争による利益の享受を阻害し、消費者を踏み台に一時的なメーカーの利益を得ようとする不当な要求である。

この際、二十六条の頒布権は、本来の立法の趣旨である劇場用映画（公衆提示目的）に限定する事で、最高裁判決を著作権法に反映し疑問の余地をなくすることが必要になる。

宛先: "ch-houki@bunka.go.jp" <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について[2. 関連]

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (8)について

「二十六条の頒布権は公衆提示目的のみを残し、大量複製品の頒布権は消尽規定のある譲渡権と、貸与権に集約する」またはそれとほぼ同じ趣旨の要望が複数の団体から提出されていますが、これに賛成します。要望にあった理由とは異なるのですが、中古販売が合法化であることが確認されることで消費者が「既に生産中止となった著作物」を入手し、それに触れる機会が得られるのは著作権法の第一条に目的として掲げられている「文化の発展に寄与する」に合致すると考えます

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【2. 関連】

氏名
所属

住所
電話

<意見>

著作権者の権利について
本来、著作権とは著作物に対するアクセスつまり、
聞いたり、見たりした時に発生すべきものである。
しかしながら、技術的理由で、媒体に著作権を与えてきた。
今日、著作物のデジタル化が進み、また、AV機器のネットワーク化が進もうとしているので、
技術的にいつ、何を、誰がアクセスしたかは集計、課金可能になる。
実際、通信カラオケにおいては、各端末ごとに演奏曲を日々集計している。
このアクセス権が規定できれば、媒体に依存する中古販売の問題等、
媒体に依存する問題はなくなっていく。
私自身、こういったシステムの研究をしているので、
ぜひ、先取りして、すべてのコンテンツがアクセスしたことに対する対価と言う形に
なってほしい。
著作権のあるべき姿になっていくと思う。

著作権者の権利主張が多いが、
ユーザは広告に踊らされて、つまらないゲームを買って失敗したと言う経験はだれに
でもある。
宣伝と違うと言う内容では返品できない。だが、アクセスに応じた費用発生であれ
ば、
つまらなければ、アクセスが少なくなり、著作権者とユーザの関係は非常にフェアでよ
いと思う。

アクセス権を導入し、著作権者はアクセスに応じたライセンス料をうけとり
かわりに、コンテンツを改ざんしない限り、許諾権を放棄する。
不正にアクセスできないことを担保に、だれもが、アクセスでき、文化に貢献でき
る。

こういう規定を先進的に取り入れてほしい。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【2. 関連】

氏名:
所属:
住所:

電話番号:

意見: (10)について

書籍雑誌の貸与権を報酬請求権化すべきである

本年書籍・雑誌の貸与権が付与されたが、一般の「コミックレンタル店からも利益の
還元を」と言う理解を離れ、付与されたものは「許諾権を含む貸与権」である。
また対称もコミックに限らず「書籍雑誌」となっている。50年間のすべての出版物の
著作権を管理するなどできるはずがない。

最近ダンス教室音楽上演が受講料を徴収しているため「有料」に当たるという判
決が確定している。この点からがん患者等が会費制でがんの図書を集めて貸し出
すなどの行為が無許諾貸与に当たる可能性が出てきている。

報酬請求権化して原則自由貸し出し、著作権管理センターに登録したものに限り
使用料を支払う形にすべきである。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【2. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (13)について

マンガ喫茶規制に反対する

昨年コミック単行本販売数は史上最高を記録している。
数年来のマンガ喫茶、新古書店の増加に、コミック単行本は低迷していたが、対抗上
絶版本を復活し、廉価版を発行した事が市場拡大に貢献している。
再販制で市場原理が働きにくい業界であったが、ようやく自助努力行われ、市場
は活気伝いる。漫画喫茶規制は市場競争を阻害するものであり、反対する。

マンガ喫茶の利益が欲しければ、自由に参入すれば事足りる。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について

文化庁長官官房著作権課 法規係御中

著作権法改正要望事項について

[REDACTED]

要望項目(7)に反対します 要望項目(8)に賛成します
要望項目(9)に賛成します 要望項目(10)に賛成します

私はゲームユーザーの一人として、ゲームショップをよく利用しています。中古ソフトについてはいろいろな意見があるよう
ですが、消費者が一旦買った物については所有権は消費者にあると思います。売買はあくまで消費者と店側の間で、
相応な対価を払って行われるわけで、そこにメーカーが入る余地はありません。メーカーが使用料を販売店に要求す
るというのはお門違いだと思います。又使用料を要求することで、ゲーム店側の負担が増し、結果ソフトの価格が上
がるようなことがあれば、消費者のためにもならないと思います。はっきりいって購買意欲も下がります。
要望項目(8)については基本的に賛成です。(8)は最高裁判決の趣旨を明文化せよというものですので、これは法
の理念にかなっていると思います。

- (1) [REDACTED]
(2) [REDACTED]
(3) 意見

「著作権法改正要望事項について【2. 著作権者の権利関連】」(7)について意見させていただきます。

(7)は、要するに、著作物の複製物の中古品を販売した物に対して上納金を著作権者に納めさせようと考えられているものですね？私は、この意見についてきっぱり、反対の意を表明したいと思います。

その理由として、

まず、最初に前提として考えなければならないのは、ゲーム業界が(或いは出版業界、音楽業界なども)主張する「中古市場のせいで開発(製作)費用が回収出来ない」と言う主張が全ての条件下において正しいのか？と言うことがいえると思います。

そもそも「どのような形で商品を手入するかは購入者の選択に任されている」のが(共産主義社会でない限り)経済の大原則として存在しているはずなのです。

工業製品には様々な知的財産が用いられていることは日本のみならず、世界各国で共通している事実であり、その物理的な寿命に比して消費者に十分な満足を与えることができる期間が短い商品については中古品市場が形成されることも、日本のみならず世界各国で共通している事実です。

それなのに、なぜ、日本の、著作権者のみが、中古品の販売業者の営業努力の成果を搾取することが許されるのか、全く理解ができません。

ここで、物流という観点からこの問題について考えてみます。

- A:個人→古物商
B:古物商→個人
C:個人→個人(フリーマーケット・ネットオークションなども含む)

この3パターンを問題視されている順に並べるとすれば「B>C>A」でしょう。

誰から商品を買収しなければ古物として売ることは出来ないはずなのに、Aは何故かさほど問題視されず、Bだけが激しく非難されています。これは矛盾した考えなのではないのでしょうか？

文化庁は権利強化に際しての「萎縮効果」を過小評価する傾向が強いようですが、現実の萎縮効果はあらゆる形で市場を荒廃させる効果を発揮します。

報酬納付という、彼等がこのうえ無く好む表現を用いるならば「還元」——処理を行うのがこのうえ無く面倒(少額決済問題を想起すればすぐにわかるでしょう)なら、最後の手段はゴミとして棄てるしかありません。そして結局は、禁止権を設定するのと大して変わらず「自由に処分出来ない」廃棄物ばかりが増大し、物流は停滞し、市場がごく少数の高額所得者しか寄り付かない閉じられたものになってしまうのは目に見えています。

だからこそ、世界の私有財産制を認める全ての国で「権利の消尽」を共通のルールに定めているのであり、最高裁判決においては次のように判示されているのです。

(ア) 著作権法による著作権者の権利の保護は、社会公共の利益との調和の下において実現されなければならないところ、

(イ) 一般に、商品を譲渡する場合には、譲渡人は目的物について有する権利を譲受人に移転し、譲受人は譲渡人が有していた権利を取得するものであり、著作物又はその複製物が譲渡の目的物として市場での流通に置かれる場合にも、

譲受人が当該目的物につき自由に再譲渡することができる権利を取得することを前提として、取引行為が行われるものであって、仮に、著作物又はその複製物について譲渡を行う都度著作権者の許諾を要するという事になれば、市場における商品の自由な流通が阻害され、著作物又はその複製物の円滑な流通が妨げられて、かえって著作権者自身の利益を害することになるおそれがあり、ひいては「著作権等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与する」(著作権法1条)という著作権法の目的にも反することになり、(

ウ) 他方、著作権者は、著作物又はその複製物を自ら譲渡するに当たって譲渡代金を取得し、又はその利用を許諾するに当たって使用料を取得することができるのであるから、その代償を確保する機会は保障されているものということができる。著作権者又は許諾を受けた者から譲渡された著作物又はその複製物について、著作権者等が二重に利得を得ることを認める必要性は存在しないからである。

ところで、映画の著作物の頒布権に関する著作権法26条1項の規定は、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約(1948年6月26日にブラッセルで改正された規定)が映画の著作物について頒布権を設けていたことから、現行の著作権法制定時に、条約上の義務の履行として規定されたものであり、その背景は、

映画の著作物にのみ頒布権には多額の資本が投下されており、流通をコントロールして効率的に資本を回収する必要があったこと、著作権法制定当時、劇場用映画の取引については、前記のとおり専ら複製品の効次にわたる貸与を前提とするいわゆる配給制度の慣行が存在していたこと、著作権者の意図しない上映行為を規制することが困難であるため、その前段階である複製物の譲渡と貸与を含む頒布行為を規制する必要があったこと等の理由があったようである。

そして、本件のように公衆に提示することを目的としない家庭用テレビゲーム機に用いられる映画の著作物の複製物の譲渡については、市場における商品の円滑な流通を確保するなど、上記(ア)、(イ)及び(ウ)の観点から、当該著作物の複製物を公衆に譲渡する権利は、いったん適法に譲渡されたことにより、その目的を達成したものと消尽し、もはや著作権の効力は、当該複製物を公衆に再譲渡する行為には及ばないものと解すべきなのではないでしょうか？

もし、著作権法第26条を改正するのであれば本件最高裁判決に基づき譲渡に係る部分は消尽することを明記するか、その対象を「劇場等の施設で公衆に上映し、対価を得ることを目的とした映画の著作物」に限定すべきです。

以上。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[2. 関連]

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: 〒 [REDACTED]

電話番号: [REDACTED]
意見: (10)について

コピー問題の伴わない貸与はフリーにすべきで、
書籍雑誌の貸与権を廃止、もしくは報酬請求権化すべきである。

コピープロテクトの入っている著作物（DVD、テレビゲーム、CCCD）は通常の工業製品となんら変わらないため、貸与権からはすべきである。
ベルヌ条約は貸与権の創設をそもそも加盟国に義務づけていませんし、WIPO著作権条約も、私的複製物を製作するために貸与を受けるという利用方法が通常化していない場合にまで貸与権を創設することを義務づけていません。そして、その物理的な寿命に比して消費者に十分な満足を与えることができる期間が短い商品については、使い捨てをやめ、レンタルなどを活用するというのが、環境立国日本の国是にも沿うことを考えるならば、貸与権の範囲を限定する（10）の前段の意見に賛成します。

本年書籍・雑誌の貸与権が付与されたが、書籍に禁止権付きの貸与権を与えるケースは世界に例がない。貸与権から除外する事が相当である。
法改正趣旨の「コミックレンタル店からも利益の還元を」と言う一般の理解を離れ、付与されたものは「許諾権を含む貸与権」である。また対称もコミックに限らず「書籍雑誌」となっている。50年間のすべての出版物の著作権を管理するなどできるはずがない。

最近ダンス教室音楽上演が受講料を徴収しているため「有料」に当たるという判決が確定している。この点からがん患者等が会費制でがんの図書を集めて貸し出すなどの行為が無許諾貸与に当たる可能性が出てきている。

報酬請求権化して原則自由貸し出し、著作権管理センターに登録したものに限り使用料を支払う形にすべきである。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[2. 関連]

(1) 氏名: [REDACTED]
所属: (職業) [REDACTED]
(2) 住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
(3) 意見:

(7)には絶対に反対です。利用者に一方的な負担を押しつけるものであり、経済産業省や環境省が推進している「3R政策」にも真っ向から反しています。

(8)に賛成します。頒布権の立法趣旨に基づき、明文で劇場用映画を対象を限定すべきです。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について[2. 閣議]

意見

(7) 書籍・ゲームソフトなど著作物の複製物の譲渡に関して、権利者に利益を還元する方を検討する。

これには絶対に反対です。もともと新品を買った段階で作り手側にはお金を支払っているのにさらにまた、譲渡のときに利益を還元するということが自体ばかばかしいかぎりです！
つまらないものを買わされた場合はなんの保証も無いのに！メーカーが「ダメ(つまらない)保障」をしてくれるのか？してくれないと思います。
買った段階でお金をはらって、譲渡のときにもお金を還元するのはしたがっておかしい！

要望項目の(8)(9)(10)に関しては賛成です。

(8)の頒布権が及ぶのは、劇場公開用映画等で公に上映されることを前提とする映画の著作物のみであり、それ以外の著作物に係る譲渡権は、譲渡により消滅することの明文化。

条文を読んでも解るように権利義務の範囲が明らかにわかるので(8)の意見には基本的に賛成です！
したがって(7)の項目は無しと考えられます。

氏名:

所属:

住所:

電話番号:

意見:

2. 著作権者の権利について

(7) 書籍・ゲームソフトなど著作物の複製物の譲渡に関して、権利者に利益を還元する方を検討する。

これは、中古業者から一定の金銭を著作権者に納めるべき、というものです。世の中を見渡して見た場合、車やパソコンといったものは様々な知的財産でできていますが、これらのものには同じような中古市場が形成されています。なぜ中古市場が形成されるのか、ということは消費者に短期的な満足しかあたえられず、自己にとって不必要なものとして処分するために発生するのであります。このようなことは著作物の複製品にかぎらず、市場において価値があるとされる物一般にいえることです。しかしながら、車やパソコンといった知的財産の塊ともいえるものにはこのような権利が発生せず、著作権者にとってのみこのような権利が発生するとする合理的根拠はなんらありません。例えば理由として、与える効用は中古であっても同じとしていますが、有用性という点では工業生産品も同じであること、新品より減失した物の価値としての値段が中古品の値段であること(新品より汚損、磨耗している、付属品がない等)、時期におくれた情報であること、があり同じ効用をあたえるとはいえません。また、そもそも利益の回収は第一回の譲渡ではかるべきことであり、合理的理由なく自己の権利を拡大し、他者(中古業者)の営業努力を搾取することを認める(7)には反対します。

しかし、この利益還元の最終負担者は消費者であり、この権利の代償として、その中古購入品にたいして減失した価値の再補充、例えば汚損、破損した本や物品の交換に応じるというのであれば別です。

(8) 頒布権が及ぶのは、劇場公開用映画等で公に上映されることを前提とする映画の著作物のみであり、それ以外の著作物に係る譲渡権は、譲渡により消滅することの明文化

(8)は現行法では明文化されていないものの、最高裁判決で確認されたことを、法を一般に周知させるという、法の基本目的にかなっているものでありますから、賛成します。

(9) 譲渡権の消滅の維持

(9)においては賛成しますが、内容は(8)とかわらないものであるため割愛します。

(10) 書籍・雑誌の貸与権の報酬請求権化

(10)については意見によるとコピー問題のないとされる物品に対しては貸与権の範囲を狭めるべきとする意見と、書籍・雑誌に対しては禁止権ではなく報酬請求権とすべきとする意見です。

前者に対しては、貸与権の創設は、レコードのレンタルによっておこされる「借りてきた物品からの私的なコピー」によって、著作権者に利益が還元されないことを防止するために、おこなわれたものである。であるならば、このようなことがされないとされている物品に対して貸与権を設けることは適正な権利観念からすれば、権利として行き過ぎである。貸与権については、ベルヌ条約は加盟国に対してこの権利を設けることにに対して義務付けておらず、また意見にもしめされている通りWIPO著作権条約も、貸与した場合コピーがおこなわれるような状況であれば貸与権を設ける、としかいってません。また貸与は限りある資源の有効利用につながるものであり、したがってこの部分に賛成します。

後者については、書籍・雑誌となったものは貸与権によって流通を阻むことをできなくするものでありますが、著作物の文化的価値を考えた場合、多くの人に読まれ、検証された方が全体的な向上につながるということは容易に創造できます。しかしながら、利用者の文化的アクセスに対する費用を高めても、自由な貸与を禁止して、利益を公平に還元することに理由があるとして貸与権が設けられました。このとき、この禁止権は著作権者毎の個別的な処理が必要になるため、これらの処理手続きの簡素化のために、権利者側で機構を設け、実質的に全部にわたり貸与を不可能たしめる状態にはしない、とのことでした。現状をみていますとうまく機能しようとしているとはとてもいえないような状況であります。このままでは、低所得者、児童といった害物を多数購入することのできない者は、文化の恩恵にあずかれない状況をまねかねません。このような場合に考えられる、社会的損失に対して、禁止権ではなく報酬請求権として、広く一般に文化的恩恵を行き渡らしめることには、公平の見地からしても十分な理由があります。したがって、(10)の後段部分に賛成します。

(13) いわゆる「マンガ喫茶」でのコミックの利用に係る利益の著作権者への還元

これはいわゆる「マンガ喫茶」の利用に際して一定の金銭を支払えというものです。が、世界的にみて、「生産された物」を利用して収益をあげたならば、「生産された

物」の生産者に、一定の金銭を支払うべき、とは一般に考えられていません。(タクシー業者やゲームセンター等を参考)もしこのような道理が通るのであれば、物を生産する者にたいして、その物を利用して収益をあげようとする者は、すべからず一定の金銭を支払わなければならないことになります。また「マンガ喫茶」は、正規に販売された品を購入し、活用しているのであって、経済学的なフリーライドにはあたりません。したがって漫画の著作権者にのみこのような特別な権利が認められる合理的な理由はみとめられないので、(13)には反対します。

(14) 「追及権」の創設
わが国においては権利の前提たる、公売制度が存在せず、権利を創設しても市場の監視に多額の費用がかかるため、実効性に問題があります。また、諸外国においては、この権利によって資源の分配に偏りが生じるとする点が指摘されていることから、議論には慎重を要すると考えます。権利の消尽にも関係することであり、またわが国に馴染みのない権利であることも踏まえ、導入するのであれば外国の立法例を参考にし、極限られた範囲にのみ、対象とすべきであります。それは、複製物は対象にせず原著作物のみであること、属人性がつよい権利であるため死後長期にわたって保護しないこと、権利行使期間を短期(1年程度)にすること、などであります。

以上

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について[2. 関連]

氏名: [REDACTED]

所属: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

電話番号: [REDACTED]

意見: (7) (8) (9) について

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

自分は、
【最高裁判所 平成14年4月25日 第1小法廷 判決(平成13年(受)第952号)】

及び

【(株)ソニー・コンピュータエンタテインメントに対する件(公正取引委員会・2001年8月1日審決)】

を支持するものであり、拠って

2. 著作権者の権利

(8) 頒布権が及ぶのは、劇場公開用映画等で公に上映されることを前提とする映画の著作物のみであり、それ以外の著作物に係る譲渡権は、譲渡により消尽することの明文化

(9) 譲渡権の消尽の維持

を支持し、且つどのような記録媒体も、何時かは物理的にその機能が消滅するという事実をもって

(7) 書籍・ゲームソフトなど著作物の複製物の譲渡に関して、権利者に利益を還元する方策を検討する。
について反対を表明します。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【2. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
(尚、本意見は個人的なものであり、所属する団体とは関係ありません)
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見:
(13)の意見に反対します。

(13)は、要するに漫画喫茶等でコミックを利用した場合に漫画家に上納金を支払うようにせよとするものです。
しかし、工業製品には様々な知的財産が用いられていることは日本のみならず、世界各国で共通している事象であり、工業製品を購入した者がこれを活用して利益を得るということもまた、日本のみならず世界各国で共通している事象であります。当該工業製品を活用した利益を得たらその一部を、当該工業製品に用いられている知的財産に関する権利者に「還元」しなければならないとは一般に考えられていません。

なぜ、漫画家だけは、その作品の購入者がその創意工夫と営業努力の結果生み出した利益の一部を搾取できてしかるべきだと考えられるのか理解出来ません。

漫画喫茶においては、正規に出版された書籍を仕入れて活用しているのであり、経済学的な意味での「フリーライド」は全くありません。
漫画喫茶が不当に利益を得ているのであれば、漫画家ないし出版社が漫画喫茶ビジネスに参入すればよいのであって、その程度のことをも行わずに、ロビー活動により漫画喫茶等が得た利益の一部をピンハネしてしまうというのは、経済学的に見て何ら筋は通っていないのみならず、道徳的に見ても問題があるといえます。

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

件名: 著作権法改正要望事項について【2. 関連】

氏名: [REDACTED]

所属: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

電話: [REDACTED]

意見: 要望項目(7)に反対します。 要望項目(8)に賛成します。

要望項目(9)に賛成します。 要望項目(10)に賛成します。

以上

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[2. 関連]

(件名を間違えましたので、修正して再送します。)

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
(尚、本意見は個人的なものであり、所属する団体とは関係ありません)
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見:
(10)の意見に賛成します。

(10)は、1.及び2.についてが、コピー問題の伴わない貸与については貸与権の対象からはずせという
こと、
3.が書籍・雑誌等の貸与については禁止権ではなく報酬請求権に留めよというもの。

前段については、
借主が借りてきたオリジナル商品の私的複製物を製作して返却するという利用法が
通常とられるものについては、通常の工業製品の貸与と何ら変わるところはなく、
当該工業製品に自己の著作物が用いられている者にだけ、貸与権(貸与に対する報酬請求権を含
む)を付与する理由はありません。

ベルヌ条約は貸与権の創設をそもそも加盟国に義務づけていませんし、
WIPO著作権条約も、私的複製物を製作するために貸与を受けるという利用方法が通常化していない
場合にまで
貸与権を創設することを義務づけていません。
そして、その物理的な寿命に比して消費者に十分な満足を与えることができる期間が短い商品につ
いては、
使い捨てをやめ、レンタルなどを活用するというのが、環境立国日本の国是にも沿うことを考へ
るならば、
貸与権の範囲を限定する(10)の1.及び2.の意見に賛成します。

後段については、
前回の著作権法改正により書籍・雑誌の貸与に対しても著作権者に貸与禁止権を付与することとし
た際に、
著作権者側の代表は、書籍等のレンタルを禁止するつもりはない等とて国民や国会議員を安心
させておきながら、
上記改正法が施行される平成17年1月1日が目前だというのに、
「このことライセンス契約を結べば書籍・雑誌について合法的にレンタル業を営むことができる」と
いう組織ができあがっていません。
このまま上記改正法が施行された場合には、貸本業者はすべて廃業するか刑罰を受けることを甘受
するかという
選択を論理的には迫られることになります。
書籍・雑誌等は、著作権者側で理想の読者として想定する高額所得者だけが享受すればよいとい
うものではないことは
いうまでもないことでありますが、このままでは、地元の公立図書館が収蔵しない類の書籍につ
いて、
低所得者や子供たちはこれを閲覧し、それをその精神の発展に活かすことができなくなります。

もともと文化庁やコミック作家等は、レンタルコミックなどの収益の一部を漫画家に還元すべきと
いつて
国会議員を説得して法案を通したのに、改正法が「貸本業撲滅」という、国会が予定していない事
態を
生じさせることになってしまいます。
そのような事態は可能な限り回避すべきであり、したがって、上記改正法の施行日である平成17年
1月1日までに
「このことライセンス契約を結べば書籍・雑誌について合法的にレンタル業を営むことができる」
という組織が成立する見込みがないのであれば、
書籍・雑誌の著作権者から貸与禁止権を取り上げる立法を行うことが必要となります。
よって、私は(10)の3.にも賛成します。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[2. 関連]

(件名を間違えましたので、修正して再送します。)

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
(尚、本意見は個人的なものであり、所属する団体とは関係ありません)
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見:

(7)の意見に反対します。著作権とは所有権に勝る権利ではないと考えます。
それに伴い、(8)の意見にあるよう、2002年4月25日最高裁判所第一小法廷判決を尊重する法整備を
求めます。

(7)は、要するに、著作物の複製物の中古品を販売した物に対して上納金を著作権者に納めさせよと
するものです。

工業製品には様々な知的財産が用いられていることは日本のみならず、世界各国で共通している事
象であり、
その物理的な寿命に比して消費者に十分な満足を与えることができる期間が短い商品については
中古品市場が形成されることも、日本のみならず世界各国で共通している事象です。

それなのに、なぜ、日本の、著作権者のみが、中古品の販売業者の営業努力の成果を搾取すること
が許されるのか、
理解出来ません。

中古自動車を購入した人は、自動車メーカー、もしくはその製作に係わった全ての人に上納金を納
める必要が
出てくるのでしょうか?
家電リサイクルは、家電という著作物をメーカーに上納金を払わずに流通させますが、著作権侵害
になるのでしょうか?

そもそも、私たちは、ゲームやコミックを購入し、所有しています。
所有物を売ることは問題ないはずですが、(7)の意見からすると、これらの商品は、著作権者から私
たちが借り受けただけ
で勝手に売買できないものなののでしょうか?であれば、著作権者に返却したいコミックやCDが山ほ
どあるので
返却先を教えてください。

著作権とは所有権に勝る権利ですか?私にはそうは思えません。

付随して、(8)の意見にあるよう、2002年4月25日最高裁判所第一小法廷判決を尊重する法整備を求
めます。
決して、(7)の暴論を理由に判決をひっくり返す法律を策定しないよう、強く求めます。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について[2.関連]

文化庁長官官房著作権課 法規係御中
著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名

所属

住所

電話

意見

要望項目(8)について意見があります。
最高裁判決の趣旨を明文化することは
権利の範囲を明確にするということですから
(8)の意見に賛成です。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について[2.関連]

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

1:

2:

3:

(7)(8)(9)について

(7)に反対します。諸外国同様、現在の中古品の流通制度でいいと思います。

(8)(9)に賛成します。

最高裁判所 平成14年4月25日 第1小法廷 判決(平成13年(受)第952号)での
判決(家庭用テレビゲーム機用ソフトウェアの中古品販売業者による中古品の
公衆への譲渡が著作権侵害に当たらないとされた事例)を明文化して頂きたいです。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について[2. 関連]

氏名: [REDACTED]

所属: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

電話番号: [REDACTED]

意見:

改正される条項の著作権法26条の2・2について反対です。

要望として、著作物が中古販売され時そのお金は著作者に還元されるべきだとありますがそれは過保護だと思います。

一度販売されそこで収益を得ているわけですから。

漫画や書籍、ゲームなどは食べ物や工業製品と違い二次的(キャラクターの肖像権、アニメ化、映画化など)にも収益が得られる可能性が高いので中古流通がもたらす新作の売り上げ減少のみを理由に法律改正を行うことには絶対反対です。今行われている著作権法の改正は日本の知的産を育てる名目から行われています。中古販売で安く書籍、漫画、が手に入られる状況は文化を衰退させる事にはならず(これまで何十年と中古販売はされてきました。古本にお世話になっていない人を探すほうが難しいと思います。古本も一つの文化だと思います)、将来日本に多くの知的財産をもたらすと思います。

(7)～(9)に関連

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について[2. 関連]

文化庁長官官房著作権課 法規係御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名: [REDACTED]

所属(会社名、学校名等又は職業): [REDACTED]

住所: [REDACTED]

電話: [REDACTED]

意見: 要望項目(8)について意見があります。

(8)は、最高裁判決の趣旨を明文化せよというものですが、「条文を読めば、権利義務の範囲が明らかにわかる」という法の理想に近づけようというものなので(8)の意見には基本的に賛成です。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【2.関連】

氏名 [REDACTED]
所属 [REDACTED]
住所 [REDACTED]
電話 [REDACTED]
意見 要望項目（8）について意見があります。
意見例文（8）は、最高裁判決の主旨を明文化させるものであり、賛成です。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について

文化庁長官官房著作権課 法規係御中
著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名 [REDACTED]
所属 [REDACTED]
住所 [REDACTED]
電話 [REDACTED]

意見 要望項目（8）について意見があります。
（8）は、最高裁判決の趣旨を明文化せよというものです、
「条文を読めば、権利義務の範囲が明らかにわかる」
という法の理想に近づけようというものであることから、（8）の意見に基本的に賛成します。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 著作権法改正に関する意見募集に関して

件名: 著作権法改正要望事項について【2.関連】

文化庁長官官房著作権課 法規係御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名

所属

住所

電話

意見

要望項目(8)について意見があります。

意見例文⇒(8)は、最高裁判決の趣旨を明文化せよということですが、「条文を読めば、権利義務の範囲が明らかにわかる」という法の理想に近づけるものですから、(8)の意見には概ね賛成です。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【2.関連】

文化庁長官官房著作権課 法規係御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名

所属

住所

電話

意見

要望項目(8)について意見があります。

(8)は、最高裁判決の趣旨を明文化せよというものです。が、「条文を読めば、権利義務の範囲が明らかにわかる」という法の理想に近づけようというものですから、(8)の意見には基本的に賛成です。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について

文化庁長官官房著作権課 法規係御中

著作権法改正要望事項について、意見を表明します。

氏名 [REDACTED]

所属 [REDACTED]

住所 [REDACTED]

電話 [REDACTED]

意見 私は、要望項目(8)の意見に賛成です。
理由は、条文を読んだら権利義務の範囲が明らかにわかる、
という法に近づけようという趣旨だからです。

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]

意見: (7) 『書籍・ゲームソフトなど著作物の複製物の譲渡に関して、
権利者に利益を還元する方策を検討する』について

反対いたします。
著作物といえど、一般消費者から見た場合、著作物が固定した「物」です。
その「物」を購入した際、国際的に見ても著作権者の譲渡権は『消尽』する
はずです。
また、ゲームソフトについては、最高裁による判決で、明確に『消尽』する
旨明らかにされています。著作権法改正により、上記判決を「覆す」など、
愚かな行為を文化庁が為すべきではありません。

意見: (8) 『頒布権が及ぶのは、劇場公開用映画等で公に上映されることを
前提とする映画の著作物のみであり、それ以外の著作物に係る
譲渡権は、譲渡により消尽することの明文化』について

賛成いたします。
細目(7)の意見でも書きましたが、国際的にみても「譲渡による譲渡権の
消尽」はなかば常識であり、これが明文化されていなかった事が逆に
不思議です。

意見: (9) 『譲渡権の消尽の維持』について

賛成いたします。
細目(8)での意見同様、日本が国際社会でリーダーシップを取るためにも
グローバルスタンダードで行くべきです。

意見: (10) 『書籍・雑誌の貸与権の報酬請求権化』について

賛成します。
書籍の貸与権については、来年1月1日から施行となっているにもかかわらず、
業界側では貸与の管理を行う機関の設立など、まだ具体的には
なっておらず、このままでは来年以降、一切のレンタル業務が行えず
(または非合法化して)、貸本屋等のレンタル業界は壊滅する恐れが
あります。「報酬請求権」のみになっていれば、とりあえずのレンタル
業務は継続可能になります。

意見: (13) 『いわゆる「マンガ喫茶」でのコミックの利用に係る利益の
著作者への還元』について

反対します。
一般の消費財は、通常販売してしまつたら、その後になんらかの報酬を
受ける事は常識的に考えてもありません。著作物といえども、書籍は
消費財の一種です。なぜ書籍だけは、販売後も製作者に利益を還元しないと
いけないのでしょうか？
また、譲渡権は一度譲渡されたら権利は消尽するのは明文化されています。
どうしても権利者が「マンガ喫茶」での利益にあずかりたいのならば、
その業種に参入すれば良いだけの話です。

意見: (14) 『「追及権」の創設』について

反対します。
細目(13)と同様に、一度譲渡した後に再び報酬を受けようとする、一般的
な経済活動に反した考えです。一度著作者の手を(十分な対価を得て)離れて
いるのですから、その後の譲渡は自由です。
また、プライバシーの侵害になる可能性もあります。

以上

氏名: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]

■意見■

著作権法改正要望事項について【2. 著作権者の権利・関連】

「(7) 書籍・ゲームソフトなど著作物の複製物の譲渡に関して、権利者に利益を還元する方を検討する。」に関して。

■要旨■

書籍・ゲームソフトなど著作物の複製物の譲渡に関して、権利者に利益を還元することに反対する。

中古の著作物の売買に関して著作権者の利益請求権を認めることは世界的に見ても異例の措置であり、関係団体からの著作権法改正要望だけでは到底納得することができない。

■本文■

1. ゲーム著作権者はゲームのレンタルシステムを活用すれば利益の確保が可能である

中古の著作物の売買に関して著作権者の利益請求権を認めなくても、ゲームの著作権者はゲームのレンタルを始めれば利益の確保が可能である。

コンピュータソフトウェア著作権協会は「再譲渡を行なうユーザーと行なわないユーザーの間で不公平が生じてしまいます」と言う。しかしながら、ゲームを遊び終ったあとにゲームソフトを手元に置いておかなくても良いと思うユーザーのニーズが存在するのは歴然たる事実である。ゲームソフトは複製できない。コピーしたものを中古店に売っているわけではない。彼らは全くの正規のユーザーである。このようなユーザーの要望が不当なものであるとは到底言えない。

遊び終ったゲームソフトを「手元に置いておかなくても良いと思うユーザー」と「手元に置いておきたいと思うユーザー」を平等に扱うことは、現在の著作権法の元でもゲームソフトのレンタルを使えば可能である。

つまり、「手元に置いておかなくても良いと思うユーザー」のニーズはレンタルで満たし、「手元に置いておきたいと思うユーザー」のニーズは通常の小売で満たすのである。ゲームソフトは複製が不可能なので、レンタルしたゲームソフトをコピーすることはできない。複製可能な音楽CDのレンタルが可能であるのだから、複製できないゲームのレンタルが経営的に不可能であるとは言えない。

さらにはこのようなレンタルが消費者、ゲーム制作者双方の利益になる。

なぜなら「手元に置いておかなくても良いと思うユーザー」は現在の小売価格ではそれほどゲームを買わない。しかし、それより安いレンタル価格ならゲームにお金をもっと使うようになるだろう。またレンタルなのでそのようなユーザーが中古市場にゲームを売るということはなくなる。中古市場に出回るゲームソフトの量も減る。

また「手元に置いておきたいと思うユーザー」には通常の小売を利用してもらえば良い。小売で買ったユーザーが中古に売する場合もあるだろうが、この場合はそのソフトが面白くなかったからであると考えることができる。なぜなら、「手元に置いておかなくても良いと思うユーザー」は最初からレンタルを利用するだろう。すると、ゲームを中古に売るユーザーは「手元に置いておきたいと思っていたユーザー」だということになる。「手元に置いておきたいと思っていたユーザー」がそれにもかかわらずゲームを売るということは、ゲームソフトが面白くなかったからである。これはゲーム制作者の責任であって、その損失を著作権法が保護するいわれはない。

現在の著作権法の元でも、貸与権がゲーム著作権者に認められているので、レンタル開始時期をゲーム著作権者が決定することは可能である。レンタル価格もレンタル店との契約において、著作権報酬を通じて間接的に操作可能である。これは現在の小売価格の場合とそう変わらない。

さてレンタル開始時期とレンタル価格、小売開始時期と小売価格をどのように設定するかは俟てて経営判断に関する事項である。しかし、ある程度の目安はあらかじめ考察することができる。「手元に置いておかなくても

良いと思うユーザー」が現在ゲームソフトを遊ぶのに払っている金額「新品ソフトの小売価格 - 中古店へのソフトの売値価格」をレンタル価格とする。そうすれば、「手元に置いておかなくても良いと思うユーザー」は最初からレンタルを利用することだろう。

またレンタル開始時期を小売開始時期と同時にしても、上記のようなレンタル価格を設定すれば、「手元に置いておきたいと思うユーザー」はレンタルを利用することなく、現在と変わらずゲームを小売から買うことだろう。

さてレンタルを始めると「手元に置いておかなくても良いと思うユーザー」にゲームを小売価格で売ることができなくなるとゲーム制作会社は言うかも知れない。しかしながら、価格の高低で商品の買う買わないを消費者が判断するのは自由市場の変えることのできない大原則である。どのように著作権法を改正しようが「ゲームソフトは高い」と思っているユーザーにゲームを買わせることなどではしない。そのような望みは不当なものであり、即刻捨て去るべきだ。

2. 中古はゲーム著作権者の利益に反するとはいえない

次に、現在でも中古はゲーム著作権者の利益に反するとはいえないことを述べる。ゲームソフトは技術的な保護によりソフトの複製をすることがほぼ不可能だ。よって中古市場に出回っているソフトは消費者が遊び終わったか、期待したほど面白くなかったために中古ゲーム店に売ったものだと考えて間違いない。これは著作権法改正要望において関係団体がゲームソフトの違法複製の被害を訴えていないことからみても明らかだ。消費者が適正な流通経路で取得した商品を中古として店に売ろうが譲渡しようが、ゲームソフトの場合は複製が全く伴わないのだから、通常の財産の処分と何らかわるところはない。自分の財産の売買の自由は自由市場の原則である。

コンピュータソフトウェア著作権協会が「販売開始直後から新品と全く同一の内容のゲームを楽しむことができる」と述べている。上に書いたようにこれは正規の経路でソフトを手に入れた消費者が遊び終わったか、思ったよりも面白くなかったために店に売ったゲームソフトである。そのようにしてゲームを売った消費者は売ったお金で新たにゲームを買うかも知れない。この点において中古はゲーム著作権者の利益に反するとはいえない。

さらに言えば、中古市場があることにより消費者は安心してゲームを買うことができる。ゲームというのは買って遊んでみるまでは、実際に面白いかどうかは分かりにくい娯楽商品である。またその値段は据置機の場合5800円から6800円と高く、ゲームの主な消費者である小学生、中学生、高校生には簡単に買うことができない。しかし、中古市場があることにより、「もし面白くなかったとしても、中古で売れば損害を少なくできる」という安心感とともにより多くのゲームソフトを買うことだろう。これは中古はゲーム著作権者の利益に適うものである。

中古市場が成長すれば消費者、ゲーム著作権者、双方の利益になる。その成長を阻害するようなことは許されない。どのような産業も消費者と生産者だけで成り立っているのではない。その間に効率的な商品流通のシステムがあってこそ産業は発展する。中古市場はその一翼を担うものである。中古市場からの利益の収奪はゲーム会社の利益を一時的に増やすかも知れないがゲーム産業の発展をもたらさない。

3. 中古コミック・書籍に関して

中古コミック・書籍に関して著作権者に利益を還元するシステムを著作権法の改正により構築することに反対する。「レンタルを使えば著作権者は利益を確保できるし、そもそも中古は著作権者の利益に反しない」という上でゲームソフトに関して述べた理屈は、中古コミック・書籍にもそのままあてはまる。

加えて述べておきたい。知識の伝達には文章の複製が最も簡便な手段である。しかし現在の著作権法は著作権者の許諾を得ない著作物の複製を禁じている。知識の伝達は書籍という有体物の形をとって行なわれるしかない。それは書籍が新品であろうが中古であろうが関係ない。複製を禁じている以上、知識の伝達は書籍のやり取りによって行なわれる。

知識の伝達とは我々の社会において最も基本的な活動のひとつであり、それを阻害するようなことはできるだけ避けるべきである。まして、「文化

の発展に寄与することを目的とする」(第一条)著作権法においてそのような知識の伝達を阻害するような条文を作るべきではない。

以上。

氏名: [REDACTED]
所属: (会社) [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (7), (8), (10) 及び (13) について

(7) は、要するに、著作物の複製物の中古品を販売した物に対して上納金を著作権者に納めさせよとするものです。工業製品には様々な知的財産が用いられていることは日本のみならず、世界各国で共通している事象であり、その物理的な寿命に比して消費者に十分な満足を与えることができる期間が短い商品については中古品市場が形成されることも、日本のみならず世界各国で共通している事象です。それなのに、なぜ、日本の、著作権者のみが、中古品の販売業者の営業努力の成果を搾取することが許されるのか、全く理解不能です。したがって、(7) の意見には反対します。

(8) は、最高裁判決の趣旨を明文化せよというものです。『条文を読めば、権利義務の範囲が明らかにわかる』という法の理想に近づけようというものですから、(8) の意見には基本的に賛成です。

(10) は、コピー問題の伴わない貸与については貸与権の対象からはずせということと、書籍・雑誌等の貸与については禁止権ではなく報酬請求権に留めよというものです。

前段部分についていえば、借主が借りてきたオリジナル商品の私的複製物を製作して返却するという利用法が通常とされるものについては、通常の工業製品の貸与と何ら変わるところはなく、当該工業製品に自己の著作物が用いられている者にだけ、貸与権(貸与に対する報酬請求権を含む)を付与する理由はありません。ベルヌ条約は貸与権の創設をそもそも加盟国に義務づけていませんし、WIPO著作権条約も、私的複製物を製作するために貸与を受けるという利用方法が通常化していない場合にまで貸与権を創設することを義務づけていません。そして、その物理的な寿命に比して消費者に十分な満足を与えることができる期間が短い商品については、使い捨てをやめ、レンタルなどを活用するというのが、環境立国日本の国是にも沿うことを考えるならば、貸与権の範囲を限定する(10)の前段の意見に賛成します。

後段の部分については、前回の著作権法改正により書籍・雑誌の貸与に対しても著作権者に貸与禁止権を付与することとした際に、著作権者側の代表は、書籍等のレンタルを禁止するつもりはない等といて国民や国会議員を安心させておきながら、上記改正法が施行される平成17年1月1日が目前だということに、「このことライセンス契約を結べば書籍・雑誌について合法的にレンタル業を営むことができる」という組織ができあがっていません。このまま上記改正法が施行された場合には、貸与業者はすべて廃業するか罰金を受けることを甘受するかという選択を論理的には迫られることとなります。書籍・雑誌等は、著作権者側で理想の読者として想定する高所得者だけが享受すればよいというものではないことはいままでもないことですが、このままでは、地元の公立図書館が収蔵できない類の書籍について、低所得者や子供たちはこれを閲覧し、それをその精神の発展に活かすことができなくなります。もともと文化庁やコミック作家等は、レンタルコミックなどの収益の一部を漫画家に還元すべきという国会議員を説得して法案を通したのに、改正法が「貸与業撲滅」という、国会が予定していない事態を生じさせることになってしまいます。そのような事態は可能な限り回避すべきであり、したがって、上記改正法の施行日である平成17年1月1日までに「このことライセンス契約を結べば書籍・雑誌について合法的にレンタル業を営むことができる」という組織が成立する見込みがないのであれば、書籍・雑誌の著作権者から貸与禁止権を取り上げる立法を行うことが必要となります。よって、私は(10)の後段に賛成します。

(13) は、要するに漫画喫茶等でコミックを利用した場合に漫画家に上納金を支払うようにせよとするものです。しかし、工業製品には様々な知的財産が用いられていることは日本のみならず、世界各国で共通している事象であり、工業製品を購入した者がこれを活用して利益を得るということもまた、日本のみならず世界各国で共通している事象であり、当該工業製品を活用した利益を得たらその一部を、当該工業製品に用いられている知的財産に関する権利者に「還元」しなければならないとは一般に考えられていません。なぜ、漫画家だけは、その作品の購入者がその創意工夫と営業努力の結果生み出した利益の一部を搾取できてしかるべきだと考えられるのか、私には不思議でなりません。したがって、私は(13)の意見には反対します。

漫画喫茶においては、正規に出版された書籍を仕入れて活用しているのであり、経済学的な意味での「フリーライド」は全くありません。漫画喫茶が不当に利益を得ているのであれば、漫画家ないし出版社が漫画喫茶ビジネスに参入すればよいのであって、その程度のことをも行わずに、コピー活動により漫画喫茶等が得た利益の一部をピンハネしてしまうというのは、経済学的に見ても何ら筋は通っていないのみならず、道徳的にも問題があるといえます。

宛先: ch-hq@hunka.go.jp
cc: [REDACTED]
件名: 著作権法改正要望事項について[2. 譲渡]

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED] (一個人としての意見です)
住所: (記入の必要性を認めませんので省略いたします)
電話: (記入の必要性を認めませんので省略いたします)
※もし連絡の必要性が生じた場合は、
本メールの返信先へ御連絡ください。
意見: 以下の通りです。

意見ここから

【2. 著作権者の権利】 「新たな支配権の創設」(13)について

(13)

「いわゆる『マンガ喫茶』でのコミック利用に係る利益の著作権者への還元」には反対である。
いわゆる「マンガ喫茶」はその名とは違い、マンガを読ませることだけが営業目的ではない。元々は飲食(おもに飲料)の場所を提供するものであるし、多くはインターネットの利用も提供している。また、個人でくつろぐ空間を提供する業者もある。こうした複合的なサービス業に対し、マンガのみ特別扱いして利益の「上前をはねる」行為を許すことに僅かな正当性もない。

仮にここで「利益還元」が許されるのなら、他の飲食店や理容室などといった、来客者の待ち時間に書籍・雑誌を提供することが少ない業種にも影響を与えかねない。また、長年、日常的に続けられてきた行為に対するこうした規制が始まれば、それを避けるために一切の書籍・雑誌の提供を中止するところが増えることも予想される。そうなれば、出版業界の壊滅は必至だ(出版業界は自殺したくてこのような要望を出しているのだろうか?)。

読者は、書籍・雑誌の内容に応じて新品購入・中古購入・レンタル・マンガ喫茶などを使い分けているのであって、再販制によって硬直化した、マンガを始めとする書籍に対し選択の権利を行使しているのである。こうした選択権を奪ったところで、新品購入が増えようはずもない。誰も買わず、読まなくなるだけである。

よって、(13)には反対する。
それほどマンガ喫茶の利益が羨ましいのなら、権利処理の仕組みを確立させてから出版者みずから市場参入すれば良いではないか。もっとも貸与権の処理すらままならないような現状において、出版業界がこのような権利をも要望するというのは言語道断であるが。

意見ここまで

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED] (一個人としての意見です)
住所: (記入の必要性を認めませんので省略いたします)
電話: (記入の必要性を認めませんので省略いたします)
※もし連絡の必要性が生じた場合は、
本メールの返信先へ御連絡ください。
意見: 以下の通りです。

意見ここから

【2. 著作権者の権利】 「頒布権・譲渡権」(7) (8) (9)について

(7)に反対、(8) (9)に賛成である。

(7)

譲外である。
なぜ著作物に限り中古売買に権利料を発生させよというのか。

譲渡権が最初の譲渡で消尽するとするのが日本の立場であるにも関わらず、著作権法のみでこれを覆そうとするのは理不尽である。また、最高裁によって「二重に利得を認める必要性は存在しない」と明確に判断されているところであり、ここで(7)の要望を認めてしまえば司法判断を立法で覆すという悪しき前例になりかねない。

なお権利者側は、新品を買い(その後)譲渡した場合と、中古品を買った場合の両方について「ユーザーに支持された」と表現しているが、これは大きな誤りである(はっきり言ってしまえば、己の主張を通すための詭弁に過ぎない)。なぜなら、新品で買ってその後譲渡してしまったということは、ユーザーはその著作物を「支持」していないからだ。その著作物を手元に残す価値など、最初の購入者には無かったということであり、むしろ権利者は譲渡したユーザーに新品購入時の代金を一部返金すべきである。中古購入した者は、その本来返金されるべき著作権料を最初の購入者に肩代わりさせた形となり、最初の購入者への返金をきちんとしない限り、中古売買において著作権者が著作権料を要求するいわれなど無い。

よって(7)には反対である。

権利者側が中古市場から利益を得ようとするのなら、著作権者への適切な利益配分を確保した上で自ら中古市場へ参入すれば良いではないか。そうすれば、商品の適正価格(ユーザーが望んでいる価格)がシビアなまでに判るだろうし、一石二鳥だ。「ユーザーに支持された」などと言う余裕も無くなるだろう。

(8) (9)

いずれも賛成である。
頒布権は、劇場上映を前提として製作された映画の著作物のうち、劇場上映においての「頒布」のみに限定すべきである。

それ以外の著作物(劇場上映時を除く映画の著作物を含む)については、最初の譲渡で譲渡権が消尽する旨を明文化するべきだ。

そうすれば、(7)のような後ろ向きな要望など出てこなくなる。

意見ここまで

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc: [REDACTED]
件名: 著作権法改正要望事項について(2. 関連)

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED] (一個人としての意見です)
住所: (記入の必要性を認めませんので省略いたします)
電話: (記入の必要性を認めませんので省略いたします)
※もし連絡の必要性が生じた場合は、
本メールの返信先へ御連絡ください。
意見: 以下の通りです。

意見ここから

【2. 著作権者の権利】
「貸与権」(10)について。

賛成である。
書籍・雑誌の貸与権は報酬請求権化すべきである。

貸与を禁止する権原を権利者に与えてしまうと、レンタルコミック等の、安価で書籍に触れる機会を失わせる結果となる。教育上などの観点から本に触れねばならない子供達がますます本から遠ざかることも考えられる。

よって(10)の要望に賛成する。
また、現時点に置いては、貸与許諾・報酬請求の仕組みが整っていないため、書籍・雑誌について貸与権そのものを停止しておくべきである。「貸与権管理センター」なるものの設立が著作権法改正の前提であったのだから、その実現が絶望的な今、貸本業・レンタルコミック業への無用な混乱を避けるためにも必要かつ正当な措置だ。

なお、文化庁が提示した資料の中で「書籍・雑誌の貸与権の報酬請求権化」とされているこの項目は、日本コンパクトディスクビデオレンタル商業組合からの要望の第3項のみを反映したものである。第1項および第2項についてもここで述べさせてもらう。

第1項「『借りてダビングして返す』という利用方法が一般的ではないものについては貸与権の範囲から除外する」という要望に関して、賛成である。貸与権が、著作権者の利益を侵害するような貸与を防止するためのものなのだから、貸与された著作物に私的複製が伴わなければ貸与権により著作権者の利益を保護する必要などなくなる。あとは著作権側がいかに利益を得ていくかを工夫すれば良いだけの話である。

第2項「プログラムを組み込んだ工業製品は貸与禁止権の対象外であることを明文化」についても賛成である。こうした「法の随伴」について、将来、「権利者」によるおかしい要求や訴訟が起こされないと限らない。現在、日常的に認められている行為に影響を及ぼすことの無いよう法を適切な形に改めておくことは、国民生活のあらゆる場面に関わってくる著作権法なればこそ必要なものである。

意見ここまで

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc: [REDACTED]
件名: 著作権法改正要望事項について(2. 関連)

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED] (一個人としての意見です)
住所: (記入の必要性を認めませんので省略いたします)
電話: (記入の必要性を認めませんので省略いたします)
※もし連絡の必要性が生じた場合は、
本メールの返信先へ御連絡ください。
意見: 以下の通りです。

意見ここから

【2. 著作権者の権利】
「映画の著作物の著作権の帰属」
(11)、(12)について

(11) (12) いずれも賛成である。
映画の著作物——すなわち作品の質について全責任を負う立場なのは「監督」である。「思想又は感情を創作的に表現」しているのは「監督」その人であり、表現されているのは「監督」の「思想」や「感情」なのだ(もちろん原作たる著作物の作者のものも反映されてはいるが)。
それにも関わらず、映画の著作物の著作権は映画製作者へと「横取り」されている。このことは度々問題を引き起こしてきた。監督の意に反した改編が製作者の手によって行なわれ、酷い場合には原形を回復することが不可能な状態にまで追い込まれる。他の著作物であれば同一性保持権が侵害されたのと同じ行為である。しかし現行著作権法においては、映画製作者が自らの権利を行使したにすぎない。これは、著作権者であるべき監督の権利の問題のみならず、著作物があるべき姿で公表されることが阻害され、あるべき姿での鑑賞を望む観客の鑑賞機会を奪うという、反文化的な行為でもある。
著作権を監督に帰属させること。そして「発意」「責任」の意味を明確にし、実際に「表現」を行なった者を保護すべきである。映画製作者への保護は、個別の契約ないし一時的な権利の代理行使(これが永久に譲渡されてしまった形では問題になる)により行なうべきである。
いずれにせよ、映画の著作物の著作権はまず監督に帰属すべきである。

意見ここまで

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【2. 関連】

文化庁長官官房著作権課 法規係御中
著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名 [REDACTED]
所属 [REDACTED]
住所 [REDACTED]
電話 [REDACTED]
意見 要望項目（8）について意見があります。

【著作物の利用促進を図る必要性から、「著作権者不明等における著作物の利用」の条件を明確且つ明文化する必要がある。】
という点に賛同いたします。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【2. 関連】

文化庁長官官房著作権課 法規係御中
著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名 [REDACTED]
所属 [REDACTED]
住所 [REDACTED]
電話 [REDACTED]
意見

要望項目（8）について意見があります。
（8）は、最高裁判決の趣旨を明文化せよというのですが、
「条文を読めば、権利義務の範囲が明らかにわかる」という

ものですから、（8）の意見には賛成です。 [REDACTED]

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【2. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見:

「2. 著作権の権利」について

(13)は、要するに漫画喫茶等でコミックを利用した場合に漫画家に上納金を支払うようにせよとするものです。

私は、「マンガ喫茶での閲覧がマンガの販売減少の主原因である」という、一部の方の主張に必ずしも賛同はしませんが、

マンガ喫茶で、マンガがメインコンテンツとして扱われている以上、その対価を要求する心理は妥当なものと考えます。

問題はその対価の額の大小です。

音楽の著作権の話で、ジャズ喫茶が店の売り上げ以上の著作権使用料を要求され、経営が成り立たないというものがありません。ナンセンスです。

マンガ喫茶における著作権の使用料は一冊いくら、という一律的なものではなく、その利益のごく一部・・・という形での徴収が望ましいと思われます。

そして、それは0.5%~1%といった程度の額であるべきです。

著作権者の立場からすれば、それは物足りないものかもしれませんが。

しかし、マンガ喫茶は、単に著作の実購入を減少させるものにすぎないではありません。

高額収入者以外でも素晴らしい著作に触れられるという文化的な意義、そして何より、マンガ喫茶を通して、気軽にマンガに触れ合うことにより、広範囲な読者を獲得していると考えられます。

マンガ喫茶を利用している人間で、マンガを本屋で一冊も買ったことがないという人がいったいどれだけいるのでしょうか？

個人的な体験も言わせてもらえば、マンガ喫茶で出会って、ファンになり、今では、全単行本をそろえている作家もいます。

そんなマンガ喫茶の文化的意義、実販売に貢献している意義を無視して、ただ単にマンガ喫茶で読まれている分だけ実販売が減っているかのような幻想は持つべきではないと考えます。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【2. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見:

(7) (8) (9)についての意見です。

- 著作権法第26条を改正するのであれば本件最高裁判決に基づき譲渡に係る部分は消尽することを明記するか、その対象を「劇場の施設で公衆に上映し、対価を得ることを目的とした映画の著作物」に限定すべきです。

- もし中古販売が規制された場合、既に生産や出荷が終了してから時間がたったゲームソフトやCDをどこで入手すればいいのでしょうか？中古市場がそういった「受け皿」となっているのにそれを潰すのは如何なものでしょうか？

- 最高裁判決を破棄することになると聞きましたがそれは許されないことではないのでしょうか？

- チケットゲッターによるチケットの転売すらもとに規制できていない感があるのですが、それで規制などできるのですか？

- もう遊ばないゲームやもう聴かないCDを売った利益で新たに購入できたのにそれができなくなってしまう。買ったものをどうするかは基本的に個人の自由です。面白いゲームであればいつかやるだろうと手許に残すはずですが。

- 新品で買えば著作者に利益が入り、サポートを受けられたいりますが、中古で買えばまず受けられません。こういった例をしても「中古が利益を奪ってる」と言い続けるつもりですか？

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について[2.関連]文化庁長官官房著作権課
法規係御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名 [REDACTED]
所属(会社名、学校名等又は職業) [REDACTED]
住所 [REDACTED]
電話 [REDACTED]
意見 要望項目(8)について意見があります。

趣旨の明文化は、法律の理想であり、尚且「基本」であると考えます。
利権により判断を誤る事の無いよう、クリーンな法整備を望みます。
私は(8)の意見に賛成します。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について[2.. 関連]

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名 [REDACTED]
所属 [REDACTED]
電話 [REDACTED]

(7)(8)(9)について

(7)「ゲームソフトの新品が販売直後より中古品が出回るせいで新品が売れないから、一定期間中古品の販売を抑制して、その期間後中古品からも報酬を得るようにしたい」という改正案について。

過去に最高裁で争われて却下された考えを未だに引きずっているのがおかしいです。「新品と同一」という言葉を何度も使っていますがそんなわけありません。同一というのであれば製品が出荷された段階までさかのぼって言うべきです。出荷された段階では製品のほとんどはビニールなどで密封包装されています。ゲームをするためには当然中身を取り出さないといけないので、包装は剥がされます。それは当然復元されません。そういうことをとりだしてこの人たちは言っているんでしょうか。

最近のゲームはCDやDVDなどのプラスチック製の傷みやすいメディアに入っていますが、傷ついたらゲームが読み取れないんですけど、読み取れなかったものであっても「公衆に提供した」ってことで報酬を得ようと思ってるんでしょうか。

それに改正されるのであれば「ゲームソフトクリエイター」って言葉がなんでも出てきていますが、はっきり「ゲーム会社」って書き直したほうが良いです。ゲームの著作権を持っているのはほとんどの場合ゲームを販売した会社です。「ゲームソフトクリエイター」は会社の中にはいるかもしれませんが、著作権的には存在していません(釈迦に説法な気もしますが)。著作権を持っていない人をさもいるかのように錯覚させるこういった文章に騙されないで下さい。

ゲームだけこういった特別な措置を受けるのは理解できません。もしこういった改正が行われるのであればCDも再販制度の適用外のDVD、ビデオテープ、本などの全ての著作物に適用されるべきです。そういうこと言い出すとすべての中古品に適用するべきではないかと思います。たまたまゲームが映画との線引きがややふやですけど、たとえば車、家、パソコン、楽器などなどそういう著作物っぽいものは適用されるべきです。

どうやって報酬を計算するのか不思議なんですけどコレを考えた方はそういうことも考えているんだと思います。最近ではネットオークションってのもありますね。それにフリーマーケットってのもあります。あれはどういう扱いになるんでしょうか。個人から個人への言わば手渡しみたいなものですが、そういうものにもこの人たちは報酬を要求するのでしょうか。どうやって適正な報酬を計算するのでしょうか。

以上です。

著作権法改正要望事項に対し、以下のように意見を表明します。

氏名：[REDACTED]

所属：(会社名) [REDACTED]

住所：[REDACTED]

号

電話番号：[REDACTED]

意見：(7) について

(7)は、著作物の複製物の中古品を販売した物に対して上納金を著作権者に納めなさい、とするものです。

消費者が自身が購入し、己の欲求を満たし終えたものについてそれを商品欲する他者に売る事により、更なる欲求を自身を含めて満たすための中古品市場といったものが存在し、そこでの市場をより繁栄し、そこから利益を得ようと日々努力、精進している中古品業者が日本のみならず世界中に存在しています。

それなのに何故、その市場を支え、繁栄する為の努力をしていない日本の著作権者のみが、中古品の販売業者の営業努力の成果を得ることがゆるされるのか全く理解できません。

またこの件に関して2002年4月25日、最高裁判所・第一小法廷でゲームメーカー7社と販売店チェーンなど3社の間で争われていた2件の訴訟に対して「中古ゲームソフトの売買は著作権法に違反しない」と言う判決を下した中で次のように言われています。

(ア) 著作権法による著作権者の権利の保護は、社会公衆の利益との調和の下において実現されなければならないところ。(イ) 一般に、商品を譲渡する場合には、譲渡人は目的物について有する権利を譲受人に移転し、譲受人は譲渡人が有していた権利を取得するものであり、著作物又はその複製物が譲渡の目的物として市場での流通に置かれる場合にも、譲受人が当該目的物につき自由に再譲渡をすることができる権利を取得することを前提として、取引行為が行われるものであって、仮に、著作物又はその複製物について譲渡を行う都度著作権者の許諾を要するというになれば、市場における商品の自由な流通が阻害され、著作物又はその複製物の円滑な流通が妨げられて、かえって著作権者自身の利益を害することになるおそれがあり、ひいては「著作権等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与する」(著作権法1条)という著作権法の目的にも反することになり、(ウ) 他方、著作権者は、著作物又はその複製物を自ら譲渡するに当たって譲渡代金を取得し、又はその利用を許諾するに当たって使用料を取得することができるのであるから、その代償を確保する機会は保障されているものといえることができ、著作権者又は許諾を受けた者から譲渡された著作物又はその複製物について、著作権者等が二重に利得を得ることを認める必要性は存在しないからである。

ところで、映画の著作物の頒布権に関する著作権法26条1項の規定は、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約(1948年6月26日にブラッセルで改正された規定)が映画の著作物について頒布権を設けていたことから、現行の著作権法制定時に、条約上の義務の履行として規定されたものである。映画の著作物にのみ頒布権が認められたのは、映画製作には多額の資本が投下されており、流通をコントロールして効率的に資本を回収する必要があったこと、著作権法制定当時、劇場用映画の取引については、前記のとおり専ら複製品の数度にわたる貸与を前提とするいわゆる配給制度の慣行が存在していたこと、著作権者の意図しない上映行為を規制することが困難であるため、その前段階である複製物の譲渡と貸与を含む頒布行為を規制する必要があったこと等の理由によるものである。このような事情から、同法26条の規定の解釈として、上記配給制度という取引実態のある映画の著作物又はその複製物については、これらの著作物等を公衆に提示することを目的として譲渡し、又は貸与する権利(同法26条、2条1項19号後段)が消尽しな

いと解されていたが、同法26条は、映画の著作物についての頒布権が消尽するか否かについて、何らの定めもしていない以上、消尽の有無は、専ら解釈にゆだねられていると解される。

そして、本件のように公衆に提示することを目的としないう家庭用テレビゲーム機に用いられる映画の著作物の複製物の譲渡については、市場における商品の円滑な流通を確保するなど、上記(ア)、(イ)及び(ウ)の観点から、当該著作物の複製物を公衆に譲渡する権利は、いったん適法に譲渡されたことにより、その目的を達成したものとして消尽し、もはや著作権の効力は、当該複製物を公衆に再譲渡する行為には及ばないものと解すべきである。

上記判決文の内容から、そもそもこの件に関して新たな上納金を納める義務を誰も有していない事は明白です。

従って(7)については反対します。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 「著作権法改正要望事項について[2. 関連]」

(1)
氏名: [REDACTED]
職業: [REDACTED]

(2)
住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]

(3)
意見:

(7) 「書籍・ゲームソフトなど著作物の複製物の譲渡に関して、権利者に利益を還元する方を検討する」について。

反対です。

最初の譲渡で権利が消尽することは、国際的に見ても至極当然なことです。最高裁の判決でも最初の譲渡で権利が消尽することが出ています。

正当な手段で入手したものはその所有者が自由に処分することができるはずです。著作物の複製物であっても、その自由を制限しなければならない必要性はありません。

(8) 「頒布権が及ぶのは、劇場公開用映画等で公に上映されることを前提とする映画の著作物のみであり、それ以外の著作物に係る譲渡権は、譲渡により消尽することの明文化」について。

賛成です。

(9) 「譲渡権の消尽の維持」について

賛成です。

(10) 「書籍・雑誌の貸与権の報酬請求権化」について

「書籍・雑誌には貸与権は及ばない」とするのが理想だが、次善策としては賛成です。

(13) 「いわゆる「マンガ喫茶」でのコミックの利用に係る利益の著作者への還元」について

反対です。

(14) 「『追及権』の創設」について

反対です。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[2. 関連]

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (7) (8) (9)について

消尽無き頒布権を認めない。

中古ゲームソフト裁判でもそういった結論が出ている。国際的にみても、およそありえない範囲・常識外れの権利の主張であり、これを認めることは、社会的後退に他ならない。

消費者の権利や利益、また環境保護に関しても問題がある。著作権法が目的とする「文化の発展」と、拡大解釈された頒布権は、イコールでは括れない。まず、利用者の利益と著作権の保護とのバランスが重要である。

よって、二十六条の頒布権は、本来の趣旨である劇場用映画に限定する事で、最高裁判決を著作権法に反映し、疑問の余地を無くす事が求められる。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見:

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【2. 関連】

<細目7について>

ゲーム・ソフトウェアの中古流通の規制・課金については現段階では反対である。細目8にて諸団体が指摘しているように、最高裁の判決を軽んじるべきではない。また、地方において、ゲーム・ソフトウェアの小売店は、数が少なく、貴重な存在である。新品の粗利益率が低く、多くのゲーム・ソフトウェア小売店が新品と中古品の両方を取り扱わざるをえないという状況の中、いたずらに小売店の首を絞めるような法改正は地方在住の人間にとって望ましいことではない。これによってゲーム・ソフトウェア小売店がつぶれてしまうのは、経済的にも文化保護の観点からも望ましくない。ゲーム・ソフトウェア制作会社と小売店の双方が納得する落としどころを見つける機会が必要であろうが、それを法改正に求めるのは適切ではないだろう。

中古コミック・書籍の流通に対する規制・課金には反対である。デジタルコピーの不可能なコミック・書籍は有体物としての価値がある。したがって、他の有体物と同様に取り扱うべきである。

また、「中古コミック・書籍の流通に対する規制・課金」を要望する根拠として、21世紀のコミック作家の著作権を考える会では、「中古流通が、発売後までもない市場に対しても影響を及ぼしている状況」について指摘しているが、これは根拠として適切ではないと考えられる。

なぜならば、中古流通が発売後までもない市場に対しても影響を及ぼしている影響の実態がさだかではない。また（これは特にコミック以外の書籍に顕著な傾向であるが）近年、一般書籍の単価は、紙や装丁の質の向上等により、増加の傾向にある。また絶版になった一般書籍が、以前よりも高い価格で復刊になるといったケースもままある（例えば、高橋源一郎の「さようなら、ギャングたち」など）。すなわち昨今の本は、以前よりも「高品質・高価格」傾向にあると推察される。

したがって、もしも「中古流通が、発売後までもない市場に対しても影響を及ぼしている」のであるならば、その理由は、

- A. 昨今の本は高価格だが、高品質でない
- B. 昨今の読者は高品質であることには興味がなく、低価格に魅力を感じる

のいずれかであると考えられる。Aが理由であるならば、当然のこと、法改正によってどうにかする問題ではない。また、Bの場合であっても、顧客の低価格嗜好を無視して「高品質・高価格」な本を押しつける販売戦略の間違ったところを改正すべきであって、直ちに法の改正に直結させるべき問題ではない。

<細目8、9について>

賛成する。譲渡に関わる権利の消尽は、文化保護のために必要な措置である。映画についても譲渡権を認めた上で、同様の措置を講ずるべきである。

<細目10について>

賛成する。文化保護のために必要な措置である。

<細目11について>

賛成する。文化保護のために必要な措置である。

<細目13について>

反対する。デジタルコピーの不可能なコミック・書籍は有体物としての価値がある。したがって、他の有体物と同様に取り扱うべきである。

<細目14について>

著作権者が自作を手放した後、著作物の価値が上がったら、著作権者やその遺族がその恩恵を預かる権利を有するべきであるというのであるなら、一方で、著作物が自作を手放した後、その作品の価値が低くなることで、所有者が損失を被ったとき、同様にその損失を著作権者やその遺族が補填するというのが道理である。しかし、そのようなことができるわけではなく、細目14の要望には反対である。

1. [REDACTED]
2. [REDACTED]
3. [REDACTED]

(7) 書籍・ゲームソフトなど著作物の複製物の譲渡に関して、権利者に利益を還元する方策を検討する。について
真正品の中古流通に新たな権利を付与する理由が考えられません。正規に一度販売されていることで制作者は既に利益を受取っています。そこから先は通常の商品と同様の流通を行なうことが自然と考えます。
以前からゲーム内容等は劣化しないとの表現を聞きますが顧客はパッケージ全体を商品と考えます。そして中古品は商品として確実に劣化し、そのリスクと価格のバランスによって購入の判断とします。そして多くの場合中古品はメーカーのサポートを受けられません。新品と同じではありません。そもそも流通をコントロールできる権利は非常に強力であり、それ故に小数の複製物が大きな利益を生む配給制度を持った映画にのみ頒布権が与えられたと理解しています。一般小売される商品に強過ぎる権利は市場を萎縮させるだけだと考えます。中古品の市場が魅力的なら自動車ディーラのように自ら参入することで利益を得られると考えます。

(8) 頒布権が及ぶのは、劇場公開映画等で公に上映されることを前提とする映画の著作物のみであり、それ以外の著作物に係る譲渡権は、譲渡により消尽することの明文化について
元より頒布権は映画の著作物にのみ適用されるとされ、判例から配給制度を採らない販売では一度の正規の販売で消尽すると判断されます。この解釈、運用が維持されるなら明文化の必要を感じません。

(9) 譲渡権の消尽の維持について

(8)と同じ結論です。

(10) 書籍・雑誌の貸与権の報酬請求権化について

著作権法の最終的な目的は権利者の利益保護ではなく文化の発展に寄与することだと理解しています。従って著作権は原則的に差止めや必要以上に強力な独占力を行使できる許諾制ではなく、報酬請求制であるべきと考えます。

(11) 第29条を削除し、映画の「著作人」である「映画監督」へ著作権が帰属することとする。について

映画に関しては配給制度に伴う頒布権があります。頒布権以外は他の著作物と同様に扱うことは利用者にも理解し易いと考えます。基本的には(10)と同様です。

(12) 映画製作者の定義において、「発意」と「責任」の意味を明確にする。について

ご要望を読む限り契約段階で解決できる問題とも思われます。

(13) いわゆる「マンガ喫茶」でのコミックの利用に係る利益の著作権者への還元について

書籍にも貸与権が付与されたばかりだと思いますが、これの権利処理ルールすら決まっていない段階で新たな権利の付与に理解が得られるのかは疑問に感じます。

(14) 「追及権」の創設について

感情的には理解できなくもありませんが、通常の中古品と同様に最初の正規な譲渡で利益を得ているはずで、後の取引で価格が上昇することは工業製品でも起こり得ることで、著作物だけに追及権を設ける理由が考えられません。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[2. 関連]

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]
意見: (10)について

2. 著作権者の権利 (10) 貸与権

一見、貸与権は著作権者に対して利益があるように見える。しかし実際には弊害が大きく、長期的にみて業界全体の経済的低迷を招く危険性があり、非常にリスクが大きい。

なぜなら、貸与権を賦与することにより、消費者ニーズの高い作品も低い作品も、一律に利益を被ることになるからである。同時に著作物の対価が増加する可能性があり、それによって著作物の流通が固定化・縮小する危険性がある。

すなわち、あまり知られていないが面白い作品が「ブレイク」する機会が減ってしまうということにつながりかねない。たとえばマンガなどは現在、評価の定まった旧作を焼き直しする傾向が強いが、そのようなビジネスモデルにとっては有利だと思われる。しかし、新作を生み出す作家にとってはむしろチャンスを減らす原因になる。

私の知っている作家さんは、自作の単行本の値段を出版者側の提示額より値下げするように交渉したという。しかしその単行本はすばらしい作品なので、ほとんどの読者が複数購入して、知人に贈ったりしているらしい。これは作品自体が力を持っている一例である。

このような作家さんを実際にみた場合、貸与権は過保護的であり、むしろオーバースペックである。この権利は、保守的なマーケットに迎合することで、創造的・革新的な著作を潜在的に排除する危険性を有している。そのため、長期的にみて非常に危険な要素を持っていると考えざるをえないのである。

従って、同趣旨の(10)の諸意見に賛成します。

mailto:[REDACTED]

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[2. 関連]

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (7) (8) (9)について

(7)

強く反対します。
何故著作物だけが、最初の販売時に権利が消えないのか、合理的な説明が為されていません。「理由」欄での説明は、単純に困窮している理由を利用者に押し付けているだけにしか思えません。
そもそも、最高裁判決において、ゲームソフトの中古売買は違法でないという判断がごく近年になされており、それを早々に覆すようなことがあっていいのでしょうか。

(8) (9)

上記の理由から賛成します。

Private : [REDACTED]

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[2. 関連]

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (7)(8)(9)について

(7)の項目につきましては断固反対で2002年4月25日、最高裁判所・第一小法廷はゲームメーカー7社と販売店チェーンなど3社の間で争われていた2件の訴訟に対して「中古ゲームソフトの売買は著作権法に違反しない」という判決を下しており(7)に關しての主張は受け入れがたい。

(8)に關しての項目要望は最高裁の判決を条文化しようとするものであるものでこれを支持します。また、最高裁で判決が出ているものについて法律の条文で早急に定めるように切に願います。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[2. 関連]

件名: 著作権法改正要望事項について[2. 関連]

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見:
細目(7)(8)(9)について「新品発売直後からの大量の中古ソフトが流通事業者により売買され、新品販売と競合している現在の状況」というのが事実であれば、何らかの対策をとる必要があると考えるが新品発売直後から中古ソフトが大量流通しそれにより大量の新品が購入されずに在庫として残るのであれば、需要と供給のバランスを誤り過ぎた販売戦略上の失敗ではないだろうか。需要があるのならば新品発売直後であればあるほど「新たな創作のために必要な利益を確保」できるのではないかと考える。ユーザーが求めるのは「新しいコンテンツ」ばかりではなく、早い段階での生産中止や店頭での新品作品の入れ替わりが激しいという現実がある以上、安易な法の制定は避けるべきではないかと考える。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【2. 関連】

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【2. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見:
(7)

14-18P
論外、却下 二つの最高裁判決を反故にしようとするものであり
最初に適法に販売された時点で代価は一旦入っているため
代価の多重取りを議論するものであり認めるわけにはいかない
中古ゲーム訴訟で2度も最高裁で負けた事実を重く受け止め反省せよ
それで困るならコピーする権利を売った
メーカーや出版社との契約を見直すことから始めよ
しかもゲームについてはコミックと違い作者ではなく
コピーする権利を持つメーカーがそんなことを抜かしておるのだ
新品であることの保証が価格差となっており消費者側はそこに
差額分の価値を見出せるかどうかで購入対象を選んでいるにすぎない
「対象の数以上の人間が対象を使用しておきながら
対象の数までしか対価が得られない」
という主張もあるが違法なコピーの製作販売によるものを除けば
同時にそれらの対象を使用できる最大数は
物理的に対象の数以上にはなりえないため却下である
2002年4月の最高裁判決で認められた頒布権は
「フライング販売を禁止する権利」であるときちんと認識せよ
多額の費用が必要で回収できないという近き言は
自らの経営の甘さを露呈するもの以外の何者でもない
ソフトの内容に自身がかりかつ利益が確保できないなら
販売価格を上げればよいだけのことであり却下
複製品劣化せず理論も論外
複製され続けて常に媒体が最良の状態に保たれることが前提であり
複製され続けることを前提とする理論であるが故に
私的複製を（そのための部品の販売を）禁じた対象である
ゲームソフトには適用されない

(8)
19-36P
全面的に賛同
消尽しない頒布権は
配給制度など興行の形態をとるものに限られるべきと考える

(9) (10) (11) (12)
37-43

賛同

(13)
44
その趣旨は理解できる
レンタルCDに貼られているシールのようなものを認めれば解決するかと
ただし管理団体は透明性を重視すること
JASRACのようなずぼずぼの井勘定かついで強引な徴収はしてはならない
というか管理団体は自身が
権利団体を通り返して利権団体となっているJASRACをまず透明にせよ

文化庁長官官房著作権課法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。
なお、提出する意見は個人の見解であり所属する組織とは無関係です。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]

意見: (7)について
中古市場という物はコミックやゲームソフト以外にも一般に認知されている物で、
そのどれもが利益の還元など行われていません。
著作権者のみを特別扱いする必要はないと思いますので、
(7)の意見には反対します。

意見: (8)について
ゲームソフトは映画の著作物であろうとも、
映画館等の施設で公衆に供する物ではないので映画の著作物の頒布権の条件を満たしていません。
新品の販売時に頒布権も消尽するのはもっともだと思います。
よって(8)の意見に賛成します。

意見: (13)について
マンガ喫茶の被害はマンガ喫茶で購入した物であり、
その時点でマンガ喫茶の財産となるのが当然だと思っています。
財産の用途はその持ち主が決めるべきであり、
著作権者が利益を受けるのはおかしいと思います。
よって(13)の意見には反対します。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名:「著作権法改正要望事項について【2. 関連】」

文化庁長官官房著作権課法規係 御中

- <1> [REDACTED]
- <2> [REDACTED]
- <3> 意見

「著作権法改正要望事項について【2. 関連】(7)」について意見させていただきます。

(7)の意見には断固として反対です。

これは、著作物の複製物の中古品を販売した物に対して上納金を著作権者に納めさせよとするものですが、工業製品には様々な知的財産が用いられていることは日本のみならず、世界各国で共通している事象であり、その物理的な寿命に比して消費者に十分な満足を与えることができる期間が短い商品については中古品市場が形成されることも、日本のみならず世界各国で共通している事象です。それなのに、なぜ、日本の、著作権者のみが、中古品の販売業者の営業努力の成果を搾取することが許されるのか、全く理解不能です。知的財産権法においては、「知的財産権が組み込まれた商品を正規に購入した者がこれを活用して利益を得たときはその利益の一部を当該知的財産権の権利者に還元しなければならない」という原則はありません。新品を購入せずに中古品やレンタルで済ます消費者が少なからず存在するという点は、特許や商標の実施品（例えば、自動車やブランド物のバックなど）においても共通しているのに、です。著作権関係の権利者団体はスタートの時点で勘違いをしているように思います。

したがって、(7)の意見には反対します。

もっとも最近では新品の発売サイクルも短くなっており、中古品が必ずしも新製品の開発なり、売行きなどに影響を及ぼすということはどうにも考えられません。それに現実問題、毎月相当数出る新製品をすべて買えるほどの金銭的余裕なんてないユーザーが大半のはずです。

どうにも、全く理解不能です。したがって、(7)の意見には反対します。

以上。

著作権法改正要望事項について【2. 関連】

氏名
住所
電話番号
意見

下記のとおり

(7)は、要するに、著作物の複製物の中古品を販売した物に対して上納金を著作権者に納めさせよとするものです。工業製品には様々な知的財産が用いられていることは日本のみならず、世界各国で共通している事象であり、その物理的な寿命に比して消費者に十分な満足を与えることができる期間が短い商品については中古品市場が形成されることも、日本のみならず世界各国で共通している事象です。それなのに、なぜ、日本の、著作権者のみが、中古品の販売業者の営業努力の成果を搾取することが許されるのか、全く理解不能です。知的財産権法においては、「知的財産権が組み込まれた商品を正規に購入した者がこれを活用して利益を得たときはその利益の一部を当該知的財産権の権利者に還元しなければならない」という原則はありません。新品を購入せずに中古品やレンタルで済ます消費者が少なからず存在するという点は、特許や商標の実施品（例えば、自動車やブランド物のバックなど）においても共通しているのに、です。著作権関係の権利者団体はスタートの時点で勘違いをしているように思います。

したがって、(7)の意見には反対します。

(8)は、最高裁判決の趣旨を明文化せよというのですが、「条文を読めば、権利義務の範囲が明らかにわかる」という法の理想に近づけようというものですから、(8)の意見には基本的に賛成です。

(10)は、コピー問題の伴わない貸与については貸与権の対象からはずせということと、書籍・雑誌等の貸与については禁止権ではなく報酬請求権に留めよというものです。

前段部分については、借主が借りてきたオリジナル商品の私的複製物を製作して返却するという利用法が通常とられるものについては、通常の工業製品の貸与と何ら変わるところはなく、当該工業製品に自己の著作物が用いられている者にだけ、貸与権（貸与に対する報酬請求権を含む）を付与する理由はありません。ベルヌ条約は貸与権の創設をそもそも加盟国に義務づけていませんし、WIPO著作権条約も、私的複製物を製作するために貸与を受けるという利用方法が通常化していない場合にまで貸与権を創設することを義務づけていません。そして、その物理的な寿命に比して消費者に十分な満足を与えることができる期間が短い商品については、使い捨てをやめ、レンタルなどを活用することが、環境立国日本の国是にも沿うことを考えるならば、貸与権の範囲を限定する(10)の前段の意見に賛成します。

後段の部分については、前回の著作権法改正により書籍・雑誌の貸与に対しても著作権者に貸与禁止権を付与することとした際に、著作権者側の代表は、書籍等のレンタルを禁止するつもりはない等という国民や国会議員を安心させておきながら、上記改正法が施行される平成17年1月1日が目前だというのに、「このことライセンス契約を結べば書籍・雑誌について合法的にレンタル業を営むことができる」という組織ができあがっていません。このまま上記改正法が施行された場合には、貸本業者はすべて廃業するか刑罰を受けることを甘受するかという選択を論理的には迫られることになります。書籍・雑誌等は、著作権者側の理想の読者として想定する高所得者だけが享受すればよいというものではないことはいまでもないことでありますが、このままでは、地元の公立図書館が収蔵しない類の書籍について、低所得者や子供たちはこれを閲覧し、それをその精神の発展に活かすことができなくなります。もともと文化庁やコミック作家等は、レンタルコミックなどの収益の一部を漫画家に還元すべきだといって国会議員を説得して法案を通したのに、改正法が「貸本業撲滅」という、国会が予定していない事態を生じさせることになってしまいます。そのような事態は可能な限り回避すべきであり、したがって、上記改正法の施行日である平成17年1月1日までに「このことライセンス契約を結べば書籍・雑誌について合法的にレンタル業を営むことができる」という組織が成立する見込みがないのであれば、書籍・雑誌の著作権者から貸与禁止権を取り上げる立法を行うことが必要となります。よって、私は(10)の後段に賛成します。

(13)は、要するに漫画喫茶等でコミックを利用した場合に漫画家に上納金を支払うようにせよとするものです。しかし、工業製品には様々な知的財産が用いられていることは日本のみならず、世界各国で共通している事象であり、工業製品を購入した者がこれを活用して利益を得るということもまた、日本のみならず世界各国で共通している事象であり、当該工業製品を活用した利益を得たらその一部を、当該工業製品に用いられている知的財産に関する権利者に「還元」しなければならないとは一般に考えられていません。なぜ、漫画家だけは、

その作品の購入者がその創意工夫と営業努力の結果生み出した利益の一部を搾取できてしかるべきだと考えられるのか、私には不思議でなりません。したがって、私は（１３）の意見には反対します。

漫画喫茶においては、正規に出版された書籍を仕入れて活用しているのであり、経済学的な意味での「フリーライド」は全くありません。漫画喫茶が不当に利益を得ているというのであれば、漫画家ないし出版社が漫画喫茶ビジネスに参入すればよいのであって、その程度のことをも行わずに、ロビー活動により漫画喫茶等が得た利益の一部をビンハネしてしまうというのは、経済学的に見て何ら筋は通っていないのみならず、道徳的にも問題があるといえます。

宛先: ch-houkai@bunka.go.jp

cc: [REDACTED]

件名: 著作権法改正要望事項について【2. 関連】

文化庁長官官房著作権課法規係御中

いつも大変お世話になっております。

10月8日付文化庁著作権課からの「著作権法改正要望事項に対する意見募集について」に基づき、「関係団体からの著作権法改正要望について」（資料2-1）にまとめられた課題について、明らかに「反対」の事項につき、意見を提出させていただきます。

なお、まとめられた他の課題につきましても、意見すべきことは多々ございますが、今後の文化審議会著作権分科会法制問題小委員会における検討および経過を踏まえ、再度の意見提出の機会をいただき、意見提出をたく存じます。

① [REDACTED]

② [REDACTED]

③ [REDACTED]

◎著作権法改正要望事項について【2. 関連】

●「2. 著作権者の権利」（8）頒布権

この度の改正要望事項において、「頒布権が及ぶのは、劇場公開用映画等で公に上映されることを前提とする映画の著作物のみであり、それ以外の著作物に係る譲渡権は、譲渡により消滅することの明文」をはかるべきであるとする意見がありますが、その意見を子細にみますと、映画のDVDは公に上映されることを前提としないものであるという誤解が見受けられます。

映画のDVD、とりわけ劇場用映画を収録した映像ソフト（VHS、DVDなど）には、「公衆に提示することを目的」とした業務使用（航空機・船舶・ホテル・バス・個室シアターなどでの上映目的使用）向けのものが現に広く存在しており、それはDVDなどの映像ソフトの一般かつ当然の使用態様の一つであります。さらに現在では、上映機器・機材の高品質化により、DVDなどによる公の上映目的使用は増加する傾向にあります。したがって、頒布権に関して議論する際には、DVDなどの映像ソフトが公の上映目的で使用されている社会的実態のあることを前提とする必要があります。

●「2. 著作権者の権利」（11）第29条

この度の改正要望事項において、「第29条第1項の削除」を求める意見に反対であります。

映画製作は、多額の製作資金の投入を必要とし、経済的リスクの高い事業です。映画製作者は、その経済的リスクを負いつつ、映画のマルチユースによって投下資本の回収をはかっており、そのことで映画の継続的な製作がようやく可能となっています。すなわち、現在の映画の著作物のビジネススキームでは、単に劇場公開のみにより投下資本の回収をはかることが不可能であり、様々な使用態様ならびに流通形態を通じて映画を多角的に使用することにより事業として成り立っております。また今後将来にわたり、映画の使用態様はさらに増えるものと预料されております。映画の著作権を映画製作者に集中させ、より円滑に多角的な利用をはかっていくこと及びそれによって映画製作者が投下資本の回収をはかって次の映画製作につなげていくことは、映画「産業」の維持・発展のためののみならず、映画「文化」の維持・発展のためにも、ますます重要になっており、今日これを変更することは全く考えられません。

以上

TEL : [REDACTED]
FAX : [REDACTED]
E-mail : [REDACTED]

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【2. 著作権者の権利関連】

【カテゴリ】

2. 著作権者の権利

○ 頒布権・譲渡権

(7) 書籍・ゲームソフトなど著作物の複製物の譲渡に関して、権利者に利益を還元する方策を検討する。

【意見】

ゲームソフトは基本的には発売から短期間で利益回収が前提となっており、そこに購入後の利用期間の短さとデジタルメディア故の中古品であることのデメリットの少なさが絡むことにより、新品の利益回収が終わらない内に中古市場が立ち上がってしまう、新品の売れ行きに影響を与えています。

また、通常、販売業者としては新品の方が利幅が大きくリスクは少ないため、自然と新品の利益回収が進みますが、ゲームソフトの中古の場合には新品以上の利幅を得られながらリスクは同程度が見込めるため、ユーザーだけでなく小売店も中古販売に流れやすくなっています。

しかし、中古販売業者に利益が流れ、メーカーの回収分が減少すれば、新しいゲームソフトの創作に影響を与え、文化の発展が阻害されます。

また、書籍・コミック等についても、短期間で利益回収が前提なのは同様で、デジタルメディア故のデメリットの少なさは無いものの、ゲームソフト以上の利用期間の短さから、やはり中古市場が新品の利益回収に影響を与え、同様の結果を招いています。

よって、こうした大量に複製し販売するタイプの著作物においては、利益を十分に回収できるだけの期限付きの譲渡権を認めるべきと考えます。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【2. 関連】

氏名:

所属:

住所:

電話番号:

意見:

(7) について。

およそあらゆる知的財産について、合法的な権利行使がなされた後は、二重利得という不当な利益を防止する意味でも、権利が消滅するというのが当然の原則である。この改正要望はその原則に真っ向から逆らうものであり、採用してはならない。(項目(1)について別途言及したが、ゲームソフトについても同様である)。

(8) について。

賛成する。その具体的な改正内容として、【1. 関連】として別途言及したが、ゲーム、VCD、DVD等の大量複製品は、(現行規定の「映画の著作物」の定義に相当する)「動画の著作物」として、映画に関する特別な保護規定の対象外とすることを提案する。

また、現行規定では著作権法26条の2から「映画の著作物」が特別に排除されているが、その理論的根拠は全く存在せず、映画産業に与するのみの規定となっていることから、この適用除外事項を削除すべきである。

この条文に限らず、「○○の著作物の作成には大きなコストがかかるため特別に保護する必要がある」という議論は、理論的根拠も妥当性も欠くものであり、考慮すべき問題ではない。

(10) に関連して。

独自に技術的保護手段を有している著作物の複製物については、貸与権を与える必要が無いため、貸与権の保護範囲から除外すべきである。

また、小分類3について、そもそも貸与権全般を報酬請求権に転換すべきである。書籍・雑誌について特別に扱う理由は無い。

(13) に関連して。

反対する。書籍の著作者は書籍貸与業者から対価を受けることで既に適正な利益を得ており、これに加えて二重利得を与える合理的な理論は存在しない。

(14) に関連して。

反対する。美術作品の著作者は書籍貸与業者から対価を受けることで既に適正な利益を得ており、これに加えて二重利得を与える合理的な理論は存在しない。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について[2. 関連]

文化庁長官官房著作権課法規係御中

氏名: [REDACTED]

所属: (稲美) [REDACTED]

住所: [REDACTED]

電話: [REDACTED]

意見: 以下に、平成11年2月14日付朝日新聞(大阪本社版)の投書欄に掲載されていた意見を掲載します。この投稿者と同意見であり、(7)に反対します。また、(7)に反対する立場より(8)及び(9)に賛成します。

中古ソフトが寄金に化けた

六年前、神戸に住んでいて阪神大震災を経験した我が家では海外の地震もひとこととは思えず、エルサルバドル、インドの地震にも、わずかですが募金に応じました。特にインドの地震では小学三年生の息子にもお小遣いの中から寄付するよう言いました。

息子は買いたいゲームソフトがあるとかで、最初はあまりいい顔をしませんでした。そこで、話し合っ、いらなくなったゲームソフトを売って、そのお金を寄付に回すことにしました。丁寧に使って箱や説明書も残っていたソフトは思ったよりもいい値段で売れ、少しでもインドの人たちの役に立つといいね、と話しながら送金しました。

人にしてもらうばかりでなく、人に何かしてあげることのできる人間になってほしいと勧めた寄付ですが、おもちゃ箱の整理もでき、一石二鳥でした。規制の動きもある中古ソフトの売買ですが、利用の仕方によってはリサイクルをはじめとして子供たちに色々なことを考えさせるいい機会になると思います。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について[2. 関連]

氏名: [REDACTED]

所属: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

電話: [REDACTED]

意見: (7 および 9)について

中古市場に制約を与える方向の改正は、結果的には市場全体を縮小させる懸念が強いと思われます。

新品に比べて価格が低めの中古製品は、以下のような購買者がターゲットになると思われます。

- ①若年層など、可処分所得が少ない層
- ②対象製品に対して、新品価格での購入に踏み切るほどには関心がないが、機会があれば入手したいと考えている層
- ③多くのタイトルを購入するヘビーユーザーで、必然的に低価格で入手することとを優先する層

それぞれのターゲット層に新品販売を促進するにはどのような方法があるでしょうか？

①の層に対しては、低価格化する以外には短期的に成果を上げる方法はないでしょう。

②の層に対しては、キャンペーン等により、一定期間の低価格販売などが効果があると思われます。

③の層に対しては、
・多数商品を購入したことに対する値引き
・一定期間の低価格販売もしくは予約に対する値引き
など、何種類かの方法が考えられます。

しかしどの層においても、購入を続けていくに従い、所有製品が増加していきます。これを処分する方法としては、中古市場でのリサイクルがもっとも理にかなっていると思われます。

新製品の販売にあたって、潜在購入者数をあらかじめ増やしておくには、まずゲームならゲーム、コミックならコミックのユーザー層を拡大しておく必要があります。中古市場が縮小すれば、必然的にユーザー層全体が縮小するので、新製品の潜在購買者層も縮小してしまいます。

仮に中古流通からも著作権者に利益を還元しようとするならば、必然的に中古販売価格が上昇するか、もしくは仕入れにあたる買い取り価格を下げなければならなくなります。どちらの方法を取っても、中古市場は縮小します。

結果、著作権者に対する過剰保護が、著作権者への利益を縮小させる方向に働いてしまうと考えられます。

合わせて考えますと、譲渡権消尽に関する現行規定も維持すべきである、という見解です。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【2. 関連】

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項について、以下の通り意見を表明します。

(1) 氏名: [REDACTED]
所属 (職責): [REDACTED]

(2) 御住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]

(3) 意見:

(8) について

(7)に断固反対する立場であり、従って本要望に賛成します。また、柱立て1「著作物の定義」との関連になりますが新規に「動画の著作物」を定義し、現行法の「映画の著作物」は「専ら劇場等の施設において公衆に上映するもの」に限定し、「動画の著作物」の一部分に包含させるべきであると考えます。また、柱立て9「その他」の細目(142)との関連で、第26条の「頒布権」は「興行配給権」などの、制定時の立法趣旨に沿った名称に改めることで恣意的な拡大解釈の余地を排除し、平成14年4月25日の最高裁判所・第一小法廷判決において述べられた趣旨を活かす形での改正を実施すべきです。

(9) について

(7)に断固反対する立場であり、従って本要望に賛成します。文化庁著作権課各位及び文化審議会著作権分科会法制問題小委員会委員及び専門委員各位に対しては、改めて(7)を議題としないよう強く要望致します。また、知的財産戦略本部各位に対しては知的財産推進計画の“汚点”とも言うべき当該項目を1日でも早く削除していただけるよう強く要望致します。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【2. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]
意見: (1.0)について

書籍・雑誌に関する貸与権付与が、2004年6月の著作権法改正により決定した。しかし当初危惧されていたとおり、著作権者からスムーズに許諾を受けるためのスキームは実現が危ぶまれていると聞く。また私立図書館に大きな制約を課してしまうのではとの危惧も払拭されていない。

出版物文化振興を目的とするならば、管理運営の不備により流通自体が妨げられる危険のある貸与権付与ではなく、あくまでも報酬請求権に止めるべきであったと私は考える。立法主旨は、レンタル業界を潰すことではなく、あくまでも著作権者への利益還元にあったのだから、その点を再検討し、早急に貸与権から報酬請求権のみに止めるよう、法改正をしていただけるように望む。

氏名及び所属
住所及び電話番号
意見

(7) (8) (10)について以下のとおり

関係団体からの著作権法改正要望中、「2. 著作権者の権利」関連の要望に関し、以下のとおり意見を申し述べます。

(7) 著作物の譲渡に関して利益を還元する方策について
21世紀のコミック作家の著作権を考える会、社団法人コンピュータエンターテインメント協会、社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会、社団法人デジタルメディア協会及び社団法人パーソナルコンピュータソフトウェア協会の5団体より消尽しない譲渡に関する権利又は譲渡に関する一定期間の禁止権付与とその後の報酬請求権創設の要求が出ていますが、このような権利の付与には反対です。

これらの要求は、平成14年4月25日のゲームソフト中古再販訴訟判決を立法によって覆そうとするもので、法の支配の観点からはむやみに認められるべきではありません。

もちろん、法解釈論としては否定的判断を下される問題であっても立法論としては肯定的に判断される場合もあり、また、判決後の事情の変化により判決当時とは異なる判断がなされるべき場合もあるでしょう。

しかし、本件について言えば、最高裁判決は、第一頒布の機会に対価取得が可能であること、及び、自由な流通確保の必要性から頒布権消尽論を採用したのだから、解釈論と立法論とで異なる結論を導き出すことは困難です。また、判決後2年あまりを経過しても、中古販売量は新品及び中古品の販売量の合計の3割程度と大きな変化はありません。しかも、この主張は、デジタル著作物は劣化しない（劣化が少ない）ことを根拠としています。譲渡に関する権利について、アナログ・デジタルという記録方式の違いで異なる取り扱いをすべき理由はないと考えます。

そもそも消尽しない頒布権は、アナログで記録された映画フィルムを代表的な客体とする権利です。類似点があるから記録方式が異なっても映画と同一に扱うべきだというのであればわかりますが、映画と記録方式が異なることが、なぜ映画と同一の取り扱いをすべき根拠になるのでしょうか。

また、デジタルは劣化しない（少ない）との主張は、アナログ方式の複製物がデジタル方式の複製物に比べて著しく劣化するかのとき印象を与えるもので、甚だ迷惑です。

アナログの複製物であるビデオカセットテープは、昭和58年以前よりレンタル店に家庭内視聴用として頒布されてきました。すなわち、ビデオカセットテープは、中古での再譲渡とは比べ物にならないほど、多数の人によって繰り返し視聴されている実績がある、劣化の少ない複製物です。

また、レーザーディスクは音声はデジタルですが映像はアナログです。同一のディスクに記録された音声と映像のうち、音声は劣化しないが映像は劣化するということが起こり得るのでしょうか、また、起こるとすればどのようなメカニズムによるのでしょうか。

アナログ方式の複製物は、多くのユーザーの方々に現在でもご利用頂いている商品です。それを根拠を示すことなく、著作権法上異なる取り扱いをしなくてはならない程度に、デジタルより劣化するなどと言われるのは心外です。

ところで、ゲームソフト中古再販訴訟最高裁判決（※1）は、非消尽の頒布権の立法趣旨として、配給制度の存在、自由な流通を阻害しないこと及び上映権の実効性確保の3つを挙げています。配給制度は、興行収入から配給収入の配分を受ける制度でその実質は上映権の対価確保のための制度です。映画の著作物は頒布後の著作物の利用によって同じ複製物であっても経済的価値が大きく異なるので、その経済的価値（興行収入）に見合った対価（配給収入）を確保する必要があります。すなわち、上映権の実効性確保の仕組みが配給制度です。

したがって、アナログであろうとデジタルであろうと、二重利得の批判が当たらず上映権等の実効性確保に必要な「公衆提示目的」の頒布（著作権法2条1項19号後段）の場合には、消尽しない頒布権が必要です。そして、ゲームソフト中古再販訴訟において勝訴した中古販売店の方々の主張（※2）も、前段頒布消尽・後段頒布非消尽とするもので、最高裁判決も後段頒布非消尽を否定していません。

2-77

ビデオソフトの場合、公の上映の許諾は、公の上映用のソフトを貸与して行っており、普通は、個人向け販売用ソフトやレンタル店向けソフトを用いての公の上映を許諾しません。すなわち、非公衆提示目的で頒布した複製物の公衆提示目的での譲渡を禁止することによって上映権の実効性を確保しているのです。それゆえ、非消尽の頒布権は、市販ソフトの「公衆提示目的」頒布を禁止することこそ意義があります。

したがって、報酬請求権制度創設によって公衆提示目的の譲渡に関する権利を消尽させることには、強く反対します。

(8) 二十六条の頒布権を公衆提示目的（劇場公開用映画）のみを残すことについて

テレビゲームソフトウェア流通協会、日本コンパクトディスクビデオレンタル商業組合及び日本テレビゲーム商業組合の3団体の要求は、公衆提示目的の譲渡を頒布権に残すとしているものの、要望の趣旨において

「二十六条の頒布権は公衆提示目的（劇場公開用映画）のみを残し、大量複製品の頒布権は消尽規定のある譲渡権と貸与権に集約する。」

としています。また、そのほかの団体からは、公衆提示目的の有無に係わらず譲渡に関する権利の消尽を規定することの要望があります。

しかしこの要求は、最高裁判決とは以下の点で異なっていますし、この訴訟に勝訴された中古販売店の皆様の主張とも齟齬があると思われます。

したがって、公衆提示目的の譲渡に関する頒布権を消尽させる法改正要求には、これら3団体の要望を含め、反対です。

最高裁は、大量複製品かどうかで頒布権が消尽するかどうかが決まるとはしていません。大量複製品かどうかを基準のひとつに挙げたのは最高裁で否定された東京高裁判決です。

最高裁は、「公衆提示目的のない家庭用ゲームソフトの譲渡」について、「公衆」の再譲渡の権利が消尽するとのことです。著作物の属性や複製物の属性によって判断したのではなく、具体的な頒布行為に公衆提示目的があるかどうかを判断基準にしたものとみるべきです。

また、最高裁は、非消尽の頒布権の根拠として

- (1) 配給制度が存在したこと、
- (2) 自由な流通を阻害しないこと、
- (3) 上映権の実効性を確保する必要があること、

の3つを挙げており、配給制度だけを非消尽の頒布権の立法趣旨としたわけではありません。公衆提示目的の有無を基準にするならば、非消尽の頒布権の客体を劇場用映画に限定する理由はありません。

また、中古販売店の方々は次のように主張されました（大阪事件控訴審控訴人側第三準備書面（※2））。

「後段頒布こそ頒布権という特別の規定の内容をなす「頒布」の意義でなければならない。」

「これは、立法当時映画が劇場において多数の者の需要を一時に満たすという利用形態を前提としていたわけで、その限りで強力なコントロールの根拠でありえたわけである（テレビの放送も同様）。」

ゲームの著作物を除けば、映画の著作物には劇場用映画、放送番組及びオリジナルビデオがあります。勝訴した中古販売店の皆様の訴訟の場で認めておられたように、放送番組も「公衆提示目的」で創られ、放送という形態で「公衆提示」される著作物です。加えて、放送番組のビデオも公の上映目的で譲渡されることがありうる著作物です。昨年封切られた「踊る大捜査線 THE MOVIE 2 レインボーブリッジを封鎖せよ！」は劇場用映画ですが、「踊る大捜査線」のシリーズには放送番組もあります。劇場版の「踊る大捜査線」のビデオを公の上映目的で譲渡するときには著作権者の許諾を要するが、放送番組の「踊る大捜査線」のビデオを公の上映目的で譲渡するときには著作権者の許諾を要しないというような区別には合理性はないと考えます。

また、オリジナルビデオ作品も、CATV等で放送される作品もあり、公衆提示

目的の利用に高い経済的価値がある映画の著作物ですから、公衆提示目的の譲渡について非消尽の頒布権が必要なことは劇場用映画と異なるものではありません。

ところで、(7)に関して述べたとおり、普通、市販ソフトを用いての公の上映を許諾することはありません。

したがって、公衆提示目的で複製物を入手しようとしている方に公衆提示できない市販ソフトを譲渡することは、権利の瑕疵のある商品を販売することにはなりません。中古販売店の方々に、権利の瑕疵のある商品を販売する自由を、わざわざ法改正を行ってまで認める必要はないと思いますし、中古販売店の方やユーザーの皆様にとっても、中古品を公衆提示目的で販売する自由がなければお困りになる事情は存在しないと考えます。

著作権審議会第三小委員会の頃から、ビデオソフトに消尽しない頒布権はいらないのではないか、との意見がたびたび表明されてきました。しかしながら、それらの意見はいずれも前段頒布権非消尽の弊害を指摘するもので、後段頒布権が非消尽であることについての弊害が指摘されたことはなかったように思われます。ゲームソフト中古訴訟で最高裁が指摘した二重利得の批判も、「公衆提示の対価」を第一譲渡の際に価格に含めることが不合理的な後段頒布にはあてはまりませんし、自由な流通の確保という点でも、「公衆提示の目的のない」譲渡の自由が確保されれば足りるのですから、後段頒布権が非消尽であっても問題はありせん。

また、頒布権ではなく上映権の問題として考えれば足りるのではないかとの指摘もあります。

しかし、ビデオソフトを用いての公の上映は、ビデオシアターをはじめ、航空機・船舶・バス等各種交通機関の中やホテルその他の施設等で日常的に様々な場所で行われており、著作権者が無許諾上映の有無を監視することはおよそ不可能で、好ましいことでもありません。

また、現在、上映用のビデオソフトを上映使用料を含んだ料金で貸出す方法により公の上映を許諾し、メーカーから原著者に分配する方法が採られています。仮に、中古市販ソフトを公衆提示目的で自由に販売してよいということになり、後は上映権の問題だということになれば、公の上映の許諾事務に多くの人員と費用が必要となり、効率の悪い許諾システムになってしまいます。

したがって、非消尽の頒布権の客体を、劇場用映画に限定することには反対です。また、「公衆提示」は公の上映に限定されるものではなく、ひとつの複製物を多数の方の視聴に供することをいうのですから、「公に上映されることを目的とせずなされる頒布には適用しない。」とする法文を法26条3項として追加するという法改正にも反対です。

(8) 前段頒布権の譲渡権と貸与権とへの集約について

「101匹ワンちゃん事件」東京地裁判決(※3)は、劇場上映との関係で二重利得との批判を退けており、国際消尽を否定する司法判断が示されています。この判決は、国内消尽に関するゲームソフト中古再販訴訟判決とは矛盾するものではありません。国際消尽を定めた譲渡権に集約することには、司法判断に反する法改正を意味しますから、反対です。

(10) コピー問題を伴わない貸与をWIPO並に原則自由にする要求について

WIPO著作権条約7条(2)項(ii)号を根拠に、コピー問題を伴わない貸与を自由にすべきという主張は理由がないので、反対です。

WIPO著作権条約7条は、一般的貸与権を定めるべきとするわが国や欧州諸国と、コンピュータソフトウェアと音楽CDに貸与権の客体を限定すべきだとする米国との間で意見の対立があった問題です。そして、同条は「minimum right」を定めたもので国内法でより高いレベルの保護を行うことができるとするインドの提案が、賛成66、反対6、棄権18で採択されています。

すなわち、WIPO著作権条約7条は保護の最低基準を定めたものであり、これを根拠に、同条約成立以前からのわが国の著作権保護の水準を引き下げるのは失当です。

著作物を貸与するという利用行為は、単に譲渡する以上の経済的効用を有する点で著作権法上保護すべき利用行為です。複製を伴わない貸与は通常の物の貸与と異ならないとの主張は、著作物の複製物の価値が著作物の利用にあることをみないもので妥当ではありません。

私的複製が簡単かつ安価にできるように、有体物としての複製物は、商品として製造する場合でも安価に作るができます。

しかし、映画の著作物の複製物であるビデオソフトは、著作物の創作に多額の費用と労力がかかっており、有体物としてのビデオソフトの製造コストに比べ、無体物である著作物の創作コストが大きな比重を占める点で、通常の商品とは大きな相違があります。

それゆえ、同一の複製物でも利用の効用に応じた価格で供給することが可能で、ビデオソフトについては、レンタル店向けの商品より廉価に販売用ソフト

を供給することは合理性があります。貸与に関する著作権法上の権利は、頒布後の複製物の利用形態によって異なる取り扱いをする必要性から認められるべき権利であって、コピー問題を伴うかどうかと貸与に関する著作権法上の権利の必要性とは、少なくとも映画の著作物に関しては、別個の問題であると考えます。

(※1) ゲームソフト中古販売訴訟最高裁判決(大阪事件)

(最高裁判所 平成13年(受)第952号)
<<http://courtdomino2.courts.go.jp/schanrei.nsf/VW2/FADCC2C2E18BC40249256CB5000A074E?OPENDOCUMENT>>

(※2) ゲーム中古訴訟東京訴訟控訴審被控訴人側第三準備書面

<<http://www.arts.or.jp/docs/tokyo2/tokyohikosonin3.pdf>>
ゲーム中古訴訟大阪訴訟控訴審被控訴人側第三準備書面
<<http://www.arts.or.jp/docs/osaka2/osakekosonin3.pdf>>

(※3) 「101匹ワンちゃん事件」東京地裁判決

(平成6年7月1日 東京地裁 平成5(ワ)4948号)
<<http://courtdomino2.courts.go.jp/chizai.nsf/Listview01/2973FOEEDDE5597C49256A7600272B02/?OpenDocument>>

E-mail

TEL

FAX

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【2. 関連】

- ① [REDACTED]
 - ② [REDACTED]
 - ③ [REDACTED]
2. 著作権者の権利関連

要望中、「中古品の譲渡に関して権利者に利益を還元すべき」との意見が散見されますが、大事なことを忘れていていると思います。我が国は「知的財産立国」とともに、「環境立国」を標榜し、「循環型社会」を目指して企業などに大きな負担を強いながらも「3R」と呼ばれる諸政策を実施し、国際的にアピールもしております。その「3R」とは第一に「Reduce」（捨てない）、第二に「Reuse」（再利用する）、最後に「Recycle」（再生利用する）のことであり、この点からも再利用の場として中古市場の活性化は重要であります。

環境立国の柱の一つとして「環境教育」がありますが、国家の教育を預かる文部科学省として、「どうして不要なゲームソフトやコミックを（この優先順位のとおり）中古として再利用してはいけないの？」という子供の疑問に答えることができるのでしょうか。

地球環境のために、持続的発展が可能な社会のために、社会の一員として、多くの企業は大きなコストを負担して、政府の環境政策に協力しております。特に製造業においては、「宇宙船地球号」の責任ある一員として、各社が地球にやさしい製品や生産技術の開発に莫大な投資を行い、自動車業界においてはそれが業界再編の一因にもなったといわれております。一方で一部の業界・権利者の私欲のためにこれに反する法改正を認めることは、不公平を生じ、政府への不信感から環境政策の後退につながり、我が国は環境に関する国際的枠組みにおける指導的立場・信用・発言力を失うこととなります。低公害車や省エネ家電の開発など、日本企業の環境対応が世界でも高い評価を受ける中で、これは国益の喪失と呼ぶより他にありません。

mailto: [REDACTED]

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 「著作権法改正要望事項について【2. 著作権者の権利関連】」

文化庁長官官房著作権課法規係 御中

- (1) [REDACTED]
- (2) [REDACTED]
- (3) 意見

「著作権法改正要望事項について【2. 著作権者の権利関連】」 (7)について意見させていただきます。

社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会（以下ACCS）は2002年4月25日に最高裁判所・第一小法廷において確定したゲームメーカー7社と販売店チェーンなど3社の間で争われていた2件の訴訟に対する判決「中古ゲームソフトの売買は著作権法に違反しない」の立法による破棄を要求しているが、ACCSの要求、及び要求に従った法改正については断固反対です。

中古市場の縮退はコンテンツ（ゲーム、CD、本、DVD等々）の市場全体に不利益を与え、市場の縮退を招く可能性があります。また、古物売買は「（物品所有の）権利の消尽」を前提とし、法で認められた所有者が持つべき当然の権利であります。

よって、私は、市場への不利益と、消費者の選択肢の減少をもたらす、また消費者の権利を奪う可能性のあるACCSによる立法要求に反対します。また同様に、2002年4月25日に最高裁判所判決を支持する考えを表明したいと思います。

以上。

件名 : 著作権法改正要望事項について【2. 関連】

文化庁長官官房著作権課 法規課 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下のとおり意見を表明します。

氏名: [REDACTED]
 所属: [REDACTED]
 住所: [REDACTED]
 電話番号: [REDACTED]
 意見:(7)(8)(9)について

○ (7) について 反対します

中も 市場を急激に下げる事には反対

○ (8) について 賛成します

○ (9) について 賛成します

著作権法改正要望事項について【2. 関連】

氏名: [REDACTED]
 所属: (会社、学校もしくは職業) [REDACTED]
 住所: 〒 [REDACTED]
 電話番号: [REDACTED]

※要望事項(10)について

書籍・雑誌等の貸与については禁止権ではなく報酬請求権に留めるべきである。

前回の著作権法改正により、書籍・雑誌の貸与に対しても著作権者に貸与権を付与することとした際に、著作権者側は、書籍等のレンタルを禁止するつもりはない等としておきながら、上記改正法が施行される平成17年1月1日が目前だというのに、コミックレンタル店で利用するコミックのほとんどの著作権者からの許諾がとれておりません。

仮に、このまま上記改正法が施行された場合には、貸本業者はすべて廃業するか刑罰を受けることを甘受するかという選択を迫られることになり、結果として、現在のレンタル店の主な利用者である数多くの子供たちにとっては、地元の公立図書館が収蔵しない類の書籍については、手にする機会も大幅に減少し、それはコミック文化の衰退を招くことにもなりかねません。

我々は、コミックレンタルの収益の一部を漫画家に還元することには賛同いたしますが、改正法が「貸本業撲滅」という事態につながることは看過することができません。したがって、上記改正法の施行日である平成17年1月1日までに、レンタル店が取り扱う全著作権者から許諾を受けることができないのであれば、書籍・雑誌の著作権者から貸与禁止権を取り上げる立法を行うことが必要となります。よって、私は意見(10)の趣旨に賛成します。

以上

著作権法改正要望事項について【2. 関連】

- 氏名: [REDACTED]
- 所属: (会社、学校もしくは職業) [REDACTED]
- 住所: 〒 [REDACTED]
- 電話番号: [REDACTED]

※要望事項(10)について

書籍・雑誌等の貸与については禁止権ではなく報酬請求権に留めるべきである。

前回の著作権法改正により、書籍・雑誌の貸与に対しても著作権者に貸与権を付与することとした際に、著作権者側は、書籍等のレンタルを禁止するつもりはない等としておきながら、上記改正法が施行される平成17年1月1日が目前だというのに、コミックレンタル店で利用するコミックのほとんどの著作権者からの許諾がとれておりません。

仮に、このまま上記改正法が施行された場合には、貸本業者はすべて廃業するか刑罰を受けることを甘受するかという選択を迫られることになり、結果として、現在のレンタル店の主な利用者である数多くの子供たちにとっては、地元の公立図書館が収蔵しない類の書籍については、手にする機会も大幅に減少し、それはコミック文化の衰退を招くことにもなりかねません。

我々は、コミックレンタルの収益の一部を漫画家に還元することには賛同いたしますが、改正法が「貸本業撲滅」という事象につながることは看過することができません。したがって、上記改正法の施行日である平成17年1月1日までに、レンタル店が取り扱う全著作権者から許諾を受けることができないのであれば、書籍・雑誌の著作権者から貸与禁止権を取り上げる立法を行うことが必要となります。よって、私は意見(10)の趣旨に賛成します。

以上

著作権法改正要望事項について【2. 関連】

- 氏名: [REDACTED]
- 所属: (会社、学校もしくは職業) [REDACTED]
- 住所: 〒 [REDACTED]
- 電話番号: TEL [REDACTED] FAX [REDACTED]

※要望事項(10)について

書籍・雑誌等の貸与については禁止権ではなく報酬請求権に留めるべきである。

前回の著作権法改正により、書籍・雑誌の貸与に対しても著作権者に貸与権を付与することとした際に、著作権者側は、書籍等のレンタルを禁止するつもりはない等としておきながら、上記改正法が施行される平成17年1月1日が目前だというのに、コミックレンタル店で利用するコミックのほとんどの著作権者からの許諾がとれておりません。

仮に、このまま上記改正法が施行された場合には、貸本業者はすべて廃業するか刑罰を受けることを甘受するかという選択を迫られることになり、結果として、現在のレンタル店の主な利用者である数多くの子供たちにとっては、地元の公立図書館が収蔵しない類の書籍については、手にする機会も大幅に減少し、それはコミック文化の衰退を招くことにもなりかねません。

我々は、コミックレンタルの収益の一部を漫画家に還元することには賛同いたしますが、改正法が「貸本業撲滅」という事象につながることは看過することができません。したがって、上記改正法の施行日である平成17年1月1日までに、レンタル店が取り扱う全著作権者から許諾を受けることができないのであれば、書籍・雑誌の著作権者から貸与禁止権を取り上げる立法を行うことが必要となります。よって、私は意見(10)の趣旨に賛成します。

以上

著作権法改正要望事項について【2. 関連】

氏名:

所属: (会社、学校もしくは職業)

住所: 〒

電話番号:

TEL

※要望事項(10)について

書籍・雑誌等の貸与については禁止権ではなく報酬請求権に留めるべきである。

前回の著作権法改正により、書籍・雑誌の貸与に対しても著作権者に貸与権を付与することとした際に、著作権者側は、書籍等のレンタルを禁止するつもりはない等としておきながら、上記改正法が施行される平成17年1月1日が目前だというのに、コミックレンタル店で利用するコミックのほとんどの著作権者からの許諾がとれておりません。

仮に、このまま上記改正法が施行された場合には、貸本業者はすべて廃業するか刑罰を受けることを甘受するかという選択を迫られることになり、結果として、現在のレンタル店の主な利用者である数多くの子供たちにとっては、地元の公立図書館が収蔵しない類の書籍については、手にする機会も大幅に減少し、それはコミック文化の衰退を招くことにもなりかねません。

我々は、コミックレンタルの収益の一部を漫画家に還元することには賛同いたしますが、改正法が「貸本業撲滅」という事態につながることは看過することができません。したがって、上記改正法の施行日である平成17年1月1日までに、レンタル店が取り扱う全著作権者から許諾を受けることができないのであれば、書籍・雑誌の著作権者から貸与禁止権を取り上げる立法を行うことが必要となります。よって、私は意見(10)の趣旨に賛成します。

以上

著作権法改正要望事項について【2. 関連】

氏名:

所属: (会社、学校もしくは職業)

住所: 〒

電話番号:

※要望事項(10)について

書籍・雑誌等の貸与については禁止権ではなく報酬請求権に留めるべきである。

前回の著作権法改正により、書籍・雑誌の貸与に対しても著作権者に貸与権を付与することとした際に、著作権者側は、書籍等のレンタルを禁止するつもりはない等としておきながら、上記改正法が施行される平成17年1月1日が目前だというのに、コミックレンタル店で利用するコミックのほとんどの著作権者からの許諾がとれておりません。

仮に、このまま上記改正法が施行された場合には、貸本業者はすべて廃業するか刑罰を受けることを甘受するかという選択を迫られることになり、結果として、現在のレンタル店の主な利用者である数多くの子供たちにとっては、地元の公立図書館が収蔵しない類の書籍については、手にする機会も大幅に減少し、それはコミック文化の衰退を招くことにもなりかねません。

我々は、コミックレンタルの収益の一部を漫画家に還元することには賛同いたしますが、改正法が「貸本業撲滅」という事態につながることは看過することができません。したがって、上記改正法の施行日である平成17年1月1日までに、レンタル店が取り扱う全著作権者から許諾を受けることができないのであれば、書籍・雑誌の著作権者から貸与禁止権を取り上げる立法を行うことが必要となります。よって、私は意見(10)の趣旨に賛成します。

以上

NO. 5334 P. 2

2/2

著作権法改正要望事項について【2. 関連】

氏名:

所属: (会社、学校もしくは職業)

住所: 〒

電話番号:

※要望事項(10)について

書籍・雑誌等の貸与については禁止権ではなく報酬請求権に留めるべきである。

前回の著作権法改正により、書籍・雑誌の貸与に対しても著作権者に貸与権を付与することとした際に、著作権者側は、書籍等のレンタルを禁止するつもりはない等としておきながら、上記改正法が施行される平成17年1月1日が目前だというのに、コミックレンタル店で利用するコミックのほとんどの著作権者からの許諾がとれておりません。

仮に、このまま上記改正法が施行された場合には、貸本業者はすべて廃業するか刑罰を受けることを甘受するかという選択を迫られることになり、結果として、現在のレンタル店の主な利用者である数多くの子供たちにとっては、地元の公立図書館が収蔵しない類の書籍については、手にする機会も大幅に減少し、それはコミック文化の衰退を招くことにもなりかねません。

我々は、コミックレンタルの収益の一部を漫画家に還元することには賛同いたしますが、改正法が「貸本業撲滅」という事態につながることは看過することができません。したがって、上記改正法の施行日である平成17年1月1日までに、レンタル店が取り扱う全著作権者から許諾を受けることができないのであれば、書籍・雑誌の著作権者から貸与禁止権を取り上げる立法を行うことが必要となります。よって、私は意見(10)の趣旨に賛成します。

以上

著作権法改正要望事項について【2. 関連】

氏名:

所属: (会社、学校もしくは職業)

住所: 〒

電話番号:

※要望事項(10)について

書籍・雑誌等の貸与については禁止権ではなく報酬請求権に留めるべきである。

前回の著作権法改正により、書籍・雑誌の貸与に対しても著作権者に貸与権を付与することとした際に、著作権者側は、書籍等のレンタルを禁止するつもりはない等としておきながら、上記改正法が施行される平成17年1月1日が目前だというのに、コミックレンタル店で利用するコミックのほとんどの著作権者からの許諾がとれておりません。

仮に、このまま上記改正法が施行された場合には、貸本業者はすべて廃業するか刑罰を受けることを甘受するかという選択を迫られることになり、結果として、現在のレンタル店の主な利用者である数多くの子供たちにとっては、地元の公立図書館が収蔵しない類の書籍については、手にする機会も大幅に減少し、それはコミック文化の衰退を招くことにもなりかねません。

我々は、コミックレンタルの収益の一部を漫画家に還元することには賛同いたしますが、改正法が「貸本業撲滅」という事態につながることは看過することができません。したがって、上記改正法の施行日である平成17年1月1日までに、レンタル店が取り扱う全著作権者から許諾を受けることができないのであれば、書籍・雑誌の著作権者から貸与禁止権を取り上げる立法を行うことが必要となります。よって、私は意見(10)の趣旨に賛成します。

以上

2-90

著作権法改正要望事項について【2. 関連】

- 氏名: [REDACTED]
- 所属: (会社、学校もしくは職業) [REDACTED]
- 住所: [REDACTED]
- 電話番号: [REDACTED]

※要望事項(10)について

容易に貸与権を付与し、コミックレンタル店が死蔵書
書籍・雑誌等の貸与については禁止権ではなく報酬請求権に留めるべきである。ふじりか

前回の著作権法改正により、書籍・雑誌の貸与に対しても著作権者に貸与権を付与することとした際に、著作権者側は、書籍等のレンタルを禁止するつもりはない等としておきながら、上記改正法が施行される平成17年1月1日が目前だというのに、コミックレンタル店で利用するコミックのほとんどの著作権者からの許諾がとれておりません。

仮に、このまま上記改正法が施行された場合には、貸本業者はすべて廃業するか刑罰を受けることを甘受するかという選択を迫られることになり、結果として、現在のレンタル店の主な利用者である数多くの子供たちにとっては、地元の公立図書館が収蔵しない類の書籍については、手にする機会も大幅に減少し、それはコミック文化の衰退を招くことにもなりかねません。

我々は、コミックレンタルの収益の一部を漫画家に還元することには賛同いたしますが、改正法が「貸本業撲滅」という事案につながることは看過することができません。したがって、上記改正法の施行日である平成17年1月1日までに、レンタル店が取り扱う全著作権者から許諾を受けることができないのであれば、書籍・雑誌の著作権者から貸与禁止権を取り上げる立法を行うことが必要となります。よって、私は意見(10)の趣旨に賛成します。

以上

著作権法改正要望事項について【2. 関連】

- 氏名: [REDACTED]
- 所属: (会社、学校もしくは職業) [REDACTED]
- 住所: [REDACTED]
- 電話番号: [REDACTED]

※要望事項(10)について

書籍・雑誌等の貸与については禁止権ではなく報酬請求権に留めるべきである。

前回の著作権法改正により、書籍・雑誌の貸与に対しても著作権者に貸与権を付与することとした際に、著作権者側は、書籍等のレンタルを禁止するつもりはない等としておきながら、上記改正法が施行される平成17年1月1日が目前だというのに、コミックレンタル店で利用するコミックのほとんどの著作権者からの許諾がとれておりません。

仮に、このまま上記改正法が施行された場合には、貸本業者はすべて廃業するか刑罰を受けることを甘受するかという選択を迫られることになり、結果として、現在のレンタル店の主な利用者である数多くの子供たちにとっては、地元の公立図書館が収蔵しない類の書籍については、手にする機会も大幅に減少し、それはコミック文化の衰退を招くことにもなりかねません。

我々は、コミックレンタルの収益の一部を漫画家に還元することには賛同いたしますが、改正法が「貸本業撲滅」という事案につながることは看過することができません。したがって、上記改正法の施行日である平成17年1月1日までに、レンタル店が取り扱う全著作権者から許諾を受けることができないのであれば、書籍・雑誌の著作権者から貸与禁止権を取り上げる立法を行うことが必要となります。よって、私は意見(10)の趣旨に賛成します。

以上

著作権法改正要望事項について【2. 関連】

氏名:

所属: (会社、学校もしくは職業)

住所:

電話番号:

※要望事項(10)について

書籍・雑誌等の貸与については禁止権ではなく報酬請求権に留めるべきである。

前回の著作権法改正により、書籍・雑誌の貸与に対しても著作権者に貸与権を付与することとした際に、著作権者側は、書籍等のレンタルを禁止するつもりはない等としておきながら、上記改正法が施行される平成17年1月1日が目前だというのに、コミックレンタル店で利用するコミックのほとんどの著作権者からの許諾がとれておりません。

仮に、このまま上記改正法が施行された場合には、貸本業者はすべて廃業するか刑罰を受けることを甘受するかという選択を迫られることになり、結果として、現在のレンタル店の主な利用者である数多くの子供たちにとっては、地元の公立図書館が収蔵しない類の書籍については、手にする機会も大幅に減少し、それはコミック文化の衰退を招くことにもなりかねません。

我々は、コミックレンタルの収益の一部を漫画家に還元することには賛同いたしますが、改正法が「貸本業撲滅」という事態につながることは看過することができません。したがって、上記改正法の施行日である平成17年1月1日までに、レンタル店が取り扱う全著作権者から許諾を受けることができないのであれば、書籍・雑誌の著作権者から貸与禁止権を取り上げる立法を行うことが必要となります。よって、私は意見(10)の趣旨に賛成します。

以上

著作権法改正要望事項について【2. 関連】

氏名:

所属: (会社、学校もしくは職業)

住所:

電話番号:

※要望事項(10)について

書籍・雑誌等の貸与については禁止権ではなく報酬請求権に留めるべきである。

前回の著作権法改正により、書籍・雑誌の貸与に対しても著作権者に貸与権を付与することとした際に、著作権者側は、書籍等のレンタルを禁止するつもりはない等としておきながら、上記改正法が施行される平成17年1月1日が目前だというのに、コミックレンタル店で利用するコミックのほとんどの著作権者からの許諾がとれておりません。

仮に、このまま上記改正法が施行された場合には、貸本業者はすべて廃業するか刑罰を受けることを甘受するかという選択を迫られることになり、結果として、現在のレンタル店の主な利用者である数多くの子供たちにとっては、地元の公立図書館が収蔵しない類の書籍については、手にする機会も大幅に減少し、それはコミック文化の衰退を招くことにもなりかねません。

我々は、コミックレンタルの収益の一部を漫画家に還元することには賛同いたしますが、改正法が「貸本業撲滅」という事態につながることは看過することができません。したがって、上記改正法の施行日である平成17年1月1日までに、レンタル店が取り扱う全著作権者から許諾を受けることができないのであれば、書籍・雑誌の著作権者から貸与禁止権を取り上げる立法を行うことが必要となります。よって、私は意見(10)の趣旨に賛成します。

以上

著作権法改正要望事項について【2. 関連】

- ・ 氏名:
- ・ 所属: (会社、学校もしくは職業)
- ・ 住所:
- ・ 電話番号:

※要望事項(10)について

書籍・雑誌等の貸与については禁止権ではなく報酬請求権に留めるべきである。

前回の著作権法改正により、書籍・雑誌の貸与に対しても著作権者に貸与権を付与することとした際に、著作権者側は、書籍等のレンタルを禁止するつもりはない等としておきながら、上記改正法が施行される平成17年1月1日が目前だというのに、コミックレンタル店で利用するコミックのほとんどの著作権者からの許諾がとれておりません。

仮に、このまま上記改正法が施行された場合には、貸本業者はすべて廃業するか刑罰を受けることを甘受するかという選択を迫られることになり、結果として、現在のレンタル店の主な利用者である数多くの子供たちにとっては、地元の公立図書館が収蔵しない類の書籍については、手にする機会も大幅に減少し、それはコミック文化の衰退を招くことにもなりかねません。

我々は、コミックレンタルの収益の一部を漫画家に還元することには賛同いたしますが、改正法が「貸本業撲滅」という事態につながることは看過することができません。したがって、上記改正法の施行日である平成17年1月1日までに、レンタル店が取り扱う全著作権者から許諾を受けることができないのであれば、書籍・雑誌の著作権者から貸与禁止権を取り上げる立法を行うことが必要となります。よって、私は意見(10)の趣旨に賛成します。

以上

著作権法改正要望事項について【2. 関連】

- ・ 氏名:
- ・ 所属: (会社、学校もしくは職業)
- ・ 住所:
- ・ 電話番号:

※要望事項(10)について

書籍・雑誌等の貸与については禁止権ではなく報酬請求権に留めるべきである。

前回の著作権法改正により、書籍・雑誌の貸与に対しても著作権者に貸与権を付与することとした際に、著作権者側は、書籍等のレンタルを禁止するつもりはない等としておきながら、上記改正法が施行される平成17年1月1日が目前だというのに、コミックレンタル店で利用するコミックのほとんどの著作権者からの許諾がとれておりません。

仮に、このまま上記改正法が施行された場合には、貸本業者はすべて廃業するか刑罰を受けることを甘受するかという選択を迫られることになり、結果として、現在のレンタル店の主な利用者である数多くの子供たちにとっては、地元の公立図書館が収蔵しない類の書籍については、手にする機会も大幅に減少し、それはコミック文化の衰退を招くことにもなりかねません。

我々は、コミックレンタルの収益の一部を漫画家に還元することには賛同いたしますが、改正法が「貸本業撲滅」という事態につながることは看過することができません。したがって、上記改正法の施行日である平成17年1月1日までに、レンタル店が取り扱う全著作権者から許諾を受けることができないのであれば、書籍・雑誌の著作権者から貸与禁止権を取り上げる立法を行うことが必要となります。よって、私は意見(10)の趣旨に賛成します。

以上

著作権法改正要望事項について【2. 関連】

- 氏名: [REDACTED]
- 所属: (会社) 学校もしくは職業 [REDACTED]
- 住所: 〒 [REDACTED]
- 電話番号: [REDACTED]

※要望事項(10)について

書籍・雑誌等の貸与については禁止権ではなく報酬請求権に留めるべきである。

前回の著作権法改正により、書籍・雑誌の貸与に対しても著作権者に貸与権を付与することとした際に、著作権者側は、書籍等のレンタルを禁止するつもりはない等としておきながら、上記改正法が施行される平成17年1月1日が目前だというのに、コミックレンタル店で利用するコミックのほとんどの著作権者からの許諾がとれておりません。

仮に、このまま上記改正法が施行された場合には、貸本業者はすべて廃業するか刑罰を受けることを甘受するかという選択を迫られることになり、結果として、現在のレンタル店の主な利用者である数多くの子供たちにとっては、地元の公立図書館が収蔵しない類の書籍については、手にする機会も大幅に減少し、それはコミック文化の衰退を招くことにもなりかねません。

我々は、コミックレンタルの収益の一部を漫画家に還元することには賛同いたしますが、改正法が「貸本業撲滅」という事態につながることは看過することができません。したがって、上記改正法の施行日である平成17年1月1日までに、レンタル店が取り扱う全著作権者から許諾を受けることができないのであれば、書籍・雑誌の著作権者から貸与禁止権を取り上げる立法を行うことが必要となります。よって、私は意見(10)の趣旨に賛成します。

以上

著作権法改正要望事項について【2. 関連】

- 氏名: [REDACTED]
- 所属: (会社) 学校もしくは職業 [REDACTED]
- 住所: 〒 [REDACTED]
- 電話番号: [REDACTED]

※要望事項(10)について

書籍・雑誌等の貸与については禁止権ではなく報酬請求権に留めるべきである。

前回の著作権法改正により、書籍・雑誌の貸与に対しても著作権者に貸与権を付与することとした際に、著作権者側は、書籍等のレンタルを禁止するつもりはない等としておきながら、上記改正法が施行される平成17年1月1日が目前だというのに、コミックレンタル店で利用するコミックのほとんどの著作権者からの許諾がとれておりません。

仮に、このまま上記改正法が施行された場合には、貸本業者はすべて廃業するか刑罰を受けることを甘受するかという選択を迫られることになり、結果として、現在のレンタル店の主な利用者である数多くの子供たちにとっては、地元の公立図書館が収蔵しない類の書籍については、手にする機会も大幅に減少し、それはコミック文化の衰退を招くことにもなりかねません。

我々は、コミックレンタルの収益の一部を漫画家に還元することには賛同いたしますが、改正法が「貸本業撲滅」という事態につながることは看過することができません。したがって、上記改正法の施行日である平成17年1月1日までに、レンタル店が取り扱う全著作権者から許諾を受けることができないのであれば、書籍・雑誌の著作権者から貸与禁止権を取り上げる立法を行うことが必要となります。よって、私は意見(10)の趣旨に賛成します。

以上

著作権法改正要望事項について【2. 関連】

氏名: [REDACTED]
 所属: (会社) 学校もしくは職業 [REDACTED]
 住所: [REDACTED]
 電話番号: [REDACTED]

※要望事項(10)について

書籍・雑誌等の貸与については禁止権ではなく報酬請求権に留めるべきである。

前回の著作権法改正により、書籍・雑誌の貸与に対しても著作権者に貸与権を付与することとした際に、著作権者側は、書籍等のレンタルを禁止するつもりはない等としておきながら、上記改正法が施行される平成17年1月1日が目前だというのに、コミックレンタル店で利用するコミックのほとんどの著作権者からの許諾がとれておりません。

仮に、このまま上記改正法が施行された場合には、貸本業者はすべて廃業するか刑罰を受けることを甘受するかという選択を迫られることになり、結果として、現在のレンタル店の主な利用者である数多くの子供たちにとっては、地元の公立図書館が収蔵しない類の書籍については、手にする機会も大幅に減少し、それはコミック文化の衰退を招くことにもなりかねません。

我々は、コミックレンタルの収益の一部を漫画家に還元することには賛同いたしますが、改正法が「貸本業撲滅」という事案につながることは看過することができません。したがって、上記改正法の施行日である平成17年1月1日までに、レンタル店が取り扱う全著作権者から許諾を受けることができないのであれば、書籍・雑誌の著作権者から貸与禁止権を取り上げる立法を行うことが必要となります。よって、私は意見(10)の趣旨に賛成します。

以上

著作権法改正要望事項について【2. 関連】

氏名: [REDACTED]
 所属: (会社、学校もしくは職業) [REDACTED]
 住所: [REDACTED]
 電話番号: [REDACTED]

※要望事項(10)について

書籍・雑誌等の貸与については禁止権ではなく報酬請求権に留めるべきである。

前回の著作権法改正により、書籍・雑誌の貸与に対しても著作権者に貸与権を付与することとした際に、著作権者側は、書籍等のレンタルを禁止するつもりはない等としておきながら、上記改正法が施行される平成17年1月1日が目前だというのに、コミックレンタル店で利用するコミックのほとんどの著作権者からの許諾がとれておりません。

仮に、このまま上記改正法が施行された場合には、貸本業者はすべて廃業するか刑罰を受けることを甘受するかという選択を迫られることになり、結果として、現在のレンタル店の主な利用者である数多くの子供たちにとっては、地元の公立図書館が収蔵しない類の書籍については、手にする機会も大幅に減少し、それはコミック文化の衰退を招くことにもなりかねません。

我々は、コミックレンタルの収益の一部を漫画家に還元することには賛同いたしますが、改正法が「貸本業撲滅」という事案につながることは看過することができません。したがって、上記改正法の施行日である平成17年1月1日までに、レンタル店が取り扱う全著作権者から許諾を受けることができないのであれば、書籍・雑誌の著作権者から貸与禁止権を取り上げる立法を行うことが必要となります。よって、私は意見(10)の趣旨に賛成します。

以上

著作権法改正要望事項について【2. 関連】

氏名:

所属: (会社、学校もしくは職業)

住所:

電話番号:

※要望事項(10)について

書籍・雑誌等の貸与については禁止権ではなく報酬請求権に留めるべきである。

前回の著作権法改正により、書籍・雑誌の貸与に対しても著作権者に貸与権を付与することとした際に、著作権者側は、書籍等のレンタルを禁止するつもりはない等としておきながら、上記改正法が施行される平成17年1月1日が目前だというのに、コミックレンタル店で利用するコミックのほとんどの著作権者からの許諾がとれておりません。

仮に、このまま上記改正法が施行された場合には、貸本業者はすべて廃業するか刑罰を受けることを甘受するかという選択を迫られることになり、結果として、現在のレンタル店の主な利用者である数多くの子供たちにとっては、地元の公立図書館が収蔵しない類の書籍については、手にする機会も大幅に減少し、それはコミック文化の衰退を招くことにもなりかねません。

我々は、コミックレンタルの収益の一部を漫画家に還元することには賛同いたしますが、改正法が「貸本業撲滅」という事態につながることは看過することができません。したがって、上記改正法の施行日である平成17年1月1日までに、レンタル店が取り扱う全著作権者から許諾を受けることができないのであれば、書籍・雑誌の著作権者から貸与禁止権を取り上げる立法を行うことが必要となります。よって、私は意見(10)の趣旨に賛成します。

以上

著作権法改正要望事項について【2. 関連】

氏名:

所属: (会社、学校もしくは職業)

住所:

電話番号:

※要望事項(10)について

書籍・雑誌等の貸与については禁止権ではなく報酬請求権に留めるべきである。

前回の著作権法改正により、書籍・雑誌の貸与に対しても著作権者に貸与権を付与することとした際に、著作権者側は、書籍等のレンタルを禁止するつもりはない等としておきながら、上記改正法が施行される平成17年1月1日が目前だというのに、コミックレンタル店で利用するコミックのほとんどの著作権者からの許諾がとれておりません。

仮に、このまま上記改正法が施行された場合には、貸本業者はすべて廃業するか刑罰を受けることを甘受するかという選択を迫られることになり、結果として、現在のレンタル店の主な利用者である数多くの子供たちにとっては、地元の公立図書館が収蔵しない類の書籍については、手にする機会も大幅に減少し、それはコミック文化の衰退を招くことにもなりかねません。

我々は、コミックレンタルの収益の一部を漫画家に還元することには賛同いたしますが、改正法が「貸本業撲滅」という事態につながることは看過することができません。したがって、上記改正法の施行日である平成17年1月1日までに、レンタル店が取り扱う全著作権者から許諾を受けることができないのであれば、書籍・雑誌の著作権者から貸与禁止権を取り上げる立法を行うことが必要となります。よって、私は意見(10)の趣旨に賛成します。

以上

Ⅱ 2. 著作権の権利関係

組目: (7)/反社(8)(9) について

過去の中古ゲームソフト裁判の事があります。
また、ゲーム、映画、音楽コンテンツソフト制作、製作者側
がそのソフトウェアの製造、販売の採算性が合わなくな
て来ると、販売中止及び回収され、入手が困難となる為
規制してしまふと、その販売が既に終了しているコンテンツ
ソフトを購入するにも、非常に困難となってしまう事が
予想されます。

組目: (10) について

図書館法28条に用達し、料金を徴収する形式の私立図書館
の業務に支障があり、料金を徴収しない公立及び専修図書館
においても貸与権の報酬請求により、運営が成り立たなくな
る可能性も考えられる。

意見: (11) について

映画の著作権を映画監督へと帰属する事について、原作者、
プロデューサー、企画者、製作及び制作会社を含めた形にすべきである。
理由として、原作者へのロイヤリティ、企画・プロデュースを行なった者への還元、
制作及び製作を行なった者への還元も必要と思われるからである。
映画監督に帰属すると、映画監督のみが著作権の恩恵を
得るのではと思う。

TEL NO. : [REDACTED]

著作権法改正要望事項について(2. 関連)

氏名:

所属: (会社、学校もしくは職業)

住所: 〒

電話番号:

※要望事項(10)について

書籍・雑誌等の貸与については禁止権ではなく報酬請求権に留めるべきである。

前回の著作権法改正により、書籍・雑誌の貸与に対しても著作権者は貸与料を付与する
こととした際に、著作権者側は、書籍等のレンタルを禁止するつもりはない旨としておき
ながら、上記改正法が施行される平成17年1月1日が目前だという頃に、コミックレン
タル店で利用するコミックのほとんどの著作権者からの許諾がとれておりません。

仮に、このまま上記改正法が施行された場合には、貸本業者はすべて廃業するか刑罰を
受けることを甘受するかという選択を迫られることになり、結果として、現在のレンタル
店の主な利用者である数多くの子供たちにとっては、地元の公立図書館が閲覧しない類、
書籍については、手にする機会も大幅に減少し、それはコミック文化の衰退を招くことにも
なりかねません。

我々は、コミックレンタルの収益の一部を漫画家に還元することには賛同いたしますが、
改正法が「貸本業撲滅」という事柄につながることは看過することができません。したが
って、上記改正法の施行日である平成17年1月1日までに、レンタル店から取り扱う全著
作権者から許諾を受けることができないのであれば、書籍・雑誌の著作権者から貸与禁止
権を取り上げる立法を行うことが必要となります。よって、私は意見(10)の趣旨に賛成
します。

以上

著作権法改正要望について【2. 関連】

文化庁 長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項について、以下の通り意見を表明します。

(1) 氏名 [REDACTED]

所属(職業) [REDACTED]

(2) 住所 [REDACTED]

電話 [REDACTED]

(3) 意見:

(7)について

本要望に断固、かつ全面的に反対し、文化庁著作権課各位及び法制問題小委員会委員各位に対しては本要望を小委員会の議題として取り上げないことを強く要望する。その理由は、以下に述べる通りである。

本要望は、最高裁判所・第一小法廷において平成 14 年 4 月 25 日に下された平成 13 年(受)第 898 号著作権侵害差止請求権不存在確認請求事件(判時 1785 号 9 頁)及び平成 13 年(受)第 952 号著作権侵害行為差止請求事件判決(民集第 56 巻 4 号 808 頁)において

(ア) 著作権法による著作権者の権利の保護は、社会公共の利益との調和の下において実現されなければならないところ、(イ) 一般に、商品を譲渡する場合には、譲渡人は目的物について有する権利を譲受人に移転し、譲受人は譲渡人が有していた権利を取得するものであり、著作物又はその複製物が譲渡の目的物として市場での流通に置かれる場合にも、譲受人が当該目的物につき自由に再譲渡をすることができる権利を取得することを前提として、取引行為が行われるものであって、仮に、著作物又はその複製物について譲渡を行う都度著作権者の許諾を要するということになれば、市場における商品の自由な流通が阻害され、著作物又はその複製物の円滑な流通が妨げられて、かえって著作権者自身の利益を害することになるおそれがあり、ひいては「著作権等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与する」(著作権法 1 条)という著作権法の目的にも反することになり、(ウ) 他方、著作権者は、著作物又はその複製物を自ら譲渡するに当たって譲渡代金を取得し、又はその利用を許諾するに当たって使用料を取得することができるのであるから、その代償を確保する機会には保障されているものといことができ、著作権者又は許諾を受けた者から譲渡された著作物又はその複製物について、著作権者等が二重に利得を得ることを認める必要性は存在しないからである。

と判示された事実に対して「権利の消尽は悪だ! 最高裁判決をぶっ潰せ! 」と言う感情論の域を出ていない。何故なら、いずれの要望も共通して「どのような形で商品を購入するかは購入者の選択に任されている」と言う経済の大原則を完全に無視し「買う側はどうせ同じ物だったら安い方がいいに決まっているだろう」と言う「決め打ち」的な主観に基づいた見方しかしていないからである。現実の選択行動は価格差が小さければ付加価値——新品が持つ最大の付加価値は「新品である」こと——が差額に見合っているかどうかを判断して働くものであり、価格は選択行動を決定する際の一要素ではあるが、価格が唯一無比の要素ではないし常に例外無く最上位の要素となる訳でもない。購入者の中には価格を選択行動に際して最上位の決定要素とする者もあるが、別の購入者にとっては形状(商品の汚損状況)や特典類の付属・購入した店舗が独自に行うサービスなどの価格以外の要素が最上位の決定要素であることもまた当然であり全ての、或いは大多数の場合において価格面が選択行動に際して最上位の決定要素であるかのような前提に立った本要望の不当性は明白である。

次に、一般論の観点から意見を述べる。中古市場に対して最も多く聞かれる非難は「著作物がどれだけ“転々流通”しても権利者には一銭の儲けにもならない」と言うものであるが、これは片面的には「正しい主張」と言える。しかし「正しい」と言うのは「客観的な状況説明として正しい」と言うだけであり、それが直ちに本要望で前提とされているような「悪」と直結するものではない。それは何故か? 世の中には“転々流通”しているものは数多く存在する。むしろ、“転々流通”していない物を探す方が困難なぐらいである。「著作物」に限定してみても、住宅や衣服は明らかに“転々流通”しているが、それらの「著作物」とゲームソフトや本は何がどう違うのか? 前述の最高裁判決に至る法廷闘争においてメーカー各社は「開発に多額の費用がかかるから回収の機会が必要である」と力説したが、それはゲームソフトに特有の事例では無く医薬品など開発に多額の費用がかかるものは世の中にいくらでも存在する。それ故、最高裁は「著作物又はその複製物を自ら譲渡するに当たって譲渡代金を取得し、又はその利用を許諾するに当たって使用料を取得することができるのであるから、その代償を確保する機会には保障されているものといことができ、著作権者又は許諾を受けた者から譲渡された著作物又はその複製物について、著作権者等が二重に利得を得ることを認める必要性は存在しない」と判示したのである。「著作物は工場で次々に生み出されるような商品とは違う」と強弁するメーカー経営者もいるが「工場で次々に生み出されるような商品」であっても研究開発を経て完成し、その段階でゲームソフトと同等、或いはそれ以上の莫大な投資がなされている点に全く変わり無く、あたかも自分たちを取り巻く状況が世間において特異なものであるかのような主張は、その前提自体が誤ったものである。

「供給手段の多様化」と言う点でも、日本は欧米に比べて明らかに遅れている。日本では 1984 年の著作権法改正で貸与権が創設された直後にメーカー各社の強硬姿勢によりゲームソフトのレンタル店が一掃され、その後は散発的に一部メーカーが自社ハードの販促プロモーションの一環でレンタルを試みるも短期間で撤退すると言った状況が続いているが、南北アメリカでは幅広くレンタルが実施されているのはよく知られている通りである。また、米国著作権法第 109 条(b)項(i)(B)節(ii)の規定によりゲームメーカーは商業的貸与に対して権利を行使することが出来ないが、それに

も関わらず北米市場は日本市場の衰退とは対照的に拡大を続けて来たのであり、この事実は全ての利用形態に対して権利者が影響力を行使出来なければならないかのような主張が失当であることを示唆するものである。

また、アーケードゲームの衰退で業務用と家庭用が相互に刺激し合う関係が崩れたと指摘する説もある。そんな中で、携帯電話用アプリケーションやオンラインゲームなどが新しい市場を開拓しつつあるが、当然それらは従来の家庭用ゲーム機とも競合関係にある訳で、家庭用ゲームソフトの緩やかな市場縮小(但し、2004年度は7年ぶりの回復基調と目されている)からはそうした市場構造の変化を読み取るべきである。

次に、以下の表を提示する。

国内ゲームソフト出荷額推移(出典:CESA ゲーム白書)

年次	出荷額(億円)	前年比
1997	3,898	
1998	3,528	-370
1999	3,285	-243
2000	2,931	-354
2001	2,642	-289
2002	2,492	-150
2003	2,306	-186

市場の最盛期とされている1997年より昨年までの国内ゲームソフト出荷額推移であるが、1998年及び2000年の落ち込みが非常に大きく、近年になってようやく「下げ止まり傾向」へ移行しつつある(そして、2004年は7年ぶりのプラスに転じることが見込まれている)。1998年は、(社)コンピュータソフトウェア著作権協会(ACCS)及び(社)コンピュータエンターテインメントソフトウェア協会(当時・CESA)、(社)日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会(JPSA)が「違法中古ゲームソフト撲滅キャンペーン」と称して中古市場を利用する一般消費者を犯罪者同然に貶めるネガティブキャンペーンを大々的に展開し、この年の1月に公正取引委員会より独占禁止法第19条違反により勧告を受けた(株)ソニー・コンピュータエンタテインメントを前記3団体の加盟各社が擁護し、小売店に対して大々的に弾圧を繰り上げていた年である。昨今、音楽業界では(社)日本レコード協会の主導で正規の購入者にとっては買っても正常に再生出来るかどうか分からない再生出来ない場合でも返品・交換には一切応じないと言う「コピーコントロールCD」の発売を大手2社が相次いで取りやめたことが話題になっているが、これも結局はコピーコントロールCDの発売が正規の購入者をも犯罪者同然に貶める業界の姿勢に対する嫌悪感が一因であり、ゲーム業界はそれと同レベルの、或いはそれ以上に愚かな主張を業界ぐるみで実行に移し、市場の回復には全く結び付かなかつたばかりか法廷闘争には前述の独禁法違反事件審判——平成10年(判)第1号を含めてことごとく敗れ去り、何一つ「成果」と言えるものは存在しなかったにも関わらず全く謝罪も反省も

せずに現在もなお「権利の消尽は悪だ! 最高裁判決をぶつ潰せ!」と言う感情論を振り回す様は「融悪そのもの」としか言いようが無い。

そして、最大の問題点は ACCS を始めとする業界側の主張が法廷闘争においてことごとく論破されたものと何一つ変わっていないことである。最も象徴的なのは「デジタルデータの記録媒体は恒久不変であり、新品と中古の品質差は全く存在しない」と言うものであるが、このような科学的根拠を全く持たない暴論が今持って業界内でまことしやかに信じられ、内外に向けて「権利の消尽は悪」と言う主張の根拠に用いられていると言うこと自体が理解不可能である(添付資料 1-1・1-2・1-3・1-4)。また、以下はゲームソフト全般において見られる「使用上の注意」の一例であるが、この注意書きに記載されたような使用方法(故意でなく過失の場合も含む)により記録媒体が自身「絶対に有り得ない」と主張しているはずのメーカーが行うのは自己矛盾ではないのかと言う根本的な疑問を生ずる。

- プレイ終了後 "Play Station" 本体からディスクを取り出す場合は、本体のオープンボタンを押し、ディスクの回転が完全に止まったのを確認してから行ってください。回転中のディスクに触れると、けがをしたりディスクを傷つけたり本体の故障の原因になりますので、絶対におやめください。
- ディスクは両面とも、指紋、汚れ、傷などをつけないように取り扱ってください。また、シールなどを貼付したり、鉛筆、ペン等で文字や絵を書かないでください。
- 直射日光のあたる場所、暖房機器の近く等高温の所には保管しないでください。また、湿気の多い所も避けてください。

次に「物流」及び「個人の可処分所得の限界」と言う観点から考える。
一旦、市場に拡布された商品が 転々流通 するパターンは、大別して3種類存在する。

- A: 個人→古物商
- B: 古物商→個人
- C: 個人→個人(フリーマーケット・ネットオークションなども含む)

この3パターンを、問題視されている順に並べるとすれば「B>C>A」であろう。そもそも誰から商品を買ひ取らなければ古物として売ることは出来ないはずなのに、Aは何故かさほど問題視されずBだけが激しく非難されている(Aの主体=一般消費者をストレートに敵視することを避けているつもりなのかとも知れないが、AとBは表裏一体なので結局は同じことである)。「禁止権でなく報酬請求権なら問題は起こらないのではないか」と言う意見も少なからず存在し、本要望の大半もそれを前提にしているが、この意見に対しては異論無きを得ない。何故なら、仮に(飽くまでも、大量複製物に対して)報酬請求権が行使可能とされた場合、遺産相続や破産管財手続が今とは比べ物にならないぐらい煩雑になるのは確実である。それこそ、単なる「個人の財産処分権侵害」どころの

話ではなくなるであろう。それによって生じる萎縮効果も相当なものになることが当然に予想される。新規の権利創設に際しての「萎縮効果」は過小評価されがちであるが、現実の萎縮効果はあらゆる形で市場を荒廃させる効果を発揮するものである。インターネット通販における少額決済問題を見れば明らかなように「還元」に係る処理はこのうえ無く煩雑なものとなるであろう。そして、多くの著作物所有者は黙々と煩雑な「還元」に係る処理を行うことはせずにその著作物をゴミとして棄てる行動を選択することが予想される。そして、結局は禁止権を設定するのと大して変わらず「自由に処分出来ない」廃棄物ばかりが増大し、物流は停滞し、市場がごく少数の可処分所得に相当な余裕の有る者しか寄り付かない閉じられたものになってしまうのが必定である。それはおおよそ「文化的所産の享受」からはかけ離れた停滞により、最高裁判決が述べた通り「かえって著作権者自身の利益を害することになる」であろう。それだからこそ、世界の私有財産制を認める全ての国では少なくとも、大量複製物に関して「権利の消尽」を共通のルールに定めているのであり、それを支持した最高裁判決を否定し、日本国内の著作物利用者にだけ過重な（経済的のみならず、著作物に接する機会の喪失と言う物理的ないし文化的）負担を強いるに足るだけの証拠は本要望からは到底、見出されないと言うべきである（添付資料2。なお、資料2において引用されている資料3も併せて添付）。

なお、ゲーム業界において特有と考えられる事情について述べると、メーカーや業界団体は中古市場が暴利を貪っているようなネガティブイメージを垂れ流す一方で小売店が新品専門では到底、成り立たないような契約条件を設定している事実には頬を赤らめながら決めている状態である。最高裁判決後、経済産業省の指導により共同で新品の販売促進を協議する場が設けられているが、メーカー側には非協力的な所が多く目覚ましい成果が挙がっているとは言えない状態である。10年前にはメーカー希望小売価格の「6掛」（60％）が卸売価格の主流だったのに対して現在では「75～85％」が標準化しているなど、メーカー直販体制が主流となっている為にメーカー側に著しく有利な卸売条件が強要されやすい弊害が顕著であり、小売店の多くは「新品を積極的に扱いたくても扱えない」状態に陥っている。このような状況をメーカー側が条件面で譲歩することで改善すれば新品のシェアを拡大し、結果的に両者ともトータルで得られる利益を最大化）することは可能であるし、レンタルやダウンロード販売など新たな供給手段の創出も有効であろう（それは、メーカーの一存によって今すぐ可能である）。欧米におけるiTunes Music Storeの成功がそれを証明している。それらが中古市場を利用するよりもメリットが大きいと判断されれば、いわゆる「ライトユーザー」を呼び戻すことに繋がるはずであり「供給手段の多様化」と言う理想的手段の放棄そのものでしか無い本要望は、全ての面において否定されるべきものである。

もう一つに、柱立て 4.「著作権等の制限」(98)及び(99)と関連するものであるが、日本において特有の事情として「ゲームメーカーによる過剰なまでの同一性保持権主張」が挙げられる。欧米においては1993年のLewis Galoob Toys, Inc. v. Nintendo of America, Inc.判決以降、いわゆるゲーム改造が一般に許容されており、日本の『ファミ通』に相当するような一般のゲーム雑誌でも改造コード（改造ツールを介してコードを入力すると、通常のゲーム起動時には得られない結果が得られる）が掲載されているなど「ゲームの楽しみ方」を広げる観点から有益とされている。翻って、日本では

著作権法第20条の同一性保持権が極めて厳格に運用されており、ベルヌ条約においては許容されている個人が閉鎖領域内で行う改変や著作権者の名誉声望を害するとは言いえない改変までも全てが例外無く違法と判断される傾向が強く、ゲームメーカーが改造ツールに対する訴訟を立て続けに起こすなど諸外国と比して明らかに「ゲームの楽しみ方」は狭小な方向へ追いやられている状況に有る。こうしたゲームメーカーの姿勢が、諸外国に比してソフトの商品寿命を縮めている可能性を検証すべきではないか？

なお、出版業界においてもゲーム業界と同様の主張が見られることについても付言する。

絶版のサイクルが短縮されている理由は年間の出版点数が悪く言えば「粗製濫造」気味に増加の一途をたどり、結果的に新刊が既刊を駆逐する形となり書店の店頭で陳列されるサイクルが短くなっていることが大きい。また、現行の半永久的に小売価格を拘束する形での極めて硬直的な（出版業界が「再販制度の盟友」と称して止まないドイツやフランスは時限再販であり、半永久的に再販価格を維持させているのは現在では日本のみである）再販価格維持制度の運用にも問題が無いか改めて、感情論を排して検証すべきである。なお、本年5月に公表された知的財産推進計画の見直しに関する意見募集では次の意見が寄せられている。

- 業界の競争を促進し、国際競争力を高める一つ的手段として、再販制度の対象となる商品について、一定範囲で小売店の裁量を認めてはどうか。例えば、出版社等の希望小売価格に対し、15%程度までの値引きを任意に行えるようにする。あるいは、これに加えて販売後18ヶ月（この期間は、当該商品が絶版になるほど長期間では意味がありません）経過時から、自由に値引きできるようにするという。基本的には、フランスの例を参考に、さらに柔軟性を強化したイメージ。現在、書籍においては返本率の高さが問題となっているが、こうした一定期間を経て売れ残った本が返本となるのは非常に無駄だし、安くなっても売れた方が、文化保護育成の面でも良い。本の購入を控え、図書館で読んだり、新古書店で買う人が増えているが、こうした人の一部は、新刊本の値下げによって再び新刊本を買うようになるのではないか。

ところで、いわゆるコミックス（漫画単行本）の新刊売上が年々、下落する一方であるかのようなイメージが先行しているが数値上はそうでないことが裏付けられている。

コミックス(漫画単行本)売上額推移

(出典:情報メディア白書/2003年のみ出版科学研究所速報値)

年次	売上額(億円)	前年比
1996	2,535	
1997	2,491	-44
1998	2,473	-18
1999	2,302	-171
2000	2,372	+70
2001	2,480	+108
2002	2,482	+2
2003	2,549	+67

このように、過去最高を記録した1996年から下落傾向に入るものの1999年に底を打ち、昨年は過去最高を記録している。出版業界全体の不況傾向は世代・嗜好別に細分化され過ぎた雑誌が足を引っ張っている面が強いのである。その背景には、出版業界が長期低迷の「大元凶」に挙げて来た大型古書店チェーンや漫画喫茶により多様な供給手段が用意され、出版者側がそれに対抗すべく自主努力の一環としてコンビニエンスストア向けの廉価版コミックスなど新規の商品開発を実施した結果である。

このように、ゲーム業界においてはメーカーが供給手段の多様化に消極的であるが故に長期低迷から未だ脱却し切れていない一方で、出版業界では一次供給者による自主努力が一定の成果を挙げているのであり、その差は歴然である。

以上のように、本要望はいかなる面においても正当性は皆無であり、否定されるべきものである。

よって、文化庁著作権課各位及び法制問題小委員会委員各位に対しては本要望を小委員会の議題として取り上げないことを強く要望する。

なお、知的財産推進計画において明記されていること及び本年5月27日の第8回知的財産戦略本部会合において出席者よりその実行を強く要望されていることを根拠に、本要望を法制問題小委員会における議題として取り上げるべきであるとの意見が出ることも予想されるが、当該出席者は自身が支部長を務める政党支部を介して大手ゲームメーカー・タイマーより最低でも90万円にのぼる政治献金を受領していることが、岐阜県選挙管理委員会において開示された当該政党支部の政治資金収支報告書により判明している(添付資料4-1・4-2・4-3)。これは明白に「政治とカネ」にまつわる問題であり、本要望が法制問題小委員会における議題として取り上げるに値しないばかりでなく知的財産推進計画からも当該項目が速やかに削除されるべき理由の最たるものである。

以上

著作権法改正要望事項について【2. 調査】

氏名: [REDACTED]
 所属: (会社、学校もしくは職業) [REDACTED]
 住所: 〒 [REDACTED]
 電話番号: [REDACTED]

※要望事項(10)について

書籍・雑誌等の貸与については禁止権ではなく報酬請求権に留めるべきである。

前回の著作権法改正により、書籍・雑誌の貸与に対しても著作権者に貸与権を付与することとした際に、著作権者側は、書籍等のレンタルを禁止するつもりはない旨としておきながら、上記改正法が施行される平成17年1月1日が目前だというのに、コミックレンタル店で利用するコミックのほとんどの著作権者からの許諾がとれておりません。

仮に、このまま上記改正法が施行された場合には、貸本業者はすべて廃業するか刑罰を受けることを甘受するかという選択を迫られることになり、結果として、現在のレンタル店の主な利用客である数多くの子供たちにとっては、地元の公立図書館が収蔵しない類の書籍については、手にする機会も大幅に減少し、それはコミック文化の衰退を招くことにもなりかねません。

我々は、コミックレンタルの収益の一部を漫画家に還元することには賛同いたしますが、改正法が「貸本業撲滅」という事態につながることは看過することができません。したがって、上記改正法の施行日である平成17年1月1日までに、レンタル店が取り扱う全著作権者から許諾を受けることができないのであれば、書籍・雑誌の著作権者から貸与禁止権を取り上げる立法を行うことが必要となります。よって、私は意見(10)の趣旨に賛成します。

以上

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1
文化庁長官官房著作権課法規係 御中

「著作権法改正要望事項について【2 関連】」

2. 著作者の権利

著作者の権利（譲渡権）と消尽が最大の問題となっているように思われる。

確かに、現代社会において、複製権が及ぶのに、（合法に）複製された有体物（複製物）の譲渡権が制限されるのは不均衡のようにも思われる。他方で、あくまで最初の許諾権は権利者側に委ねられており、有体物の取引安全も配慮すべき必要がある。科学技術の発展とともに権利者と利用者のバランス関係も変化しているといえるが、譲渡権の消尽原則を維持しつつ、例外的配慮をとるべきである。

○ 頒布権・譲渡権

(7) 書籍・ゲームソフトなど著作物の複製物の譲渡に関して、権利者に利益を還元する方策を検討する。

上述のように譲渡権はあくまで消尽すると解すべきである。その上で何らかの方策があれば採用することを検討するべきである。

(8) 頒布権が及ぶのは、劇場公開用映画等で公に上映されることを前提とする映画の著作物のみであり、それ以外の著作物に係る譲渡権は、譲渡により消尽することの明文化

明文化には賛成である。さらにいえば、「映画の著作物」についても、様々なものがある中で、法文上整理できればよいのではないか。

(9) 譲渡権の消尽の維持
すでに述べた通りである。

○ 貸与権

(10) 書籍・雑誌の貸与権の報酬請求権化
譲渡ができて、貸与ができないのは不均衡である。

○ 映画の著作物の著作権の帰属

(11) 第 29 条を削除し、映画の「著作者」である「映画監督」へ著作権が帰属することとする。

映画の著作物を利用するという側面からすれば、権利を誰に帰属させるかということは重要ではない。誰に帰属させるにせよ、権利関係が複雑にならないように、配慮されるべきであろう。

もっとも、映画著作者の利益が著しく害されている現在の状況にあつては、著作者に著作権が帰属するという立場に戻るのも一案として支持しうる。ただし、（少なくとも経過措置として）多額の投資を要するとされる映画製作者との利害関係を調整する必要がある。

(12) 映画製作者の定義において、「発意」と「責任」の意味を明確にする。
条文の意味を明確にするのは、権利関係の明確化から検討されるべきである。

○ 新たな支分権の創設

著作物の利用形態の多様化にあわせて新たな支分権を創設する必要があると考えられる。しかし、いったん支分権が設定されれば、その態様での利用困難を生じさせる。既存の支分権でどうしても対処できない場合に導入する必要がある。ただし、利用者の便宜にも配慮する必要がある。

(13) いわゆる「マンガ喫茶」でのコミックの利用に係る利益の著作者への還元
「マンガ喫茶」については、現状でも「貸与権」との関係で問題と思われる。但し、附則。貸与権を前提にすれば、日本音楽著作権協会のような著作権管理事業を積極的に促進させる必要があるのかも知れない。

(14) 「追及権」の創設

著作物の物理的な原作、原画（マスター）に対する価値をどのように保護するかの問題ではなかろうか。また、「追及権」の内容も明確でない。

確かに、著作物によっては、創作後すぐに評価がされるわけではないものがある。しかし、著作物を用いてどのように利益を得て行くかも一次的には権利者に委ねられていることであるから、ことさらにこのような権利を創設する必要はないと思われる。土地を開発して売却した後にその開発に関連して土地の価格があがっても利益追及できないことと比較すると明らかである。

○ その他

(15) 通常の方法によりその名を表示されている者を映画の著作物の著作者と推定する規定を置く。

映画の著作物の利用の観点からすれば、積極的に検討されるべきである。

(16) 共同著作物の権利の行使は、他の共有者の同意による必要があるが、ソフトウェアの著作権について、自己の使用を目的とした範囲での利用（第三者への利用許諾を除く）については、他の共有者の合意を得ることなく可能とする。
ソフトウェアに限らず自己使用は広く認めてよいと思われる。

ところで、一側面として、中古販売やレンタル業などは、著作物を利用した業をし、利益を得ているにも関わらず、権利者には一銭の利益にもならないという社会的事実がある。

従来の議論では、最初の譲渡行為において、利益回収を図っているはずである、というものであると思われるが、これが時代に合致していないという主張にすぎない。この議論から素直に検討すれば、そもそも譲渡権の消尽論が修正を要される事項となろうが、これではあまりにも流通を阻害することになりかねない。権利者保護の観点からは、理論的な問題については検討する必要があるが、著作物そのものの価値を利用した（消尽した著作物を用いた）再収益活動からの利益回収を図る制度が必要であるのかも知れない。

以上

氏名:

所属: (会社、学校もしくは職業)

住所:

電話番号:

※要望事項(10)について

書籍・雑誌等の貸与については禁止権ではなく報酬請求権に留めるべきである。

前回の著作権法改正により、書籍・雑誌の貸与に対しても著作権者に貸与権を付与することとした際に、著作権者側は、書籍等のレンタルを禁止するつもりはない等としておきながら、上記改正法が施行される平成17年1月1日が目前だというのに、コミックレンタル店で利用するコミックのほとんどの著作権者からの許諾がとれておりません。

仮に、このまま上記改正法が施行された場合には、貸本業者はすべて廃業するか刑罰を受けることを甘受するかという選択を迫られることになり、結果として、現在のレンタル店の主な利用者である数多くの子供たちにとっては、地元の公立図書館が収蔵しない類の書籍については、手にする機会も大幅に減少し、それはコミック文化の衰退を招くことにもなりかねません。

我々は、コミックレンタルの収益の一部を漫画家に還元することには賛同いたしますが、改正法が「貸本業撲滅」という事態につながることは看過することができません。したがって、上記改正法の施行日である平成17年1月1日までに、レンタル店が取り扱う全著作権者から許諾を受けることができないのであれば、書籍・雑誌の著作権者から貸与禁止権を取り上げる立法を行うことが必要となります。よって、私は意見(10)の趣旨に賛成します。

以上

著作権法改正要望事項について【2. 関連】

- 氏名: [REDACTED]
- 所属: (会社、学校もしくは職業) [REDACTED]
- 住所: 〒 [REDACTED]
- 電話番号: [REDACTED]

※要望事項(10)について

書籍・雑誌等の貸与については禁止権ではなく報酬請求権に留めるべきである。

前回の著作権法改正により、書籍・雑誌の貸与に対しても著作権者に貸与権を付与することとした際に、著作権者側は、書籍等のレンタルを禁止するつもりはない等としておきながら、上記改正法が施行される平成17年1月1日が目前だというのに、コミックレンタル店で利用するコミックのほとんどの著作権者からの許諾がとれておりません。

仮に、このまま上記改正法が施行された場合には、貸本業者はすべて廃業するか刑罰を受けることを甘受するかという選択を迫られることになり、結果として、現在のレンタル店の主な利用者である数多くの子供たちにとっては、地元の公立図書館が収蔵しない類の書籍については、手にする機会も大幅に減少し、それはコミック文化の衰退を招くことにもなりかねません。

我々は、コミックレンタルの収益の一部を漫画家に還元することには賛同いたしますが、改正法が「貸本業撲滅」という事案につながることは看過することができません。したがって、上記改正法の施行日である平成17年1月1日までに、レンタル店が取り扱う全著作権者から許諾を受けることができないのであれば、書籍・雑誌の著作権者から貸与禁止権を取り上げる立法を行うことが必要となります。よって、私は意見(10)の趣旨に賛成します。

以上

著作権法改正要望事項について【2. 関連】

- 氏名: [REDACTED]
- 所属: (会社、学校もしくは職業) [REDACTED]
- 住所: 〒 [REDACTED]
- 電話番号: [REDACTED]

※要望事項(10)について

書籍・雑誌等の貸与については禁止権ではなく報酬請求権に留めるべきである。

前回の著作権法改正により、書籍・雑誌の貸与に対しても著作権者に貸与権を付与することとした際に、著作権者側は、書籍等のレンタルを禁止するつもりはない等としておきながら、上記改正法が施行される平成17年1月1日が目前だというのに、コミックレンタル店で利用するコミックのほとんどの著作権者からの許諾がとれておりません。

仮に、このまま上記改正法が施行された場合には、貸本業者はすべて廃業するか刑罰を受けることを甘受するかという選択を迫られることになり、結果として、現在のレンタル店の主な利用者である数多くの子供たちにとっては、地元の公立図書館が収蔵しない類の書籍については、手にする機会も大幅に減少し、それはコミック文化の衰退を招くことにもなりかねません。

我々は、コミックレンタルの収益の一部を漫画家に還元することには賛同いたしますが、改正法が「貸本業撲滅」という事案につながることは看過することができません。したがって、上記改正法の施行日である平成17年1月1日までに、レンタル店が取り扱う全著作権者から許諾を受けることができないのであれば、書籍・雑誌の著作権者から貸与禁止権を取り上げる立法を行うことが必要となります。よって、私は意見(10)の趣旨に賛成します。

以上

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【2. 関連】

著作権法改正要望事項について【2. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]

以下、意見

【(7)について】

(7) については、消費者の利益のみならず、中古品販売業者の営業努力の成果を全く無視したものであると思います。

消費者には、新品商品を購入する際にも、中古商品を購入する際にも、それぞれメリット／デメリットがあります。例えば自動車の分野でも、消費者は新車販売店ばかりではなく、場合によっては中古車販売店や、レンタカー会社を利用することもあります。その結果、販売店やレンタカー会社はそれぞれ価格・品質・サービス面で激しい競争を繰り広げています。それは消費者に利益をもたらすだけでなく、業界の公正な競争・発展にもつながっています。

以前に比べて、著作物の中古品販売店のサービス・品質は大幅に向上しており、消費者にとってなくてはならない存在にまで成長しました。それは中古品販売店がこれまでに繰り広げてきた営業努力の成果です。にもかかわらず、ここにきてその利益を搾取するような規則を設けるのは、消費者の不信感を煽り、販売業界全体の活力を奪う結果を招きかねない暴挙であると考えます。

以上の理由で、私は(7)の意見に反対いたします。

【(13)について】

(13) については、既存の漫画喫茶のこれまでの営業努力の成果を全く無視したものであると思います。

漫画喫茶は、正規に出版された書籍を仕入れて活用しており、経済学的な意味での「フリーライド」は全くありません。また、書店はもちろんのこと、無料で貸出が受けられる図書館も含めた競争の中で、漫画喫茶のサービスは格段の向上を遂げてきました。こうした努力の成果を横目に、(出版社が漫画喫茶ビジネスに参入する等の選択肢もあるにもかかわらず)自らは営業努力を行わず、その利益を搾取するような行為を法的に許すことが、筋が通っているとは思えません。

以上の理由で、私は(13)の意見に反対いたします。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【2. 関連】

文化庁長官官房著作権課法規係 御中

著作権法改正要望事項について、以下の通り意見を表明します。

1. 氏名及び所属 [REDACTED]

2. 住所及び電話番号 [REDACTED]

3. 意見

(7) について

反対です。

中古市場が形成されているものは他にもたくさんあります。新品が売れた時点で著作権者は利益を得ているのに、なぜ、著作権だけが特別扱いされなくてはならないのでしょうか。中古市場がなければ不用品となってしまうだけに、売れているならそこからも寄せ、というのは、虫が良すぎと思います。

(8) について

賛成です。

明文化することで不要な混乱を避けられます。

(9) について

賛成です。

商品が流通していくために必要です。

[REDACTED] / [REDACTED]

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について[2. 関連]

1. 氏名および職業

会社員

2. 住所および電話番号

〒[REDACTED]

3. 意見

(7)については反対し、(9)については支持します。一般の中古品ではその譲渡で得られた利益の一部を第一生産者に利益を還元することはありません。著作物の複製物に関してのみ利益の還元を行うことが妥当である合理的理由は存在しません。また、石岡[]は消尽しない譲渡権が必ずしも利益を最大化しないという分析を行っています。

[1]石岡克俊「消尽理論の法と経済学」(「著作権の法と経済学」林紘一郎編著、2004)に収録)

(13)については反対します。マンガ喫茶の経営者は正当にコミックを入手しており、また、店内に限定した閲覧は著作権法に反して正当なものです。ここから対価を得ようとするならば当事者間の契約によって行うべきであり、著作権法で対処すべきこととは考えられません。

(1)氏名: [REDACTED] 所属: [REDACTED]
(2)住所: [REDACTED] 電話番号: [REDACTED]
(3)意見: 下記参照

(7)に関して
○消尽しない譲渡権には反対であり、当面検討すべき課題ではない。

理由

(1) 中古ゲームに販売機会を奪われるという主張に根拠がない

「現行機における中古比率は相対的に低い水準に収まっている。単純に中古に需要が奪われたということだけでは市場の縮小を説明できないと思われる」

(原田信行・日本経済研究センター副主任研究員・コンピュータ産業研究会、日本におけるコンテンツ産業の可能性—ゲーム産業を中心に—、赤門マネジメント・レビュー (ISSN1347-4448)、3巻、3号、pp.119、2004年3月)

(2) ゲームソフトに消尽を認めた最高裁判決によって中古ゲームの流通量が裁判前より増えた事実はない。

1997年の中古市場規模推計値は1,395億円であり、2002年の推計値1,201億円よりも少ない。前述参考文献にも「中古、新品比率の推計値は、1998年以降7:3と安定した数値を示している」とあり、2002年の最高裁判決によって、市場の環境が変化した事実はない。故に、最高裁判決を理由に法改正を主張するのは適当ではない。

(3) 財産権を制限する中古禁止に求められる高い公益性が認められない。

個人が自己の財産を自由に使用し、利益を上げ、処分する権利を有するのは、私有財産を認めた憲法に基づくものであり、これらの権利を制限するには、高い公益性が必要である。しかるに、法改正の主張者はもっぱら「企業利益の確保」のみを主張しており、法改正がどのような公益に合うのかについて考慮されていない。

すでに

1. 独占禁止法による排除勧告
2. 消尽を認めた最高裁判決

など、すでに中古を禁止することの違法性が指摘されており、法改正を主張する以上は、これらを踏まえた上で求める法改正が公共の利益に合うことを指摘すべきであるにも関わらず、主張では言及されていないので、財産権を制限するほどの高い公益性がある根拠は認められない。

(4) 著作権者は著作物の新品販売における利益をすでに独占しており、それ以上の独占は弊害がある。

同一タイトルでの書籍・ゲームの新品販売における利益は、著作権者が許諾によって独占している。これによりゲームソフトメーカーは価格に対する大きな支配力を有しており(卸値が高い)。またソニー・コンピュータエンタテインメントが中古を禁止し価格維持を図ろうとして独占禁止法により排除命令を受けた経緯がある。社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会が「新品販売の価格を高く設定しなければならなくなってしまう」と言っているが、新品の販売価格は市場によって決まるものであり、図らずもゲームソフトメーカーが販売価格の維持を図ろうとする意図が表れている。

価格はゲームソフトメーカーが決めるものではなく、そもそも販売店によって販売価格は異なるのだから、公

平な価格など存在しない。ユーザの不公平感を云々すること自体、筋違いである。

- (5) 著作権法は企業の利益を確保することを目的とした法律ではない

社団法人 日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会は「利益の確保が困難になる」と繰り返しているが、著作物によって得られる利益は著作物によって異なるのであり、利益を得られるかどうかは企業努力の問題である。

社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会が主張する「ゲームソフトの流通過程においても対価を取得できる機会」は、そもそも中古自動車のようにメーカーが中古市場に参入すれば得られるものであって、すでに機会は与えられているというべきであり、法律で保障する制度を作る必要はない。

- (6) 中古禁止はモラル・ハザードを引き起こす

そもそも製造原価である制作費は、利益を確保するために抑制されるのが自然であり、それが企業努力である。しかしながら、中古からも対価が得られるとそういった企業努力をせずに利益が得られるのであり、制作費のさらなる膨張といったモラル・ハザードを引き起こす。

- (7) 既存大手企業の利益を保護することは、新規企業の参入を抑制し、競争を減退させる。

利益確保が困難と言いつつ、既存の大手ゲームメーカーは東京証券場に一部上場し、高い利益を上げている。さらに赤字決算の企業も多くある中でも、黒字を確保し続けており、利益確保が困難な状況にあると認めることはできず、緊急の課題とみなすこともできない。

これら大手企業は古くからゲーム産業に関わってきた企業であるが、一方で中古ゲーム裁判以降、新規に参入した企業で大きな市場シェアを有しているところはない。

中古から利益を上げられるようにすることは、すでにソフトウェアを大量に流通させている既存大手企業に利益を与え保護することになり、新規参入をさらに困難にすることは明かである。

- (8) ゲームソフトメーカーが海外に開発拠点を移していることは全く関係がなく、論旨が破綻している。

デジタルメディア協会は「多くの国内ゲームソフトメーカーが(中略)開発拠点を海外に移しつつあるのが実態である」としているが、「数億から数十億にも上る莫大な制作費」いわゆる製造原価を抑えるために開発拠点を移すことは人件費の高い日本では当然のことであり、またゲームソフト販売が国際展開している現状において海外でも開発を行うのは自然な流れである。

- (9) メーカーが譲渡権が消尽する海外に市場を求めているならば、譲渡権が消尽することに問題はない。

仮に「国内市場を見限った」という主張を認めたとしても、それは譲渡権が消尽する海外でメーカーが利益が得られると考えていることであり、「譲渡権の消尽」とは関係のない問題である。

- (10) 貸与権すらない海外で利益が上げられるならば、著作権法の改正は必要ない。

海外にはゲームソフトに貸与権がないところもあり、また譲渡権が消尽するのが一般的であり、日本国内はそれと比較してもすでに十分保護的であると言える。その海外でゲームソフトメーカーが利益を上げており、むしろ

る日本で市場規模が減少しているならば、保護主義的な著作権法が競争機会を奪い市場の拡大を妨げている可能性もある。少なくとも、現行の著作権法によってメーカーの利益が不当に損なわれているとは認められない。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について[2. 関連]

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について[2. 関連]

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: 〒
電話番号:

意見:

(7)について、私は反対します。

この要望は、書籍、ゲームソフト等に限って
中古売買への課金と著作権者への支払いを
法で義務づけようとするものです。

しかしながら、住宅・自動車・洋服・家電製品・PCといった
多数の工業所有権の対象物が既に中古売買の対象となっており、
かつ(7)で要望されるような制度はありません。
(デジタルカメラなど、新品販売とほぼ同時に中古品が売買される製品でも!)
にもかかわらず、これら工業製品の製作者が全体として
経済的に行き詰まり、新製品の開発が滞っている事実はありません。

よって、書籍、ゲームソフト等に対して(7)の要望を実現する必要性は無く、
同時に、工業製品製作者との経済競争環境の平等を保つ上でも、
(7)の要望に対して、私は反対します。

(8)について、私は賛成します。

この要望は、既に下った「中古ゲーム事件」最高裁判決の趣旨を、
立法で明文化することを望むものです。

今後、中古販売への新規事業参入や同種の紛争発生時に、
迅速かつ明瞭な判断を行えるようにするためにも、
(8)の要望に対して、私は反対します。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: 〒
電話番号:

意見: (このメールは、前回誤って送信したメールの訂正版です。)

(7)について、私は反対します。

この要望は、書籍、ゲームソフト等に限って
中古売買への課金と著作権者への支払いを
法で義務づけようとするものです。

しかしながら、住宅・自動車・洋服・家電製品・PCといった
多数の工業所有権の対象物が既に中古売買の対象となっており、
かつ(7)で要望されるような制度はありません。
(デジタルカメラなど、新品販売とほぼ同時に中古品が売買される製品でも!)
にもかかわらず、これら工業製品の製作者が全体として
経済的に行き詰まり、新製品の開発が滞っている事実はありません。

よって、書籍、ゲームソフト等に対して(7)の要望を実現する必要性は無く、
同時に、工業製品製作者との経済競争環境の平等を保つ上でも、
(7)の要望に対して、私は反対します。

(8)について、私は賛成します。

この要望は、既に下った「中古ゲーム事件」最高裁判決の趣旨を、
立法で明文化することを望むものです。

今後、中古販売への新規事業参入や同種の紛争発生時に、
迅速かつ明瞭な判断を行えるようにするためにも、
(8)の要望に対して、私は賛成します。

(こちらが正しい私の意見です。2004.10.21 23:59:25 Japanに発信したメールは誤りです。)

宛先: "ch-houki@bunka.go.jp" <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:
件名: 「著作権法改正要望事項について[2. 著作権者の権利関連]

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名: [REDACTED]
所属: (会社名・学校名等又は職業 [REDACTED] 注: この意見は個人的なものであり団体とは関係ありません)
住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]
意見: (7) (8) (9) について
(7) に反対します。ブランド物や車を中古で買う消費者はいます。これらの物にも特許や商標というものがあります。「デザイナーや開発者に収益が入らないから搾取できるようにしてくれ」という人はまずいないでしょう。著作権者にだけそういったのが適用されるというのは理解不可能です。
(8) は最高裁判決の趣旨を明文化せよということですが、基本的には賛成です。最高裁判決が破棄されることは決して許されることではありませんから。
(9) は賛成です。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望について[2. 関連]

2. 著作権者の権利

① 氏名及び所属

氏名: [REDACTED]

所属: [REDACTED]

② 住所及び電話番号

住所: [REDACTED]

電話番号: [REDACTED]

③ 意見

(7) 書籍・ゲームソフトなど 著作物の複製物の譲渡に関して、権利者に利益を還元する方策を検討する。

【賛否】反対します。

【理由】そもそも「複製物の譲渡」に関して、著作権者が利益配分の対象となるかどうかは疑問があります。書籍でいえば、出版社との間で締結される出版契約において出版社との間での利益配分が定められ、その利益配分により十分な利益が配分されるはずで

次に、中古品流通と新品の売り上げとの間の因果関係についても何ら立証されていません。中古品を買う客層と新品を買う客層は明らかに異なる以上、それぞれ客層の棲み分けがなされているものと理解するのが自然であり、これらを同一視することは妥当とは思えません。

また、所有者の権能である処分権との関係が問題となります。私権の中心に位置する所有権のさらに中心に位置します処分権を制限することになりますから、よほどの事由が必要とされると思われるところ、単に「製作者の利益配分」「製作コスト回収」のみが根拠とされるのであれば、その根拠に乏しいと結論付けざるを得ません。

さらに申し上げますと、諸外国において中古品流通を著作権者の許諾が必要とする国は一カ国としてありません。もちろん「追求権」という権利が美術の著作物の著作権者に与えられていることは承知していますが、これは美術作品市場の開鎖性を前提とするものであると考えますので、書籍やゲームソフトと同列に扱うのは妥当とは思えません。

(8) 頒布権が及ぶのは、劇場公開用映画等で公に上映されることを前提とする映画の著作物のみであり、それ以外の著作物に係る譲渡権は、譲渡により消尽することの明文化

【賛否】賛成です。

【理由】そもそも譲渡権について第一譲渡の後に消尽しないとする法制度を設けているのは、映画の著作物についての日本くらいであり、その理由も、当時の映画配給システムの維持にあったと言われています。したがって、本来、劇場公開用映画等で公に上映されることを前提とする映画の著作物の複製物にのみ、この頒布権の消尽が働かないとするのが妥当であり、このことは、最近の裁判例によって も確認されているところです。

なお、昭和58年9月9日に出された「(著作権審議会)第1小委員会の審議結果について」においても、「その複製物の公衆への貸与について頒布権が及んでいる映画については、ベルヌ条約との関係からも頒布権を維持する必要があるが、劇場用映画及び放送用映画の配給の実態に着目して立法されている映画の頒布権の内容に関しては、ビデオ・ソフトが大量に市販される等その流通の実態が現行法の制定当時とは著しく異なってきた面があり、市販物の購入者の所有権との調整を図り、円滑な流通を阻害しないよう配慮する必要が生じつつあると考えられる。したがって、例えば、映画についても複製物の譲渡後の再譲渡を自由とするが、公衆への貸与については権利を及ぼすものとする等映画の複製物の流通の実態に着目した措置を講ずることを引き続き検討する必要がある。」と、市販物の購入者との所有権との調整が必要との指摘がなされているところです。

(9) 譲渡権の消尽の維持

【賛否】賛成します。

【理由】(7)において述べたとおりです。

(10) 書籍・雑誌の貸与権の報酬請求権化

【賛否】賛成します。

【理由】そもそもこの書籍・雑誌の貸与権が導入された主な理由は、コミックレンタルに係る「適正な対価」を漫画家に「還元」するためだと考えられます(個人的には漫画家が利益の分配に預かることの妥当性に疑問がありますが、ここでは一応置いておきます)。

そうしますと、貸与禁止を含む強力な権利である「貸与権」を付与する必要はそもそもなく、金銭の受給権である「報酬請求権」で十分なはずですが。

このことに関しては、「貸与禁止期間の設定に必要」との理由付けがなされているところですが、それでしたらレンタルレコードと同様に、貸与権を一定期間のみ付与し、その後は報酬請求権化する規定とすることも可能であったはずですが。

いずれにせよ、書籍の所有者の所有権を制限する重大な法制度を設けるわけですから、その制限を必要最小限の範囲にとどめる、このような措置が必要であるものと考えます。

(13) いわゆる「マンガ喫茶」でのコミック利用に係る利益の著作権者への還元

【賛否】反対します。

【理由】当該利用に関して著作権者が利益を得るべき根拠について、明確な説明がなされていません。また、各種の出版物で明らかになっていますとおり、当該利益が、特に若い漫画家に「還元」される見込みがあまりないものと考えられるからです。

さらに申しますと、原作品の所有者について展示権の制限がなされていることとの整合性がとれません。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【2. 関連】

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【2. 著作権の権利 関連】

氏名: [REDACTED]
所属 (会社、学校もしくは職業): [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見:

(7) に関連

(7) の意見には反対です。

一定期間後にユーザーが十分な満足を得られなくなった製品については中古市場が形成されます。長期にわたってユーザーに満足を与える商品は中古市場で売買されることも少なくなります。これは万国共通であり、日本だけで著作権使用料を支払うようにする必要はありませんし、文化の保護の観点から見ても中古市場を排除する理由はありません。

(8) に関連

(8) の意見に賛成します。

(9) に関連

(9) の意見に賛成します。

(13) に関連

(13) の意見に反対します。

① [REDACTED]

② [REDACTED]

③まず、総論的に意見を述べさせていただきます。
今回、著作権の権利に関連して関係団体から提出された要望の中には中古販売やレンタルに対して「保護」を求めるものがあります。しかしながら、それらは諸外国には存在しない「保護」であることも、主に消費者団体から指摘されているところでもあります。

その原因となるのは、わが国において、再販制度 (書籍、CD) やメーカー側の要求 (強要?) によって (ゲーム)、小売店が定価販売をしているために、消費者が、より安価な中古やレンタルを利用する頻度が多くなり、中古、レンタルの市場が諸外国に比して拡大してしまった、ということにあるのではないのでしょうか。
特に再販制度は法的な「保護」です。そこに、更に今回、要望として提出されている「保護」を認めることは二重の保護を付与することになります。立法においては、その「保護」が消費者の利益を損なうような過大なものにならない様、留意するべきだと考えます。
もちろん著作権の問題と再販制度の問題は別個のものではありますが、強く関連してしまっていることは否めません。

以下、各論で意見を述べます。

(7) もはや必要でなくなったもの、あるいは使用して十分な満足が得られなかったものを中古業者に売却することは、自動車や楽器等でも普通に行われていることです。そして、当然、中古で販売される際に製造者へ利益を還元するようなことはありません。それを著作物に関してのみ行うのは不当であると考えます。
この場合、著作権者、製造者に必要なのは「保護」を求めることではなく、消費者に長く所有したいという気持ちを起こさせる、満足を与えるものを作り出すことです。そうではなく中古業者がなければ「使い捨て」になるような商品をつくるということであれば、環境保護の観点から言っても、中古業者の方が賞賛されるべきでしょう。

(8) の最高裁判決にそって条文を明確化してほしいという要望は、時代にそった法律にするという意味でも支持します。

(9) 先に述べた理由により私も「消尽しない譲渡権の創設」には反対します。

(10) 後段の書籍・雑誌について貸与権ではなく、報酬請求権に限定するという要望については、賛成です。貸与権は「禁止」を行うことができる、あまりにも強力な権利です。しかしながら現在、資本業者が契約すべき著作権管理団体が未だ、結成されておらず、これでは伝統的な資本業者も法的に違法な状態になってしまう、最終的に廃業に追い込まれてしまう可能性があります。

(13) (7) と同じく著作権者、製造者に必要なのは「保護」を求めることではなく、消費者に長く所有したいという気持ちを起こさせる、満足を与えるものを作り出すことです。「文化」というものはそういうものであり、そうでないなら再販制度など必要ないでしょう。

宛先: ch-houki@bunks.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[2. 関連]

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (8) (9) について

「譲渡権の消尽」を維持することに賛成します。
「消尽しない譲渡権」を導入することは財産権の侵害に当たり、
日本国憲法第29条に違反します。

* [REDACTED]
* official e-mail: [REDACTED]
* private e-mail: [REDACTED]
* private site: [REDACTED]

[REDACTED]と申します。

以下の通り、コメントを提出致します。

■氏名

■所属

■住所

■電話

■意見

○要望の主旨
著作物の使用は著作権法の対象外であり、著作権者の許諾は不要であることを明確化する

○法改正を必要とする理由
著作権法においては、第21条からの著作権に含まれる権利の種類において権利が規定されている。これをプログラムの著作物に当てはめた場合、公でない範囲でのプログラムの実行(使用)については、第2条7項の演奏などと解釈されるところではあるが、現状はプログラムの実行は一般的に著作権法により制限されるといった誤った認識が広がっており、プログラムの著作物の使用自体に対して、明示的に著作権者から使用許諾契約の締結を求められ、限定的な使用行為のみを認められることが多い。

しかし、これは例えば購入した書籍を読むにあたっては、著作権者と使用許諾契約を結ぶ必要があり、しかも契約で認められた以外の読み方は許諾されない(例えば、契約で先頭から1ページずつ読むことのみを許諾し、後書きから読むことは許諾しないなど)ということと同じであり、著作権法の適用範囲を逸脱していると考えられる。

また、こうした使用許諾契約の存在を許容した場合、著作権法上(94)や(95)のような権利制限規定や、(37)のフェアユース規定が認められた場合でも、そのような目的での使用(利用ではなく)を制限する契約の締結を強制されることが想定され、結果としてこれらの権利制限規定が形骸化する恐れが高い。

しかし、著作権法に著作権は著作物の使用には及ばないという記載がないため、結果として不当な権利行使が容認されているのが現状である。

このため、口述などの使用行為については、著作権に含まれる権利に該当せず、使用にあたって明示的に許諾を得たり契約を締結したりする必要はないことを明文化したい。

○改正条項及び内容

(1) 第2条7項の「上演」、「演奏」又は「口述」に「プログラムの著作物の起動(もしくは使用、実行など)」を加える。

プログラムの起動は複製(利用)行為ではなく、著作権に含まれる権利の範囲外であることを明示する。

(2) 第17条3項を新設し、以下のような内容を追加する。

第22条、第24条の規定の適用を受けるものを除き、著作物の利用者は、著作権者から特段の許諾を得ずに「上演」、「演奏」又は「口述」を行うことができる。

著作権者に許諾を得ずに、著作物の使用は可能であること。単に著作物を使用するために、使用許諾契約の締結は不要であることを明示する。

宛先: mailto:ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【2. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]

意見: (13)について

改正を必要とする理由に、著作権者に利益還元がいつさいなされていないとあるが、なぜ書籍の購入時点で正当な対価が支払われていると考えてはいけないうかが疑問に思う。

漫画喫茶がコミックの新たな利用形態を生み出したというならば、むしろ読者や市場を拡大するという点で大きく貢献していると考えてもよいのではないか。

(13)は、1冊の本を不特定多数の読者が利用するのが問題であるとし、対価を主張しているように見受けられるが、本を借りて読む、あるいは所有しないで漫画喫茶のような場所で読むという行為が非難される行為かどうかは疑問に思う。

権利者側は、消費者に書籍を購入し、所持することを強く強いているように思えるが、金銭的な権利ばかりを主張し、消費者の権利を一方的に制限する要望を軽々しく認めることは慎むべきであり、慎重に慎重を重ねて議論されるべきと考える。

意見: (8)について

検討に値する要望と考える。また、CDやDVDといったメディアの寿命がアナログ媒体よりも短いとあるが、科学的根拠がある事実ならば、このことについてもっと取り上げてほしい。

意見: (7)について

ソフトウェアの複製物は通常の使用では劣化しないとあるが、ディスクに傷が付いて読み込みが不可能になることや、ディスクの破損は日常的に起こりうることである。

また、意見(8)で主張されていた、メディアの寿命の短さが事実であるならば、中古品が新品と変わらない価値を有するという主張には非常に無理があると思われる。よって意見(7)については反対である。

中古品からさらに著作権者が対価を得ることは、消費者からの2重の搾取にはならないのだろうか。非常に疑問に思う。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【2. 関連】

① 氏名及び所属

氏名: [REDACTED]

所属: [REDACTED]

② 住所及び電話番号

住所: [REDACTED]

電話番号: [REDACTED]

③ 意見

(7) 書籍・ゲームソフトなど著作物の複製の譲渡に関して、権利者に利益を還元する方を検討する。

【賛否】少なくとも出版物についての導入は反対する。

【理由】出版物に関する著作権者の所在は、年を経過することに追跡することが困難となる。また、署名でない者の没年については、それを調査することがほぼ困難であることが様々な実例からもうかがえる。そんな中、出版物の譲渡に関して要望のような制度が創設されると、著作物の流通が著しく阻害されるおそれが高い。

図書館においては、所有者から図書館資料の寄贈を受けることが少なからずあるが、その一つ一つにつき、適法に譲渡されたことを確認することは困難であるものと思われる。

所有物の譲渡という所有権制度の根幹を成す権原を法律によって制限することになるが、利益を還元するという点のみではこの制限を置くべき理由に乏しいものと考えざるを得ない。

(9) 譲渡権の消尽の維持

【賛否】賛成する。

【理由】(7)において述べたとおり、所有物の譲渡という所有権制度の根幹を成す権原を法律によって制限する以上、譲渡権は、違法複製物の流通阻止という権利の趣旨に則った範囲である「第一譲渡」の場合にのみ効力を有するとすることが妥当と考えられるため。

(13) いわゆる「マンガ喫茶」でのコミックの利用に係る利益の著作権者への還元

【賛否】反対する。

【理由】当該利用に関して利益を得るべき根拠について明確な説明がなされていない。

各種の出版物で明らかになっているとおり、当該利益が、特に若い漫画家に「還元」される見込みがあまりないものと考えられるため。

原作品の所有者について展示権の制限がなされていることとの整合性がとれない。

以上

電話番号記入漏れのため、再送信させていただきます。

氏名及び所属
住所及び電話番号

意見 (7) (8) (10)について以下のとおり

関係団体からの著作権法改正要望中、「2. 著作権者の権利」関連の要望に関し、以下のとおり意見を申し述べます。

(7) 著作物の譲渡に関して利益を還元する方策について
21世紀のコミック作家の著作権を考える会、社団法人コンピュータエンターテインメント協会、社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会、社団法人デジタルメディア協会及び社団法人パーソナルコンピュータソフトウェア協会の5団体より消尽しない譲渡に関する権利又は譲渡に関する一定期間の禁止権付与とその後の報酬請求権創設の要求が出ていますが、このような権利の付与には反対です。

これらの要求は、平成14年4月25日のゲームソフト中古再販訴訟判決を立法によって後そうとするもので、法の支配の観点からはむやみに認められるべきではありません。

もちろん、法解釈論としては否定的判断を下される問題であっても立法論としては肯定的に判断される場合もあり、また、判決後の事情の変化により判決当時とは異なる判断がなされるべき場合もあるでしょう。

しかし、本件について言えば、最高裁判決は、第一頒布の機会に対価取得が可能であること、及び、自由な流通確保の必要性から頒布権消尽論を採用したので、解釈論と立法論とで異なる結論を導き出すことは困難です。また、判決後2年あまりを経過しても、中古販売量は新品及び中古品の販売量の合計の3割程度と大きな変化はありません。しかも、この主張は、デジタル著作物は劣化しない（劣化が少ない）ことを根拠としていますが、譲渡に関する権利について、アナログ・デジタルという記録方式の違いで異なる取り扱いをすべき理由はないと考えます。

そもそも消尽しない頒布権は、アナログで記録された映画フィルムを代表的な客体とする権利です。類似点があるから記録方式が異なっても映画と同一に扱うべきだというのがあればわかりますが、映画と記録方式が異なることが、なぜ映画と同一の取り扱いをすべき根拠になるのでしょうか。

また、デジタルは劣化しない（少ない）との主張は、アナログ方式の複製物がデジタル方式の複製物に比べて著しく劣化するかのとき印象を与えるもので、甚だ迷惑です。

アナログの複製物であるビデオカセットテープは、昭和58年以前よりレンタル店に家庭内視聴用として頒布されてきました。すなわち、ビデオカセットテープは、中古での再譲渡とは比べ物にならないほど、多数の人によって繰り返し視聴されている実績がある、劣化の少ない複製物です。

また、レーザーディスクは音声はデジタルですが映像はアナログです。同一のディスクに記録された音声と映像のうち、音声は劣化しないが映像は劣化することが起こり得るのでしょうか、また、起こるとすればどのようなメカニズムによるのでしょうか。

アナログ方式の複製物は、多くのユーザーの方々に現在でもご利用頂いている商品です。それを根拠を示すことなく、著作権法上異なる取扱いをしなければならない程度に、デジタルより劣化するなどと言われるのは心外です。

ところで、ゲームソフト中古再販訴訟最高裁判決(※1)は、非消尽の頒布権の立法趣旨として、配給制度の存在、自由な流通を阻害しないこと及び上映権の実効性確保の3つを挙げています。配給制度は、興行収入から配給収入の配分を受ける制度でその実質は上映権の対価確保のための制度です。映画の著作物は頒布後の著作物の利用によって同じ複製物であっても経済的価値が大きく異なるので、その経済的価値（興行収入）に見合った対価（配給収入）を確保する必要があります。すなわち、上映権の実効性確保の仕組みが配給制度です。

したがって、アナログであろうとデジタルであろうと、二重利得の批判が当たらず上映権等の実効性確保に必要な「公衆提示目的」の頒布（著作権法2条1項19号後段）の場合には、消尽しない頒布権が必要です。そして、

ゲームソフト中古再販訴訟において勝訴した中古販売店の方々の主張(※2)も前段頒布消尽・後段頒布非消尽とするもので、最高裁判決も後段頒布非消尽を否定していません。

ビデオソフトの場合、公の上映の許諾は、公の上映用のソフトを貸与して行っており、普通は、個人向け販売用ソフトやレンタル店向けソフトを用いての公の上映を許諾しません。すなわち、非公衆提示目的で頒布した複製物の公衆提示目的での譲渡を禁止することによって上映権の実効性を確保しているのです。それゆえ、非消尽の頒布権は、市販ソフトの「公衆提示目的」頒布を禁止することこそ意義があります。

したがって、報酬請求権制度創設によって公衆提示目的の譲渡に関する権利を消尽させることには、強く反対します。

(8) 二十六条の頒布権を公衆提示目的（劇場公開用映画）のみを残すことについて

テレビゲームソフトウェア流通協会、日本コンパクトディスクビデオレンタル商業組合及び日本テレビゲーム商業組合の3団体の要求は、公衆提示目的の譲渡を頒布権に残すとしているものの、要望の趣旨において

「二十六条の頒布権は公衆提示目的（劇場公開用映画）のみを残し、大量複製品の頒布権は消尽規定のある譲渡権と貸与権に集約する。」

としています。また、そのほかの団体からは、公衆提示目的の有無に係らず譲渡に関する権利の消尽を規定することの要望があります。

しかしこの要求は、最高裁判決とは以下の点で異なっていますし、この訴訟に勝訴された中古販売店の皆様の主張とも齟齬があると思われます。

したがって、公衆提示目的の譲渡に関する頒布権を消尽させる法改正要求には、これら3団体の要望を含め、反対です。

最高裁は、大量複製品かどうかで頒布権が消尽するかどうかが決まるとはしていません。大量複製品かどうかを基準のひとつに挙げたのは最高裁で否定された東京高裁判決です。

最高裁は、「公衆提示目的のない家庭用ゲームソフトの譲渡」について、「公衆への再譲渡」の権利が消尽するとしたのですから、著作物の属性や複製物の属性によって判断したのではなく、具体的な頒布行為に公衆提示目的があるかどうかを判断基準にしたものとみるべきです。

また、最高裁は、非消尽の頒布権の根拠として

- (1) 配給制度が存在したこと、
- (2) 自由な流通を阻害しないこと、
- (3) 上映権の実効性を確保する必要があること、

の3つを挙げており、配給制度だけを非消尽の頒布権の立法趣旨としたわけではありません。公衆提示目的の有無を基準にするならば、非消尽の頒布権の客体を劇場用映画に限定する理由はありません。

また、中古販売店の方々は次のように主張されました（大阪事件控訴審控訴人側第三準備書面(※2)）。

「後段頒布こそ頒布権という特別の規定の内容をなす「頒布」の意義でなければならない。」

「これは、立法当時映画が劇場において多数の客の需要を一時に満たすという利用形態を前提としていたわけで、その限りで強力なコントロールの根拠でありえたわけである（テレビの放送も同様）。」

ゲームの著作物を除けば、映画の著作物には劇場用映画、放送番組及びオリジナルビデオがあります。勝訴した中古販売店の皆様も訴訟の場で認めておられたように、放送番組も「公衆提示目的」で創られ、放送という形態で「公衆提示」される著作物です。加えて、放送番組のビデオも公の上映目的で譲渡されることがありうる著作物です。昨年封切られた「踊る大捜査線 THE MOVIE 2 レインボーブリッジを封鎖せよ!」は劇場用映画ですが、「踊る大捜査線」のシリーズには放送番組もあります。劇場版の「踊る大捜査線」のビデオを公の上映目的で譲渡するときには著作権者の許諾を要するが、放送番組の「踊る大捜査線」のビデオを公の上映目的で譲渡するとき

は著作権者の許諾を要しないというような区別には合理性はないと考えます。

また、オリジナルビデオ作品も、CATV等で放送される作品もあり、公衆提示目的の利用に高い経済的価値がある映画の著作物ですから、公衆提示目的の譲渡について非消尽の頒布権が必要なことは劇場用映画と異なるものではありません。

ところで、(7)に関して述べたとおり、普通、市販ソフトを用いての公の上映を許諾することはありません。

したがって、公衆提示目的で複製物を入手しようとしている方に公衆提示できない市販ソフトを譲渡することは、権利の瑕疵のある商品を販売することにほかなりません。中古販売店の方々に、権利の瑕疵のある商品を販売する自由を、わざわざ法改正を行ってまで認める必要はないと思いますし、中古販売店の方やユーザーの皆様にとっても、中古品を公衆提示目的で販売する自由がなければ困りになる事情は存在しないと考えます。

著作権審議会第三小委員会の頃から、ビデオソフトに消尽しない頒布権はいらないのではないか、との意見がたびたび表明されてきました。しかしながら、それらの意見はいずれも前段頒布権非消尽の弊害を指摘するもので、後段頒布権が非消尽であることについての弊害が指摘されたことはなかったように思われます。ゲームソフト中古訴訟で最高裁が指摘した二重利得の批判も、「公衆提示の対価」を第一譲渡の際に価格に含めることが不合理な後段頒布にはあてはまりませんし、自由な流通の確保という点でも、「公衆提示の目的のない」譲渡の自由が確保されれば足りるのですから、後段頒布権が非消尽であっても問題はありません。

また、頒布権ではなく上映権の問題として考えれば足りるのではないかとの指摘もあります。

しかし、ビデオソフトを用いての公の上映は、ビデオシアターをはじめ、航空機・船舶・バス等各種交通機関の中やホテルその他の施設等で日常的に様々な場所で行われており、著作権者が無許諾上映の有無を監視することはおよそ不可能でし、好ましいことでもありません。

また、現在、上映用のビデオソフトを上映使用料を含んだ料金で貸出す方法により公の上映を許諾し、メーカーから原作者に分配する方法が採られています。仮に、中古市販ソフトを公衆提示目的で自由に販売してよいということになり、後は上映権の問題だということになれば、公の上映の許諾事務に多くの人員と費用が必要となり、効率の悪い許諾システムになってしまいます。

したがって、非消尽の頒布権の客体を、劇場用映画に限定することには反対です。また、「公衆提示」は公の上映に限定されるものではなく、ひとつの複製物を多数の方の視聴に供することをいうのですから、「公に上映されることを目的とせずなされる頒布には適用しない。」とする法文を法26条3項として追加するという法改正にも反対です。

(8) 前段頒布権の譲渡権と貸与権との集約について
「101匹ワンちゃん事件」東京地裁判決(※3)は、劇場上映との関係で二重利得との批判を退けており、国際消尽を否定する司法判断が示されています。この判決は、国内消尽に関するゲームソフト中古再販訴訟判決とは矛盾するものではありません。国際消尽を定めた譲渡権に集約することには、司法判断に反する法改正を意味しますから、反対です。

(10) コピー問題を伴わない貸与をWIPO並に原則自由にする要求について
WIPO著作権条約7条(2)項(ii)号を根拠に、コピー問題を伴わない貸与を自由にすべきという主張は理由がないので、反対です。

WIPO著作権条約7条は、一般的貸与権を定めるべきとするわが国や欧州諸国と、コンピュータソフトウェアと音楽CDに貸与権の客体を限定すべきだとする米国との間で意見の対立があった問題です。そして、同条は「minimum right」を定めたもので国内法でより高いレベルの保護を行うことができるとするインドの提案が、賛成66、反対6、棄権18で採択されています。

すなわち、WIPO著作権条約7条は保護の最低基準を定めたものであり、これを根拠に、同条約成立以前からのわが国の著作権保護の水準を引き下げるのは失当です。

著作物を貸与するという利用行為は、単に譲渡する以上の経済的効用を有する点で著作権法上保護すべき利用行為です。複製を伴わない貸与は通常の物の貸与と異ならないとの主張は、著作物の複製物の価値が著作物の利用にあることをみないもので妥当ではありません。

私的複製が簡単かつ安価にできるように、有体物としての複製物は、商品として製造する場合でも安価に作るすることができます。

しかし、映画の著作物の複製物であるビデオソフトは、著作物の創作に多額の費用と労力がかかっており、有体物としてのビデオソフトの製造コストに比べ、無体物である著作物の創作コストが大きな比重を占める点で、通常の商品とは大きな相違があります。

それゆえ、同一の複製物でも利用の効用に応じた価格で供給することが可能で、ビデオソフトについては、レンタル店向けの商品より廉価に販売用ソフトを供給することは合理性があります。貸与に関する著作権法上の権利は、頒布後の複製物の利用形態によって異なる取り扱いをする必要性から認められるべき権利であって、コピー問題を伴うかどうかと貸与に関する著作権法上の権利の必要性とは、少なくとも映画の著作物に関しては、別個の問題であると考えます。

(※1) ゲームソフト中古販売訴訟最高裁判決(大阪事件)
(最高裁判所 平成13年(受)第952号)
<<http://courtdomino2.courts.go.jp/schanrei.nsf/VW2/FADCC2C2E18BC40249256CB5000A074E?OPENDOCUMENT>>

(※2) ゲーム中古訴訟東京訴訟控訴審被控訴人側第三準備書面
<<http://www.arts.or.jp/docs/tokyo2/tokyohikosonin3.pdf>>
ゲーム中古訴訟大阪訴訟控訴審被控訴人側第三準備書面
<<http://www.arts.or.jp/docs/osaka2/osakakosonin3.pdf>>

(※3) 「101匹ワンちゃん事件」東京地裁判決
(平成6年7月1日 東京地裁 平成5(ワ)4948号)
<<http://courtdomino2.courts.go.jp/chizai.nsf/Listview01/2973F0EEDDE5597C49256A7600272B02/?OpenDocument>>

E-mail

TEL

FAX

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について[1. 関連]

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見:
(7) (8) (9) についての意見です。

- 著作権法第26条を改正するのであれば本件最高裁判決に基づき譲渡に係る部分は消尽することを明記するか、その対象を「劇場の施設で公衆に上映し、対価を得ることを目的にした映画の著作物」に限定すべきです。
- もし中古販売が規制された場合、既に生産や出荷が終了してから時間がたったゲームソフトやCDをどこで入手すればいいのでしょうか？ 中古市場がそういった「受け皿」となっているのにそれを潰すのは如何なものでしょうか？
- 最高裁判決を破棄することになると聞きましたがそれは許されないことではないのでしょうか？
- チケットゲッターによるチケットの転売すらともに規制できていない感があるのですが、それで規制などできるのですか？
- もう遊ばないゲームやもう聴かないCDを売った利益で新たに購入できたのにそれができなくなってしまいます。買ったものをどうするかは基本的に個人の自由です。面白いゲームであればいつかやるだろうと手許に残すはずですが。
- 新品で買えば著作者に利益が入り、サポートを受けられたりしますが、中古で買えばまず受けられません。こういった例をしても「中古が利益を奪ってる」と言い続けるつもりですか？

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について[1. 関連]

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
(尚、本意見は個人的なものであり、所属する団体とは関係ありません)
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見:
(10) の意見に賛成します。

(10) は、1. 及び2. についてが、コピー問題の伴わない貸与については貸与権の対象からはずせということ、
3. が書籍・雑誌等の貸与については禁止権ではなく報酬請求権に留めよというもの。

前段については、
借主が借りてきたオリジナル商品の私的複製物を製作して返却するという利用法が、通常とられるものについては、通常の工業製品の貸与と何ら変わるところはなく、当該工業製品に自己の著作物が用いられている者にだけ、貸与権（貸与に対する報酬請求権を含む）を付与する理由はありません。

ベルヌ条約は貸与権の創設をそもそも加盟国に義務づけていませんし、
WIPO著作権条約も、私的複製物を製作するために貸与を受けるという利用方法が通常化していない場合にまで
貸与権を創設することを義務づけていません。
そして、その物理的な寿命に比して消費者に十分な満足を与えることができる期間が短い商品については、
使い捨てをやめ、レンタルなどを活用するというのが、環境立国日本の国是にも沿うことを考えるならば、
貸与権の範囲を限定する(10)の1. 及び2. の意見に賛成します。

後段については、
前回の著作権法改正により書籍・雑誌の貸与に対しても著作権者に貸与禁止権を付与することとした際に、
著作権者側の代表は、書籍等のレンタルを禁止するつもりはない等といって国民や国会議員を安心させておきながら、
上記改正法が施行される平成17年1月1日が目前だというのに、
「このことライセンス契約を結べば書籍・雑誌について合法的にレンタル業を営むことができる」という組織ができあがっていません。
このまま上記改正法が施行された場合には、貸本業者はすべて廃業するか刑罰を受けることを甘受するかという
選択を論理的には迫られることになります。
書籍・雑誌等は、著作権者側で理想の読者として想定する高額所得者だけが享受すればよいというものではないことは
いうまでもないことでありますが、このままでは、地元の公立図書館が収蔵しない類の書籍について、
低所得者や子供たちはこれを読誦し、それをその精神の発展に活かすことができなくなります。

もともと文化庁やコミック作家等は、レンタルコミックなどの収益の一部を漫画家に還元すべきだとして
国会議員を説得して法案を通したのに、改正法が「貸本業撲滅」という、国会が予定していない事態を生じさせることになってしまいます。
そのような事態は可能な限り回避すべきであり、したがって、上記改正法の施行日である平成17年1月1日までに
「このことライセンス契約を結べば書籍・雑誌について合法的にレンタル業を営むことができる」という組織が成立する見込みがないのであれば、
書籍・雑誌の著作権者から貸与禁止権を取り上げる立法を行うことが必要となります。
よって、私は(10)の3. にも賛成します。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について[1. 関連]

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
(尚、本意見は個人的なものであり、所属する団体とは関係ありません)

住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]

意見:
(7)の意見に反対します。著作権とは所有権に勝る権利ではないと考えます。
それに伴い、(8)の意見にあるよう、2002年4月25日最高裁判所第一小法廷判決を尊重する法整備を求めます。

(7)は、要するに、著作物の複製物の中古品を販売した物に対して上納金を著作権者に納めさせよとするものです。

工業製品には様々な知的財産が用いられていることは日本のみならず、世界各国で共通している事象であり、その物理的な寿命に比して消費者に十分な満足を与えることができる期間が短い商品については中古品市場が形成されることも、日本のみならず世界各国で共通している事象です。

それなのに、なぜ、日本の、著作権者のみが、中古品の販売業者の営業努力の成果を搾取することが許されるのか、理解出来ません。

中古自動車を購入した人は、自動車メーカー、もしくはその製作に係わった全ての人に上納金を納める必要が出てくるのでしょうか？
家電リサイクルは、家電という著作物をメーカーに上納金を払わずに流通させますが、著作権侵害になるのでしょうか？

そもそも、私たちは、ゲームやコミックを購入し、所有しています。
所有物を売ることは問題ないはずですが、(7)の意見からすると、これらの商品は、著作権者から私たちが借り受けただけで勝手に売買できないものなのでしょうか？であれば、著作権者に返却したいコミックやCDが山ほどあるので返却先を教えてください。

著作権とは所有権に勝る権利ですか？私にはそうは思えません。

付随して、(8)の意見にあるよう、2002年4月25日最高裁判所第一小法廷判決を尊重する法整備を求めます。
決して、(7)の暴論を理由に判決をひっくり返す法律を策定しないよう、強く求めます。